

平成 22 年 1 月調査

裁判員制度の運用に関する意識調査

平成 22 年 3 月

最高裁判所

目 次

本報告書を読む際の注意	3
I 調査の概要	4
II 調査結果の概要	5
1 裁判員制度の周知状況	5
(a) 裁判員制度の開始について	5
(b) 裁判員制度の内容	6
(c) 裁判員に選ばれる可能性	7
2 裁判員制度の周知媒体	8
3 裁判や司法への関心度	9
4 裁判員制度が始まる前の印象	10
(a) 公立中立である	11
(b) 信頼できる	12
(c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある	13
(d) 納得できる裁判（判断）が行われている	14
(e) 国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている	15
(f) 事件の真相が解明されている	16
(g) 裁判の手續や内容が難しい，わかりにくい	17
(h) 裁判に時間がかかる	18
(i) 国民の関心が高く自分の問題として考えている	19
5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ 4の印象を持つことになった原因.....	20
6 裁判員制度の実施により，期待すること	21
(a) 裁判がより公正中立なものになる	22
(b) 裁判がより信頼できるものになる	23
(c) 裁判所や司法が身近になる	24
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる	25
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる	26
(f) 事件の真相がより解明される	27
(g) 裁判の手續や内容がわかりやすくなる	28
(h) 裁判が迅速になる	29
(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	30

7	裁判員制度の実施後の変化	31
(a)	裁判がより公正中立なものになった	32
(b)	裁判がより信頼できるものになった	33
(c)	裁判所や司法が身近になった	34
(d)	裁判の結果（判断）がより納得できるものになった	35
(e)	裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった	36
(f)	事件の真相がより解明されている	37
(g)	裁判の手続や内容がわかりやすくなった	38
(h)	裁判が迅速になった	39
(i)	国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	40
8	裁判員制度の実施後の変化についてQ7の印象を持つことになった原因	41
9	裁判に参加する場合の心配や支障となるもの	42
10	裁判員として刑事裁判に参加したいか	43
11	刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか	44
12	制度開始前・実施への期待・実施後の変化	45
III	調査票（付：単純集計結果）	47
	標本抽出方法	53

〔本報告書を読む際の注意〕

- 1 nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- 2 質問の種類を示す記号は次のとおりである。

M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answers の略)。

このとき回答計およびM. T. (Multiple Total の略) は回答数の合計を回答者数 (n) で割った比率であり、通常その値は100%を超える。

〔回答票〕: 回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問
- 3 結果数値 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。
- 4 統計表等に用いた符号は次のとおりである。

0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの

— : 回答者がいないもの
- 5 職業別の分析で、「その他」は回答数が少なく誤差が大きいため、分析の対象としていない。
- 6 小計の値は、各選択肢の表章されたものを合算しているので、回答数を合算したものから算出した場合と一致しないことがある。

I 調 査 の 概 要

1 調 査 目 的 裁判員制度の施行後、裁判員制度に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

2 調 査 項 目 (1) 裁判員制度の周知状況
(2) 裁判員制度の周知媒体
(3) 裁判や司法への関心度
(4) 裁判員制度が始まる前の印象
(5) 裁判員制度に印象を持つことになった原因
(6) 裁判員制度の実施により、期待すること
(7) 裁判員制度の実施後の変化
(8) 裁判員制度の実施後の変化について印象を持つことになった原因
(9) 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの
(10) 裁判員として刑事裁判に参加したいか
(11) 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

3 調 査 対 象 (1) 母 集 団 全国 20 歳以上の者
(2) 回 収 数 2,037 人
(3) 抽出方法 層化 2 段無作為抽出法

4 調 査 時 期 平成 22 年 1 月 21 日(木)～ 2 月 3 日(水)

5 調 査 方 法 調査員による個別面接聴取

6 調 査 実 施 機 関 社団法人 新情報センター

7 性・年齢別回収数

	男性	女性	合計
20～29 歳	144(7.1%)	128(6.3%)	272(13.4%)
30～39 歳	181(8.9%)	189(9.3%)	370(18.2%)
40～49 歳	169(8.3%)	146(7.2%)	315(15.5%)
50～59 歳	165(8.1%)	171(8.4%)	336(16.5%)
60～69 歳	168(8.2%)	180(8.8%)	348(17.1%)
70 歳以上	161(7.9%)	235(11.5%)	396(19.4%)
計	988(48.5%)	1,049(51.5%)	2,037(100.0%)

Ⅱ 調査結果の概要

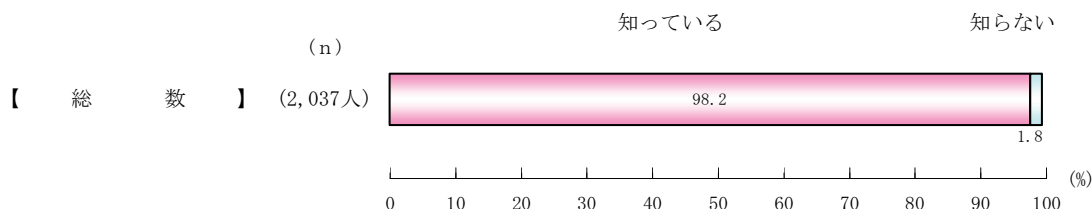
1 裁判員制度の周知状況

(a) 裁判員制度の開始について

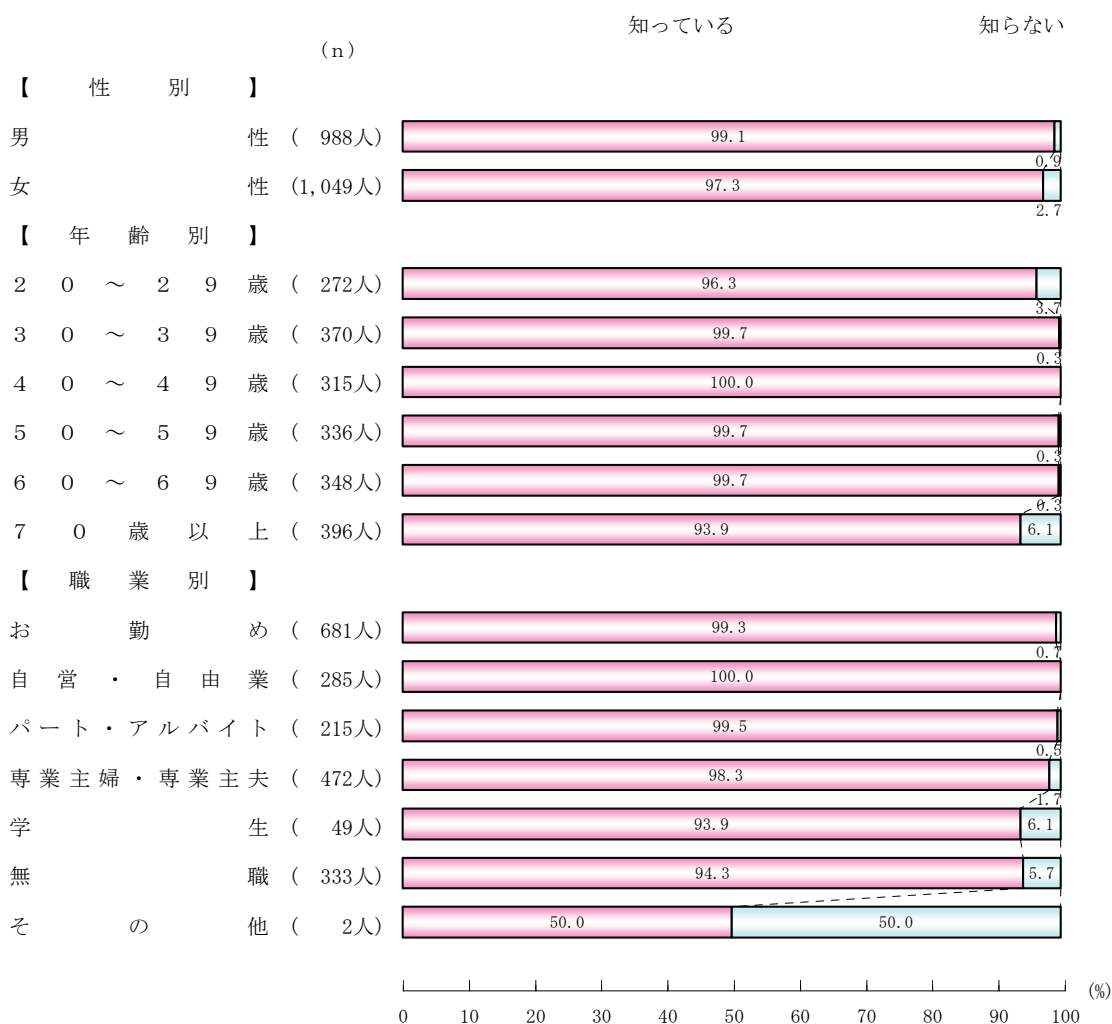
Q1 [回答票1] あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

(a)～(c)の各項目ごとに「知っている」「知らない」のいずれかをお答えください。

(a) 裁判員制度が開始された



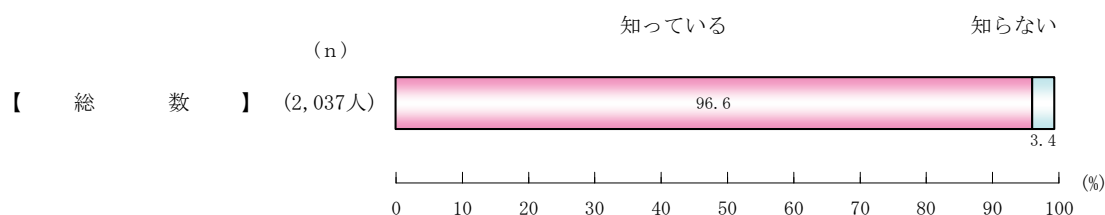
「裁判員制度が開始された」ことを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が98.2%、「知らない」と答えた者は1.8%であった。



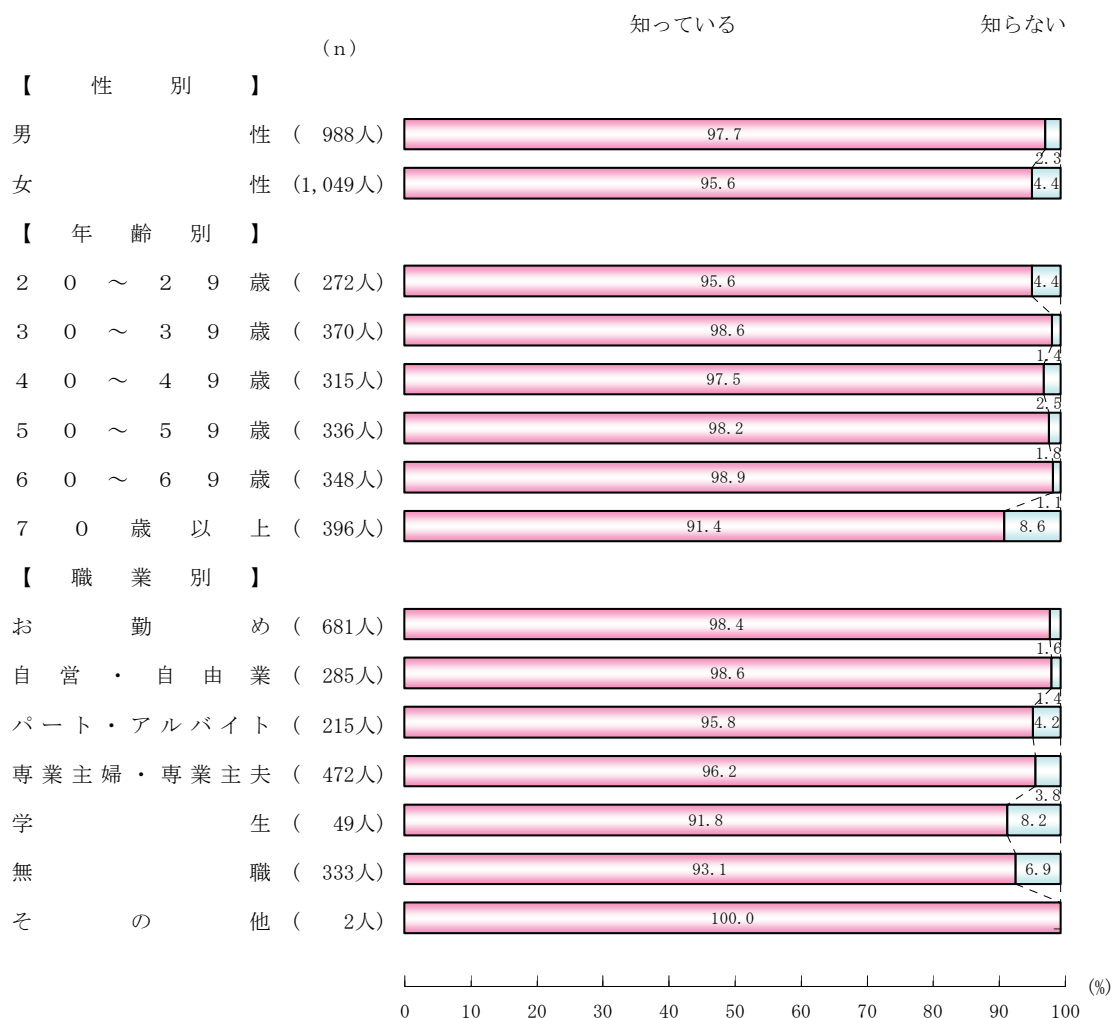
「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、女性より男性で高くなっている。年齢別にみると、30代～60代で高く、職業別にみると、自営・自由業で高くなっている。

(b) 裁判員制度の内容

(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である



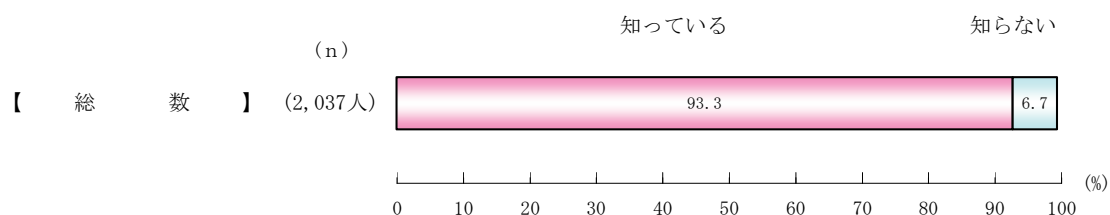
裁判官と一緒に有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度であることを「知っている」と答えた者が96.6%で、「知らない」と答えた者は3.4%であった。



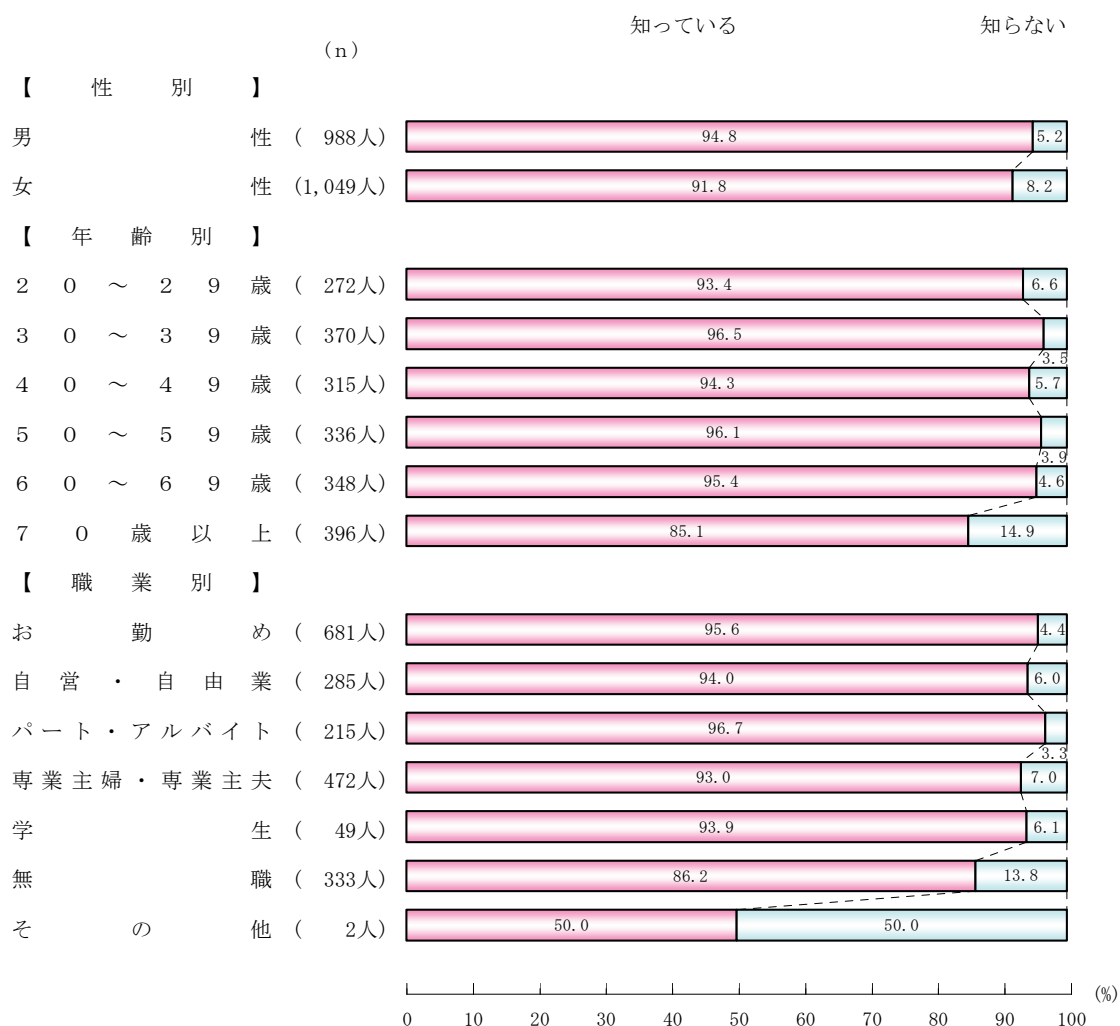
「知っている」と答えた者の割合は、男女別にみると、女性より男性で高く、年齢別にみると、30代・60代で高くなっている。職業別にみると、自営・自由業、お勤めで高くなっている。

(c) 裁判員に選ばれる可能性

(c) 選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある



有権者であれば、原則として誰でも選ばれる可能性があることを「知っている」と答えた者が93.3%、「知らない」と答えた者は6.7%であった。周知状況を聞いた3項目の中では、「知らない」と答えた者の割合が一番高かった。

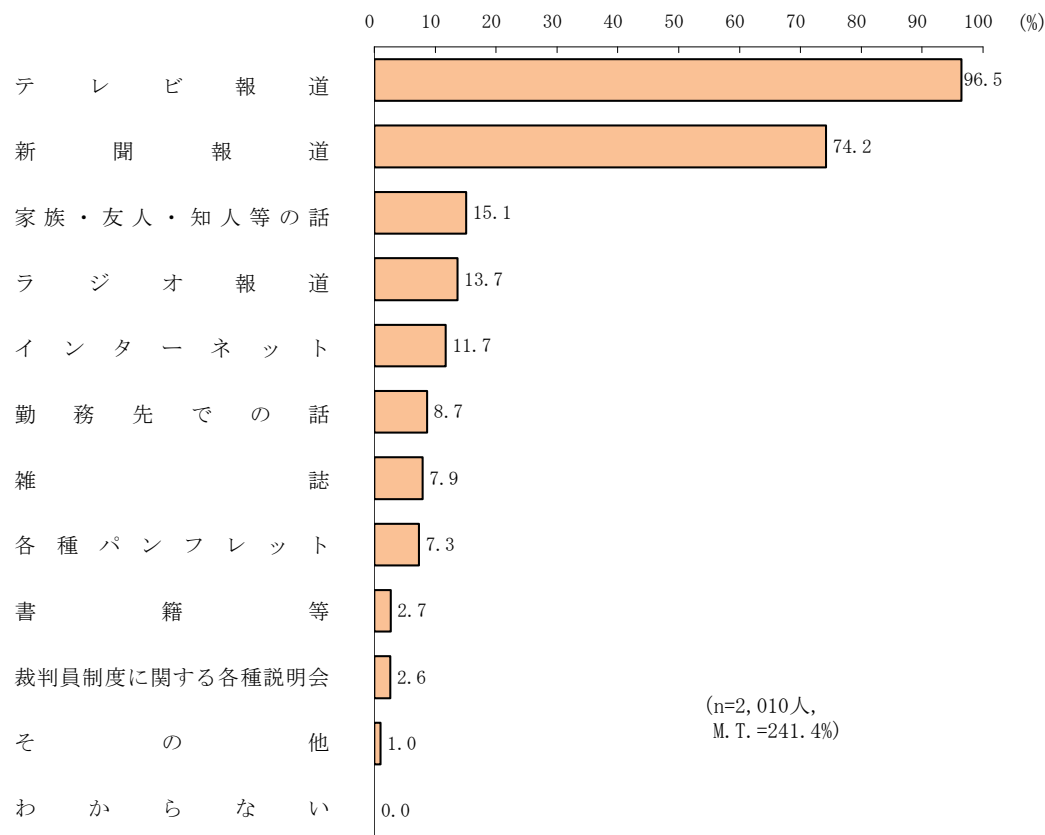


「知っている」答えた者の割合は、男女別にみると、女性より男性で高く、年齢別にみると、30代で最も高く、職業別にみると、パート・アルバイトとお勤めで高くなっている。

2 裁判員制度の周知媒体

【Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2～Q9を聞く】

Q2 〔回答票2〕では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)



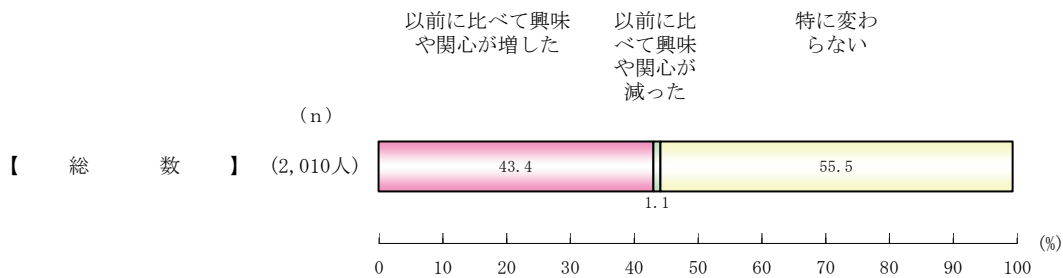
裁判員制度を知っている人に、何から知ったかをたずねたところ、「テレビ報道」をあげた者の割合が最も高く 96.5%、次いで「新聞報道」74.2%であった。

	該当数 (n)	新聞報道	雑誌	書籍等	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	各種パンフレット	家族・友人・知人等の話	勤務先での話	裁判員制度に関する各種説明会	その他	わからない	回答計
【性別】														
男性	983	77.0	9.3	3.9	95.5	16.6	16.1	7.9	11.9	11.5	3.1	0.7	0.1	253.5
女性	1027	71.5	6.6	1.6	97.4	10.9	7.6	6.7	18.1	5.9	2.1	1.4	-	229.8
【年齢別】														
20～29歳	268	51.9	5.2	1.9	93.7	6.3	25.7	4.1	19.8	8.2	1.9	3.0	-	221.6
30～39歳	370	65.4	7.3	1.9	97.8	12.2	15.7	4.3	14.1	11.4	1.4	0.5	-	231.9
40～49歳	315	74.9	9.5	3.2	95.6	15.9	16.2	8.6	15.6	14.0	3.5	0.3	0.3	257.5
50～59歳	336	83.6	10.7	4.5	96.7	13.7	9.2	11.3	15.2	9.8	2.4	1.5	-	258.6
60～69歳	347	86.7	10.1	4.0	98.0	21.0	5.2	11.2	17.6	8.9	4.0	0.3	-	267.1
70歳以上	374	78.1	4.5	0.8	96.3	11.8	2.4	4.3	9.9	0.5	2.4	1.1	-	212.0
【職業別】														
お勤め	680	70.0	8.4	2.9	95.9	13.2	17.9	6.9	13.1	16.2	2.6	0.6	0.1	247.9
自営・自由業	285	79.3	9.5	5.3	95.4	21.4	11.2	8.1	13.7	8.1	3.2	1.1	-	256.1
パート・アルバイト	214	75.7	6.5	1.9	98.1	12.1	10.7	6.5	20.1	10.3	0.5	0.5	-	243.0
専業主婦・専業主夫	465	72.5	7.1	0.9	97.8	11.2	6.0	7.3	18.1	1.9	3.0	1.5	-	227.3
学生	48	56.3	6.3	2.1	89.6	4.2	27.1	14.6	25.0	2.1	6.3	10.4	-	243.8
無職	316	82.9	7.3	3.2	96.5	13.6	5.7	7.0	11.1	2.5	2.2	0.3	-	232.3
その他	2	50.0	100.0	-	100.0	50.0	-	-	50.0	50.0	-	-	-	400.0

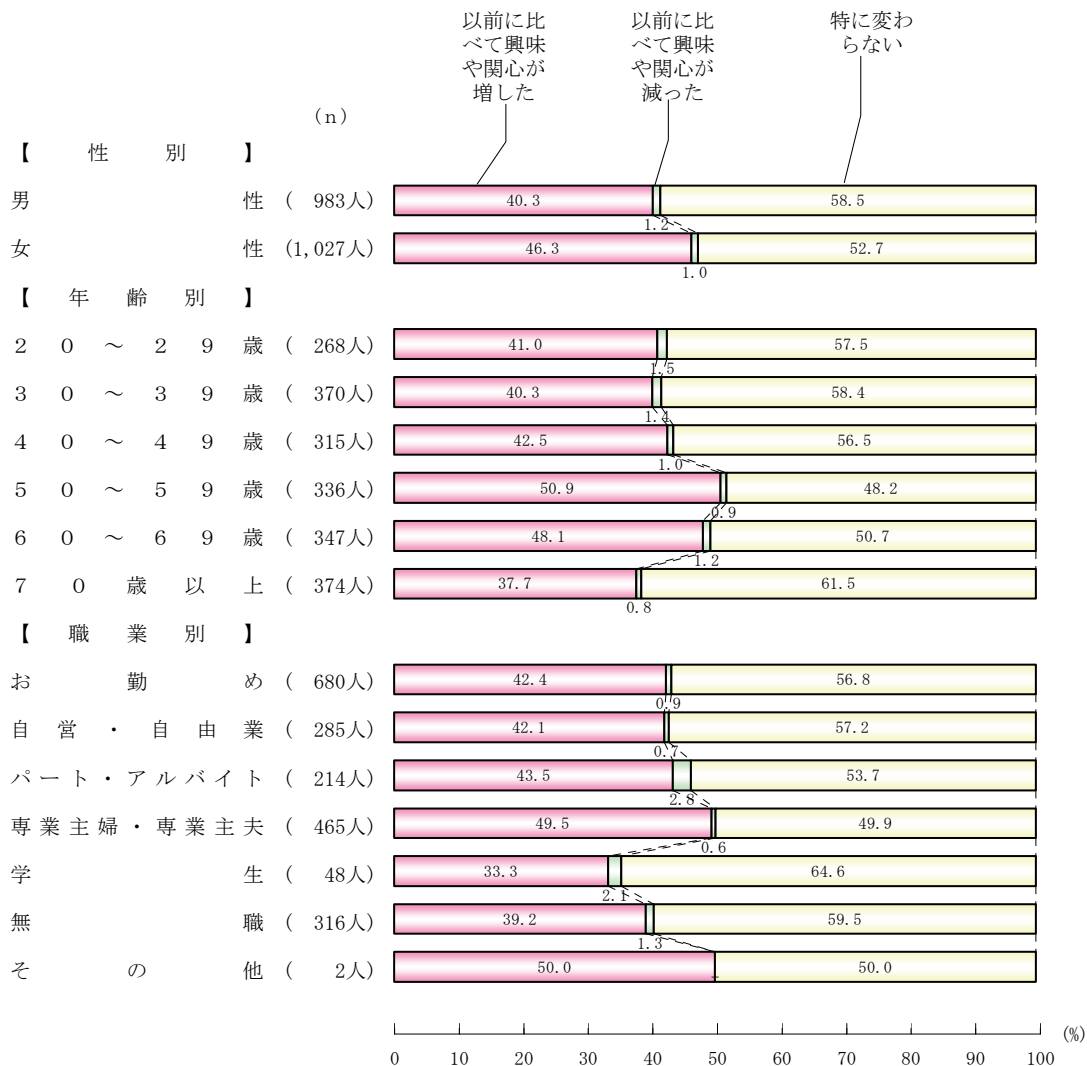
「インターネット」から知った人と答えた者の割合は、男女別にみると、女性より男性で高く、年齢別にみると、20代～40代の若年層で高くなっている。

3 裁判や司法への関心度

Q3 「回答票3」裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。



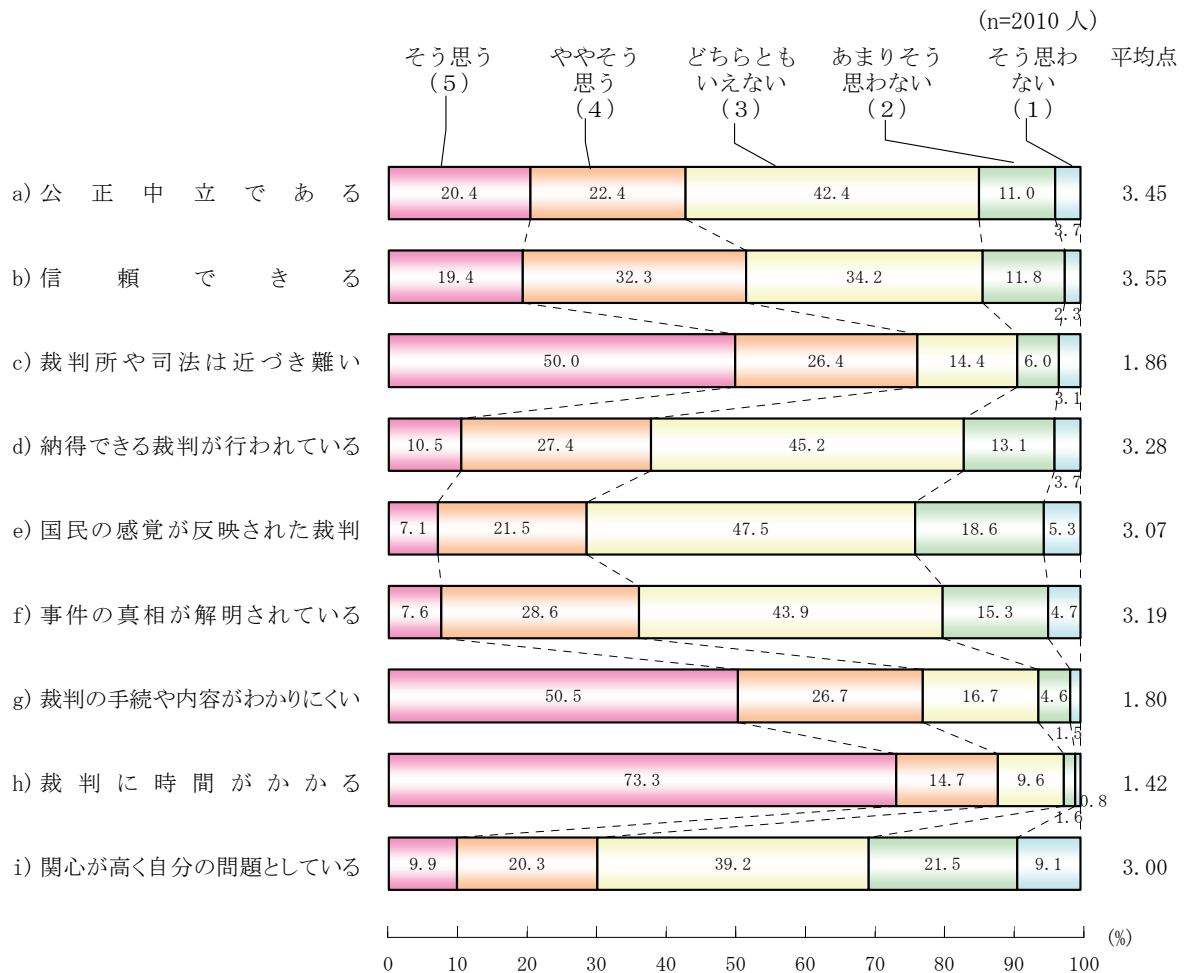
裁判員制度が開始されてから、裁判や司法に対する興味や関心が変わったかをたずねたところ、「特に変わらない」をあげた者の割合が最も高く 55.5%、「以前に比べて興味や関心が増した」は 43.4%、「以前に比べて興味や関心が減った」は 1.1%であった。



「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合は、男女別にみると、男性よりも女性で高く、年齢別にみると、50代・60代で高く、「特に変わらない」は70歳以上で高くなっている。

4 裁判員制度が始まる前の印象

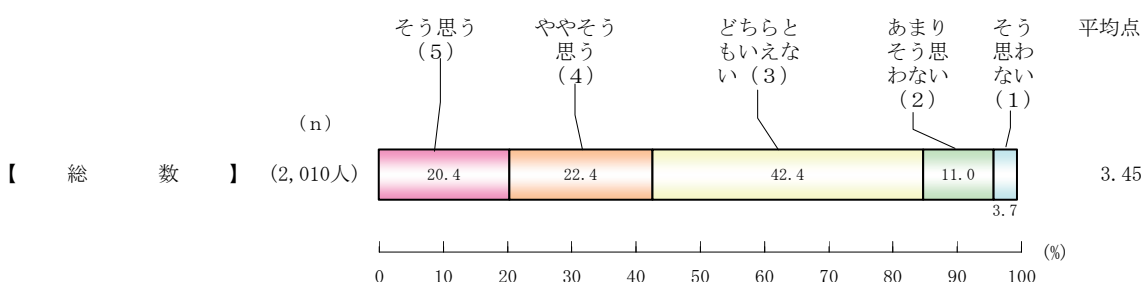
Q 4 「回答票 4」あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の（a）～（i）のそれぞれについて、あてはまるものを 1 つ選んでください。



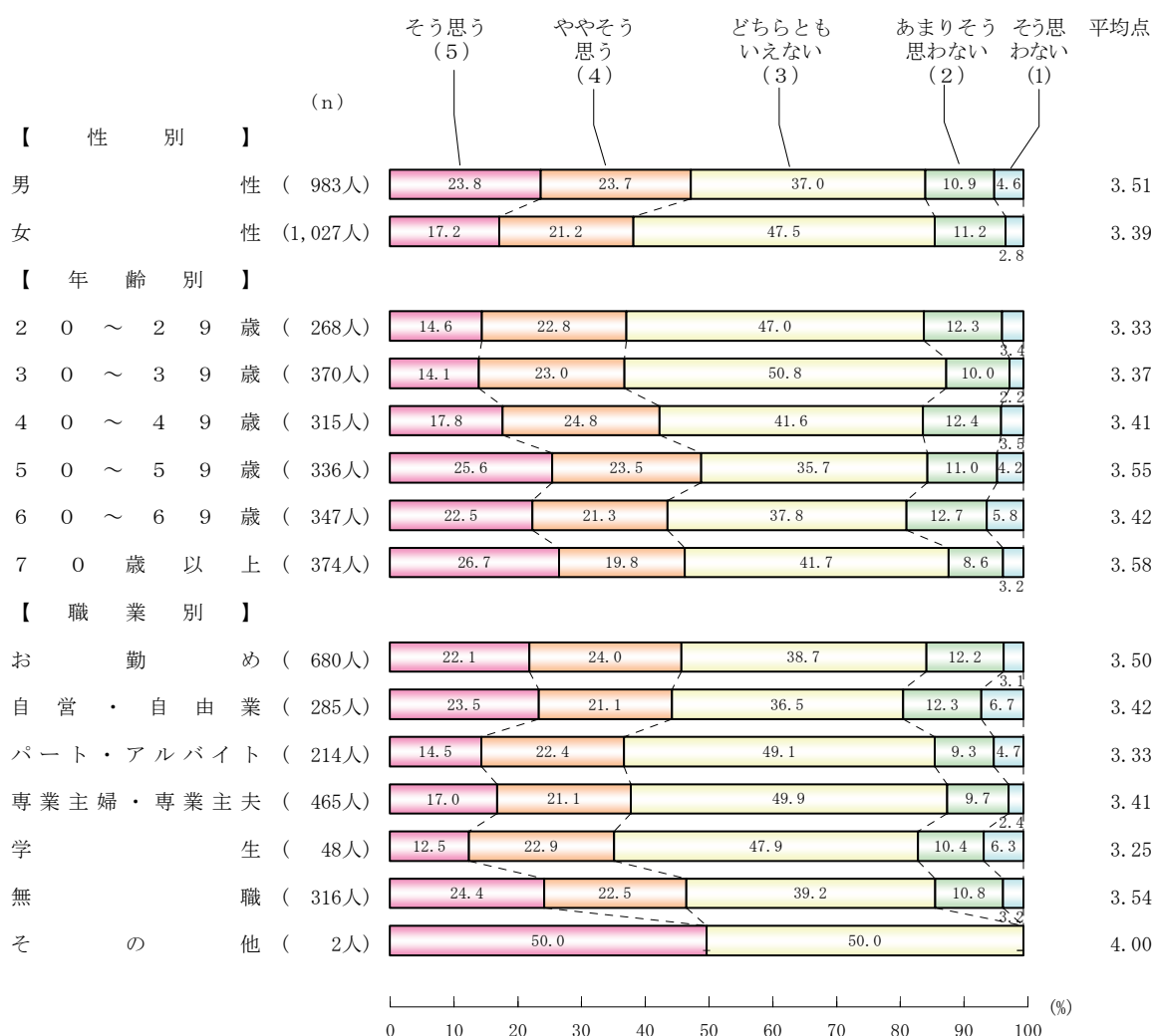
* 平均点は「そう思う」 5 点, 「ややそう思う」 4 点, 「どちらともいえない」 3 点, 「あまりそう思わない」 2 点, 「そう思わない」 1 点でウエイト処理したものである。ただし, c) g) h) は点数の順が逆になっている。

裁判員制度が始まる前に、刑事裁判に対してどのような印象を持っていたか、9 項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かったのが『信頼できる』(3.55 点), 以下、『公正中立である』(3.45 点), 『納得できる裁判(判断)が行われている』(3.28 点), 『事件の真相が解明されている』(3.19 点), 『国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている』(3.07 点), 『刑事裁判や司法などの公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』(3.00 点), となっており、『裁判所や司法は近づき難い印象がある』(1.86 点), 『裁判の手続や内容が難しい, わかりにくい』(1.80 点), 『裁判に時間がかかる』(1.42 点)の項目は平均点が低くなっている。

Q 4 (a) 公正中立である

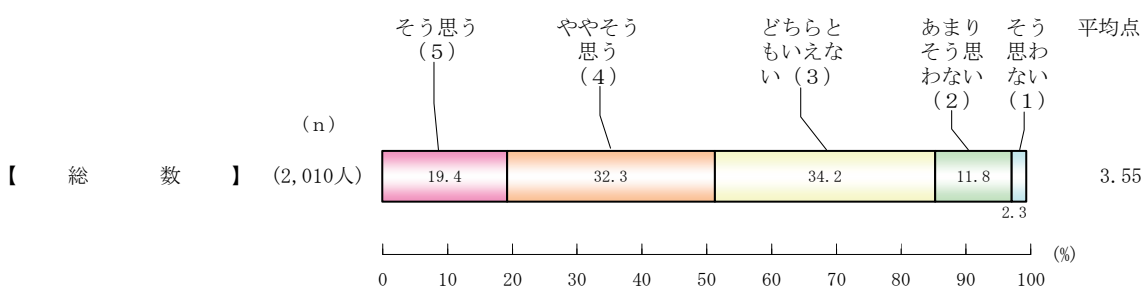


裁判員制度が始まる前の『公正中立である』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は42.8%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は14.7%である。

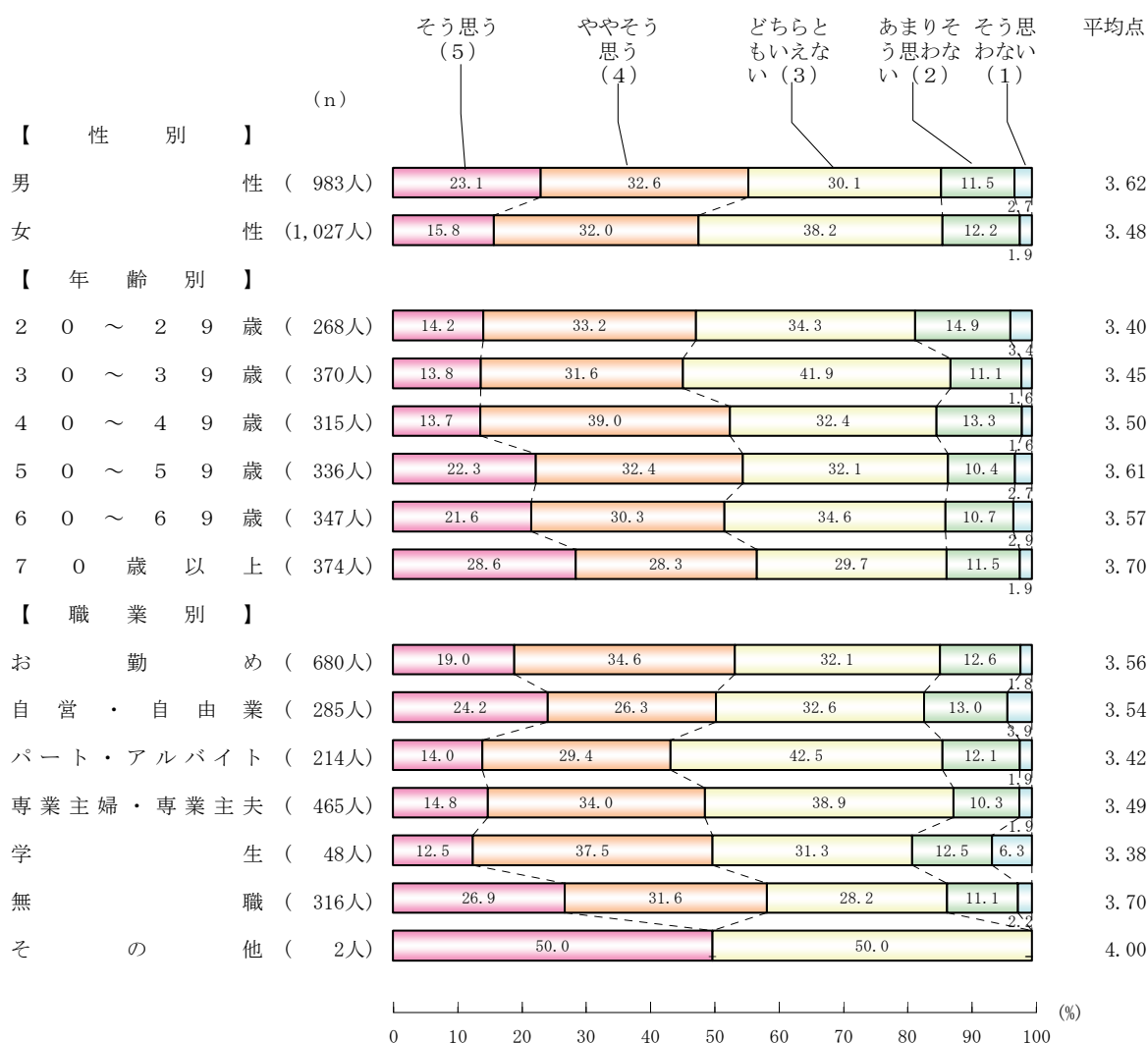


『公正中立である』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、女性より男性で高く、年齢別にみると、50代で最も高くなっている。

Q 4 (b) 信頼できる

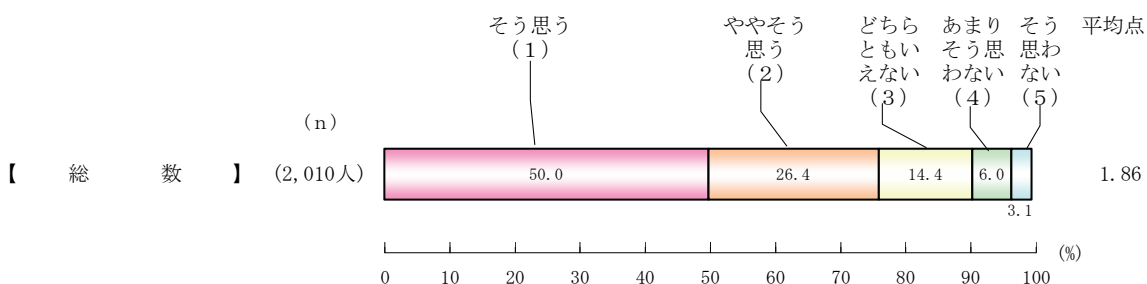


裁判員制度が始まる前の『信頼できる』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は51.7%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は14.1%である。

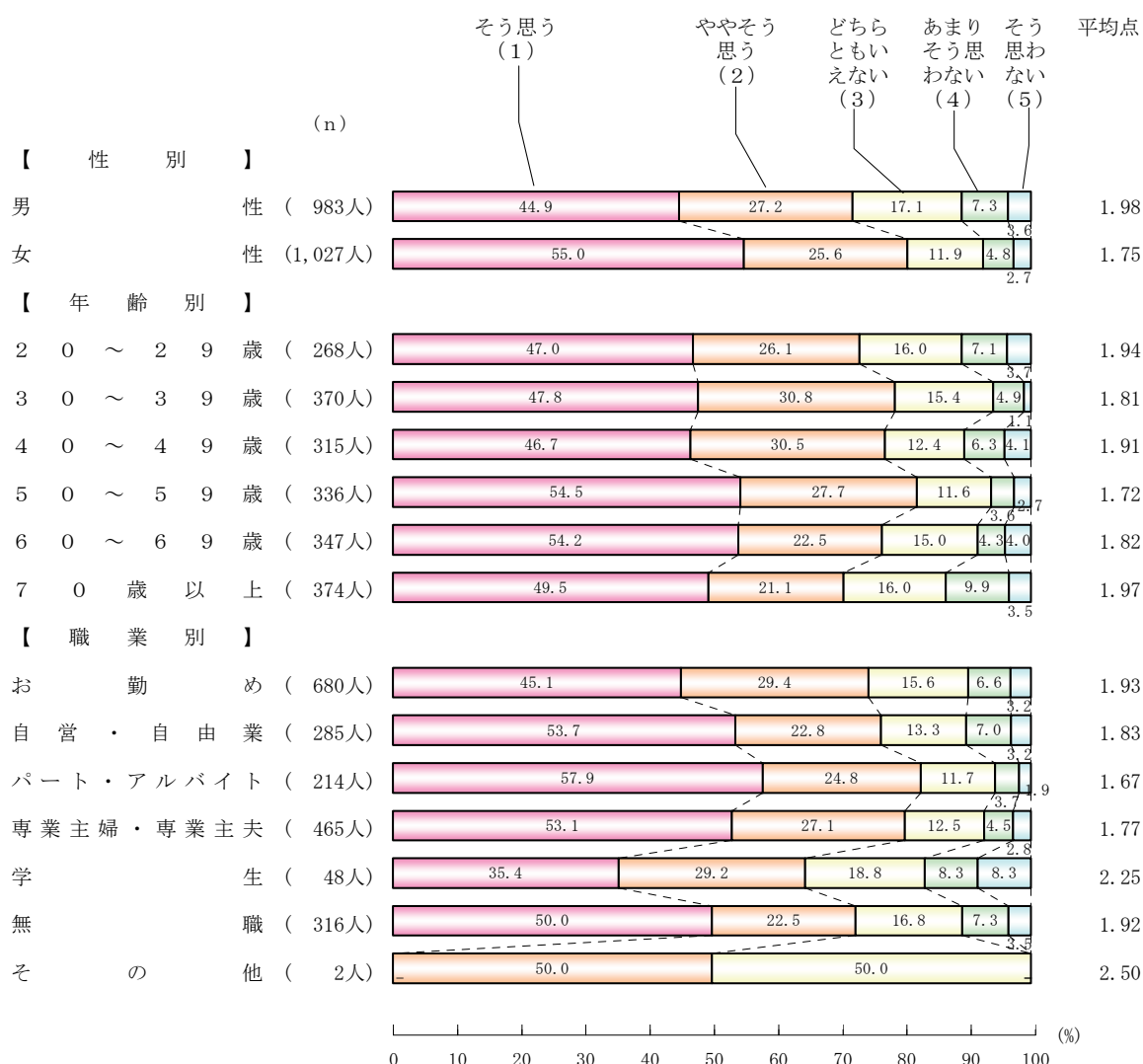


『信頼できる』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、女性より男性が高く、年齢別にみると、70歳以上で最も高く、職業別にみると、無職で最も高い。

Q 4 (c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある

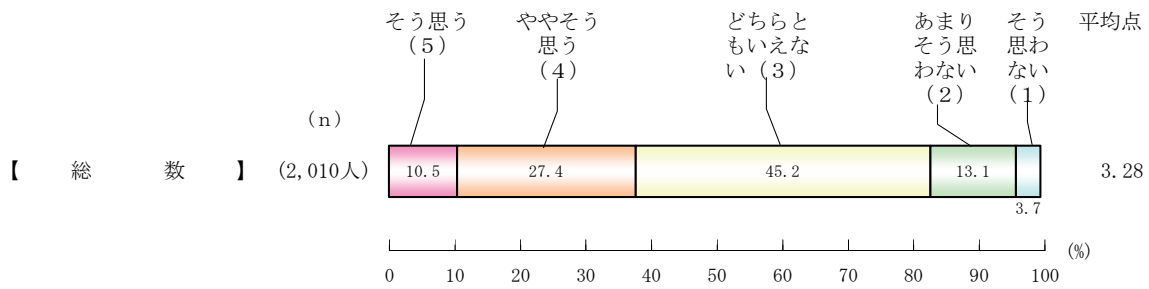


裁判員制度が始まる前の『裁判所や司法は近づき難い印象がある』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 76.4%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 9.1%である。

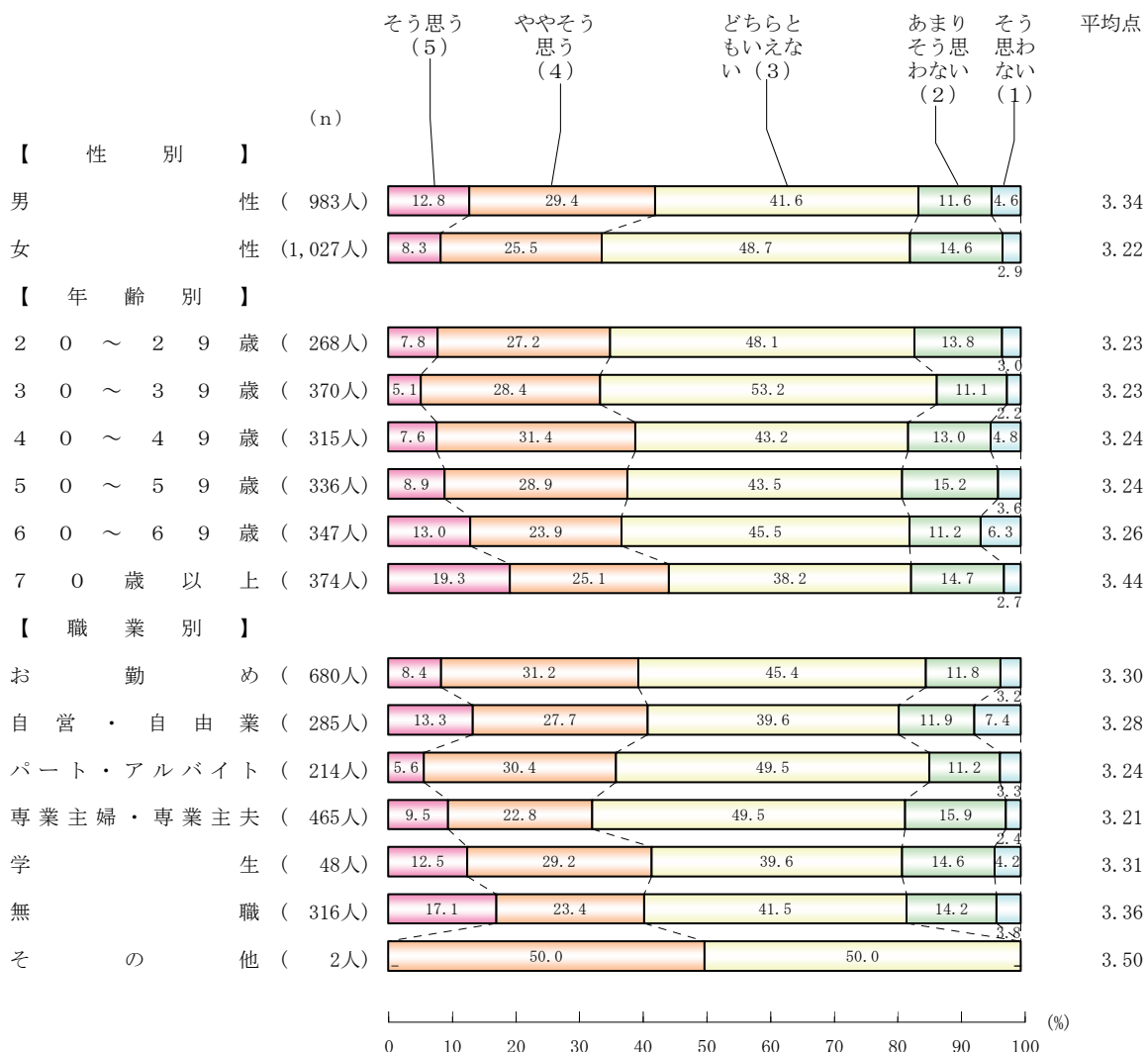


『裁判所や司法は近づき難い印象がある』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、男性より女性が高く、年齢別にみると、50代で最も高く、職業別にみると、パート・アルバイトや専業主婦・専業主夫で高くなっている。

Q4 (d) 納得できる裁判(判断)が行われている

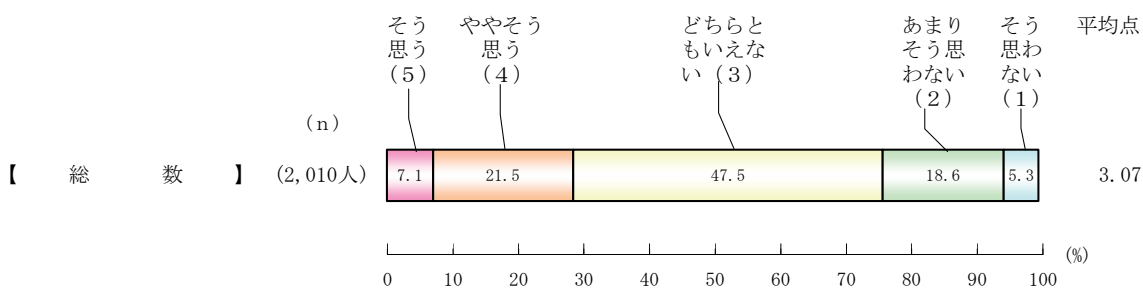


裁判員制度が始まる前の『納得できる裁判(判断)が行われている』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は37.9%，一方、『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は16.8%である。また「どちらともいえない」は45.2%である。

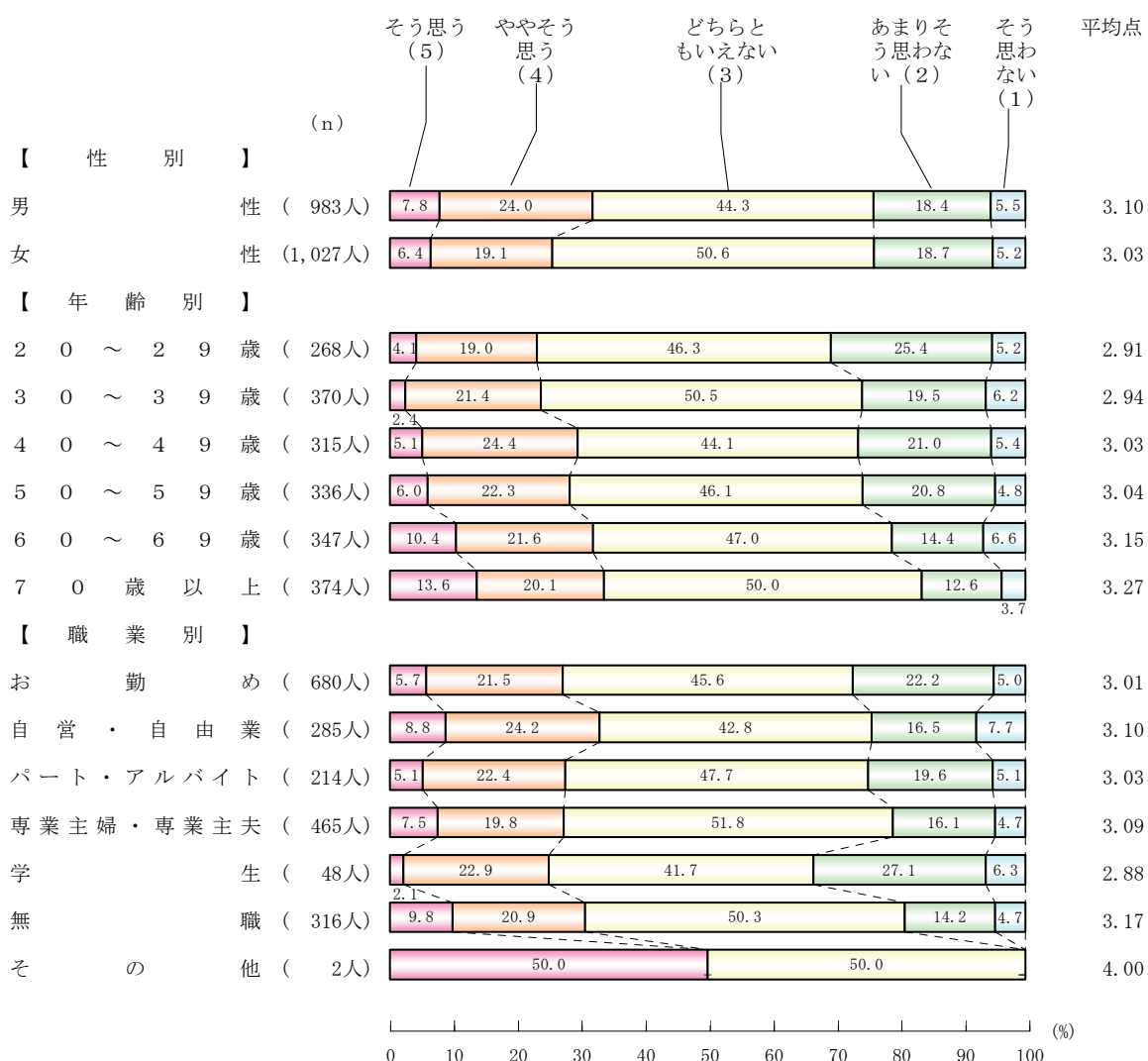


『納得できる裁判(判断)が行われている』という印象について、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えたのは、男女別にみると、女性より男性が高く、年齢別にみると、70歳以上で最も高い。また職業別にみると、専業主婦・専業主夫で他の職業よりも低くなっている。

Q 4 (e) 国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている

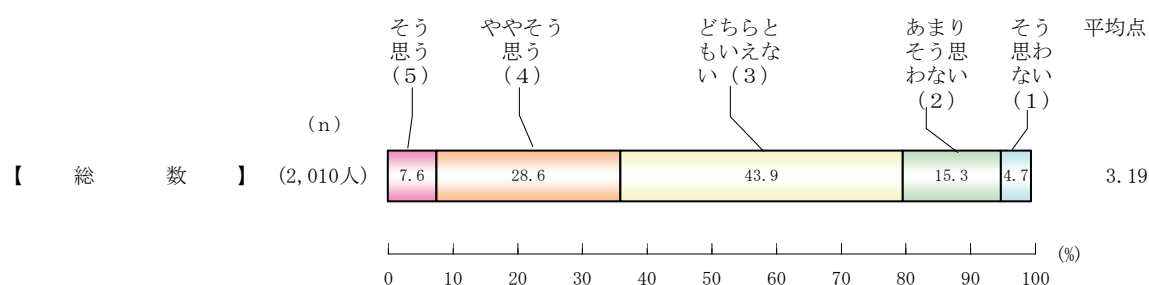


裁判員制度が始まる前の『国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は28.6%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は23.9%である。また「どちらともいえない」は47.5%である。

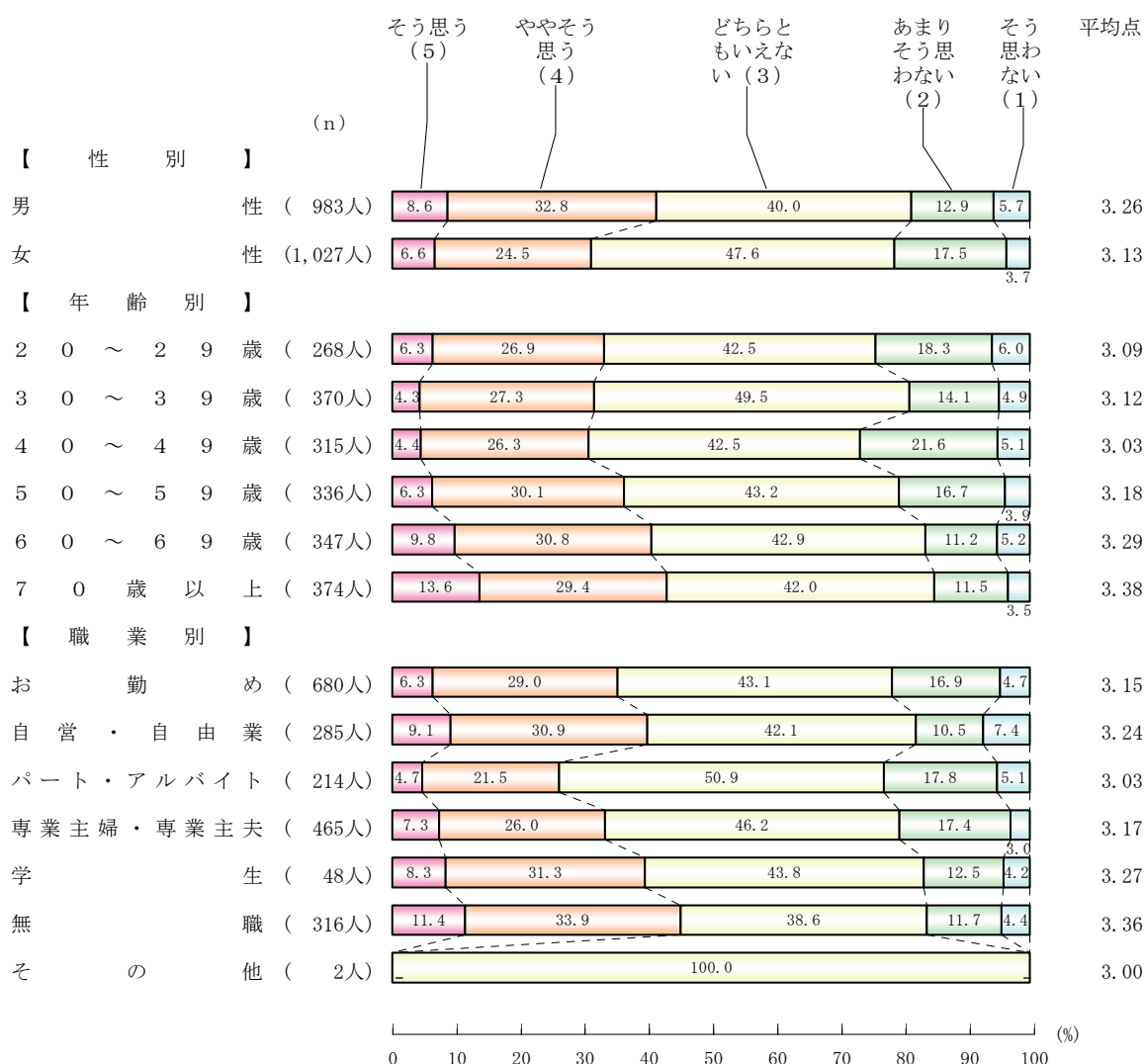


『国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、女性より男性が高く、年齢別にみると、20代・30代の若年層では低く、70歳以上の高齢層で高い。

Q 4 (f) 事件の真相が解明されている

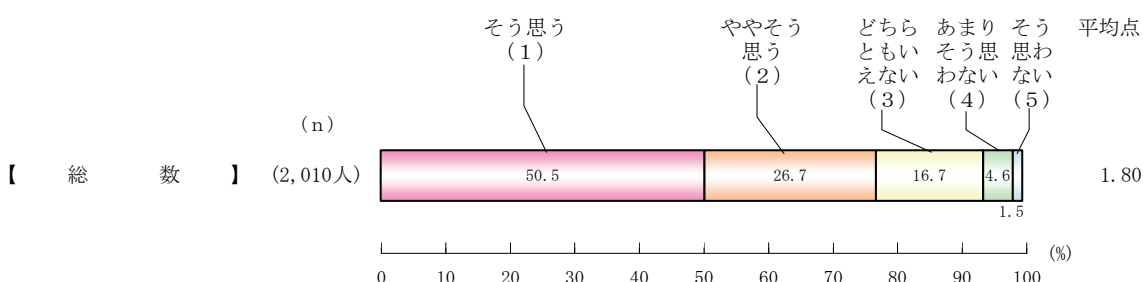


裁判員制度が始まる前の『事件の真相が解明されている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は36.2%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は20.0%である。また「どちらともいえない」は43.9%である。

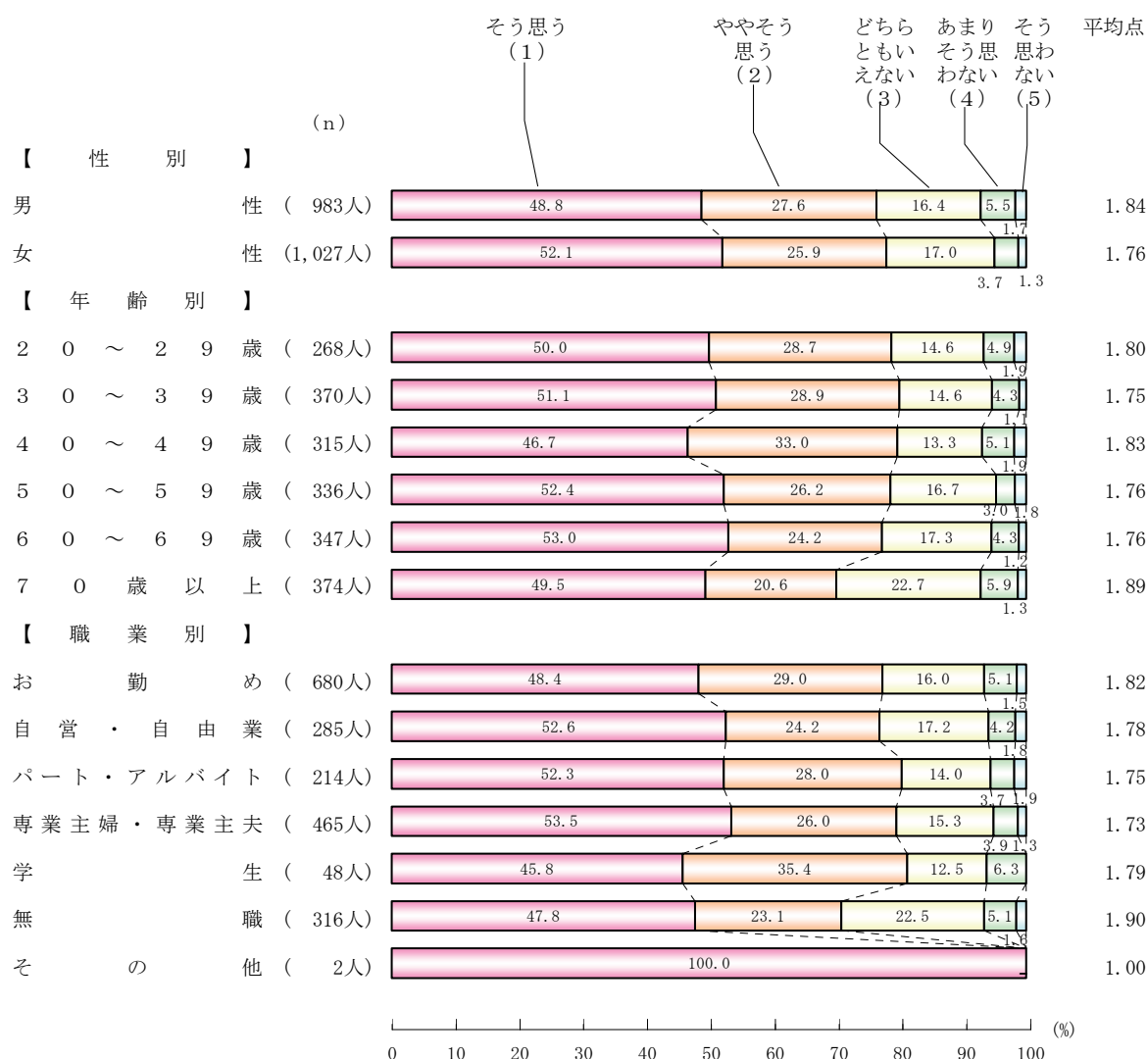


『事件の真相が解明されている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、女性より男性が高く、年齢別にみると、70歳以上が高い。職業別にみると、無職が最も高い。

Q 4 (g) 裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい

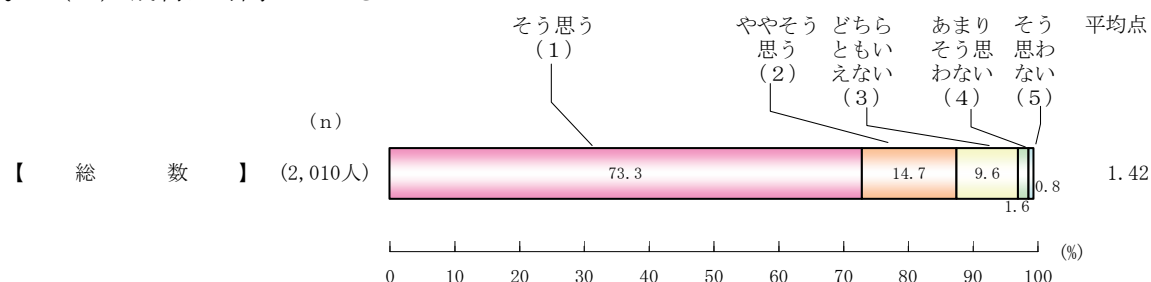


裁判員制度が始まる前の『裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は77.2%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は6.1%である。

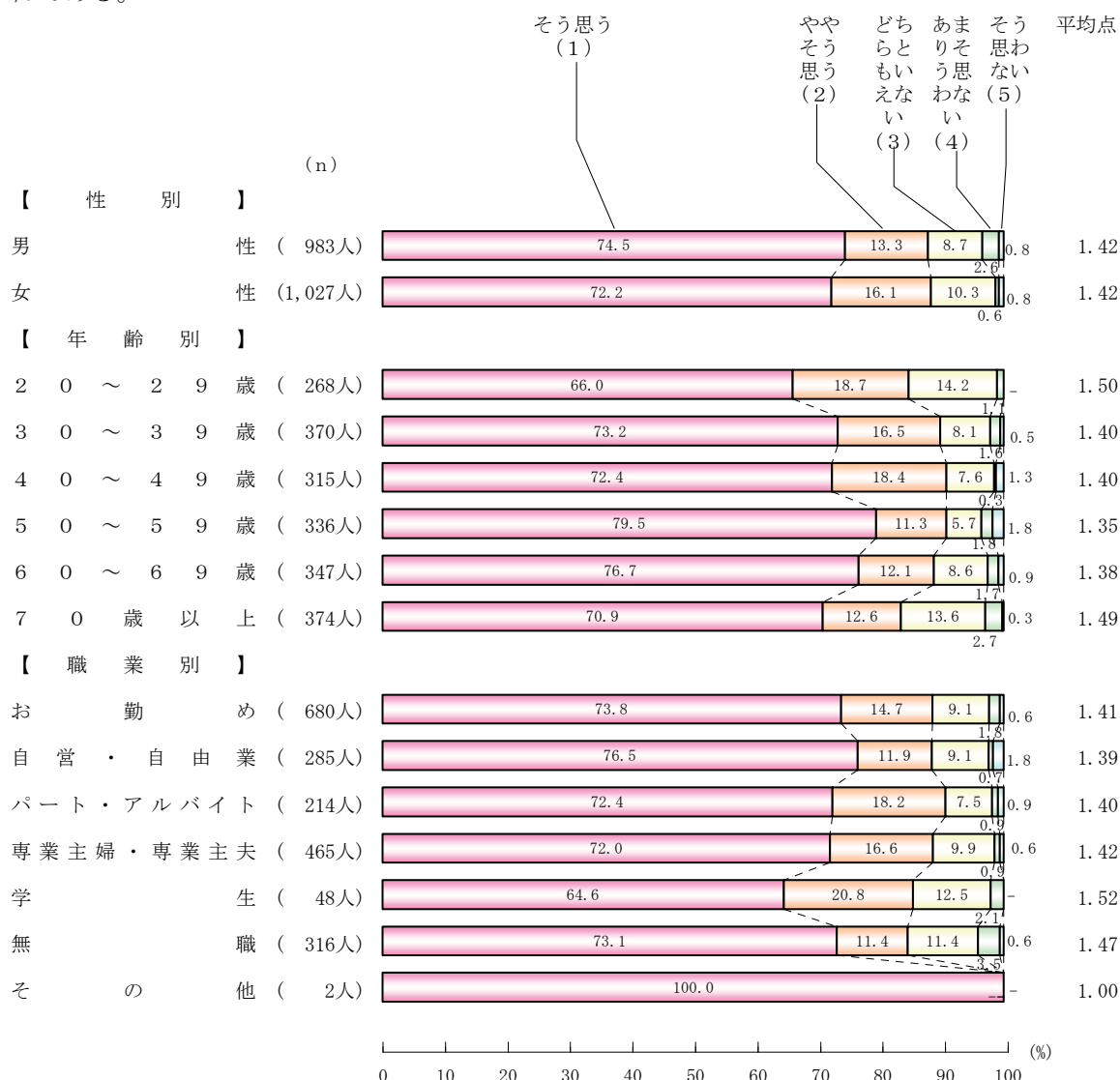


『裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女ほぼ同程度で共に75%を上回る。また年齢別にみると、70歳以上で低くなっている。職業別にみると、無職で低くなっている。

Q 4 (h) 裁判に時間がかかる

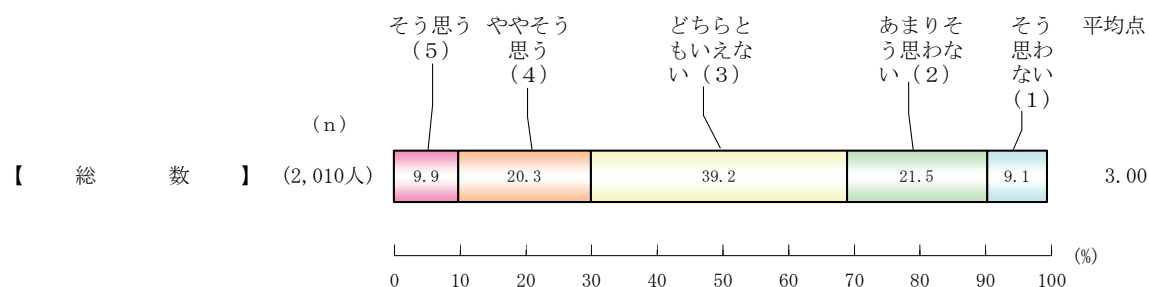


裁判員制度が始まる前の『裁判に時間がかかる』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 88.0%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 2.4%である。

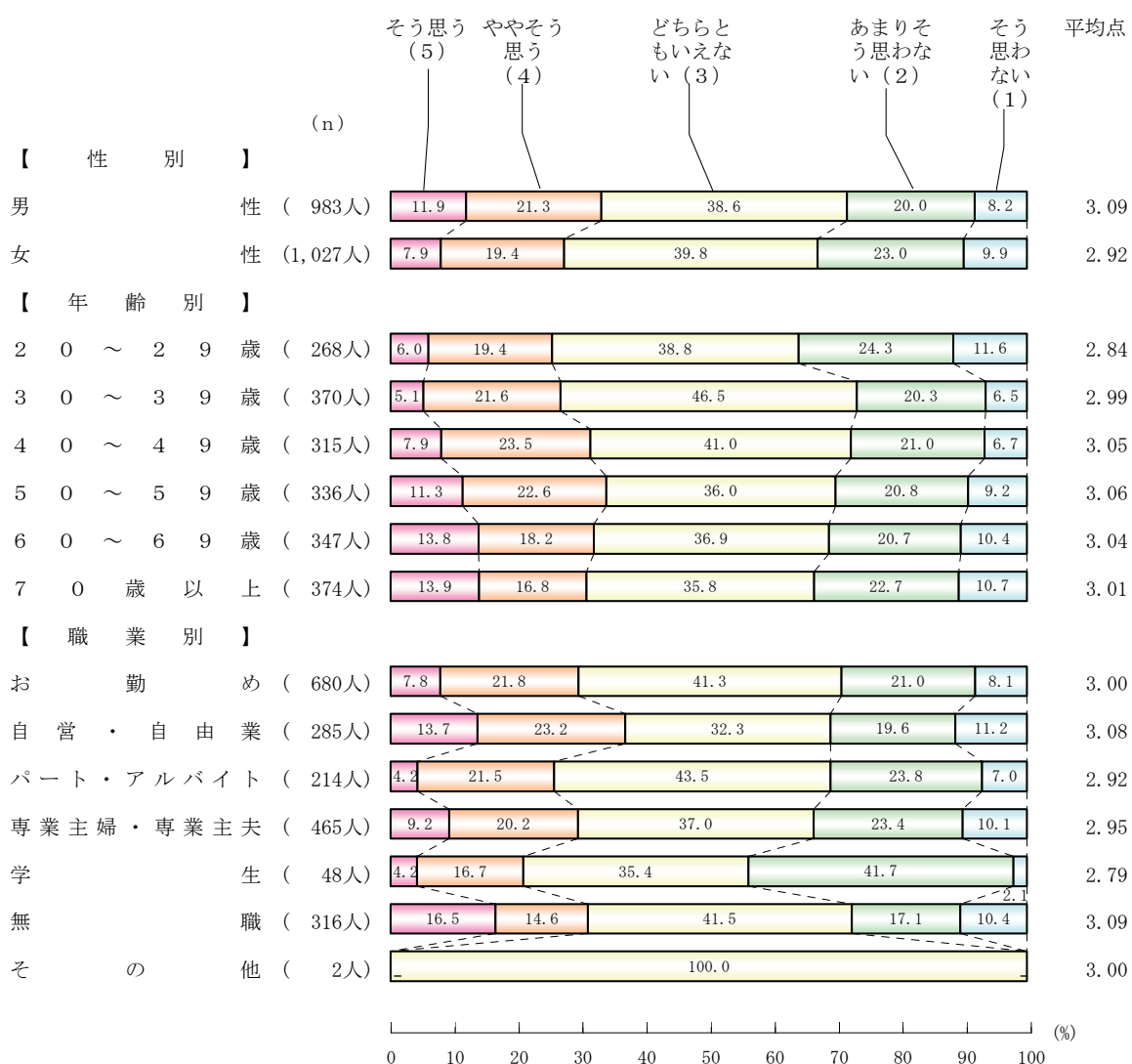


『裁判に時間がかかる』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女ともほぼ同程度で、年齢別にみると、70歳以上で低くなっている。職業別にみると、無職で低くなっている。

Q 4 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている



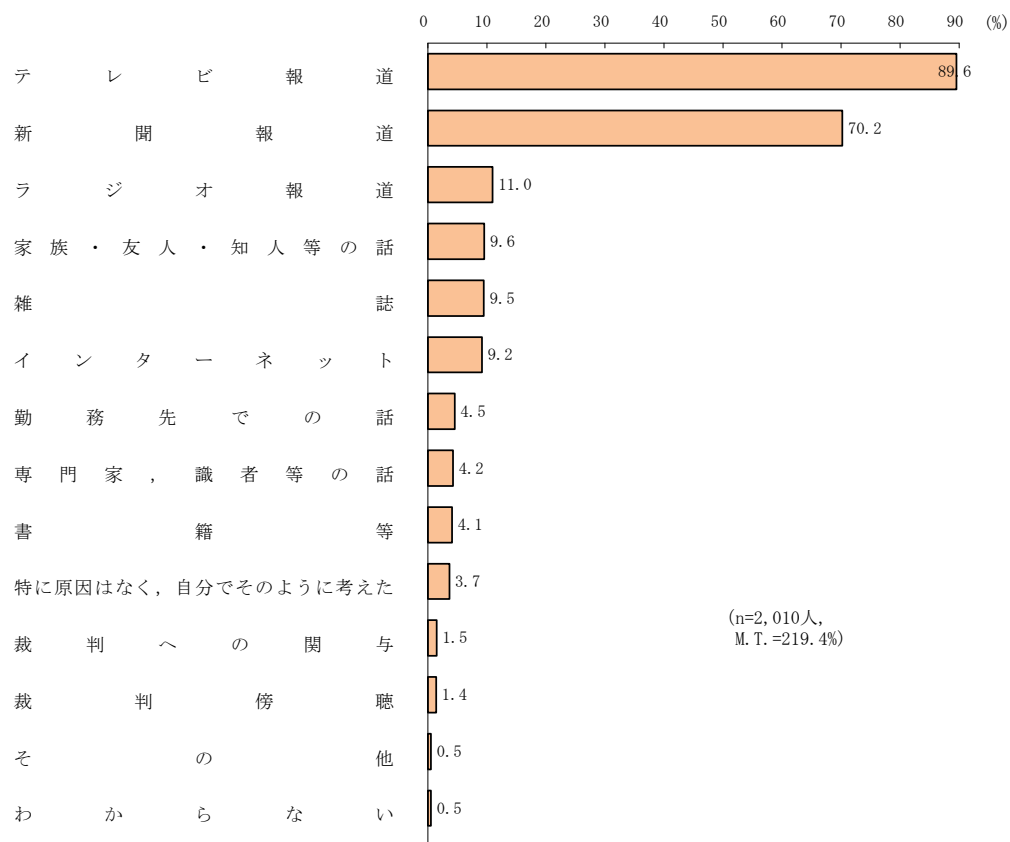
裁判員制度が始まる前の『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は30.2%、一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は30.6%である。



『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、女性より男性が高く、職業別にみると、自営・自由業で高くなっている。

5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ4の印象を持つことになった原因

Q5 「回答票5」あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)



裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ4の印象を持つようになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が89.6%と最も高く、次いで「新聞報道」が70.2%であった。

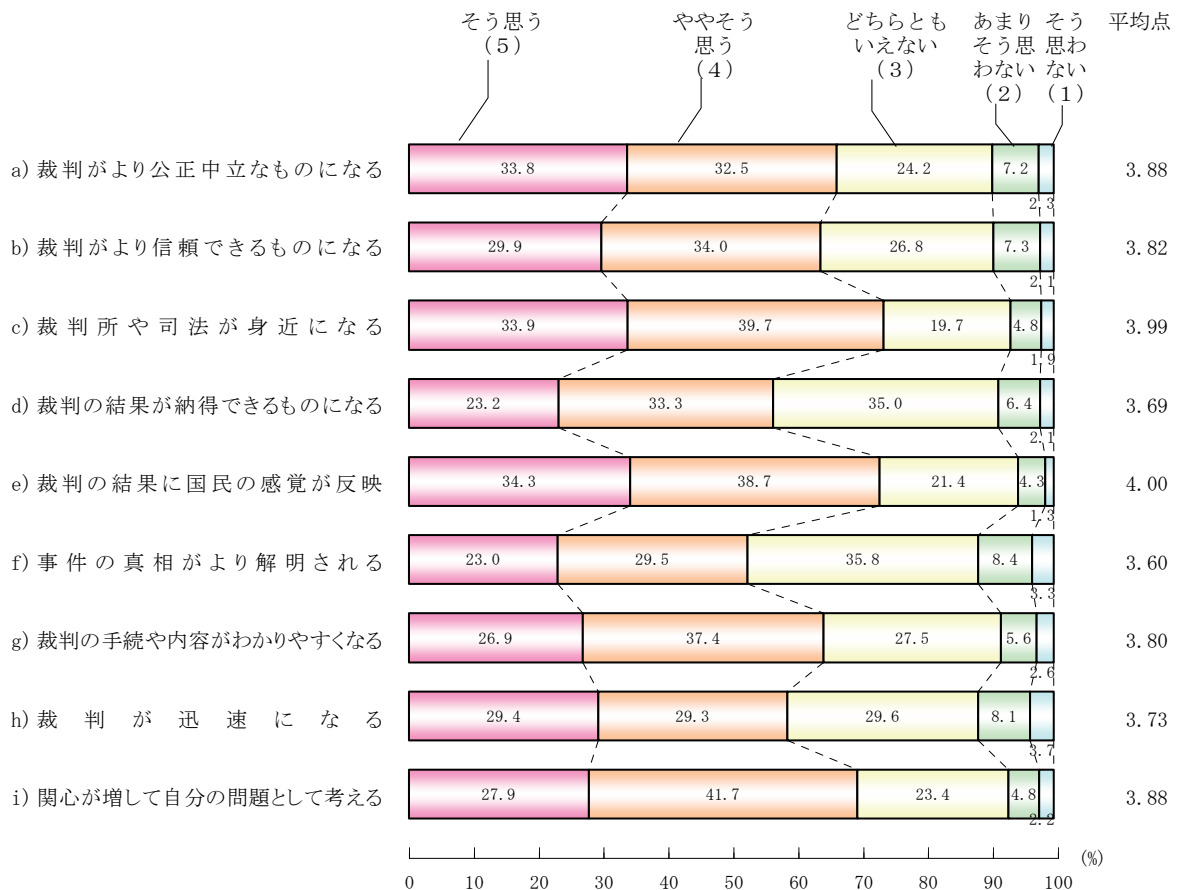
	該当数 (n)	新聞報道	雑誌	書籍等	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	裁判への関与	裁判傍聴	家族・友人・知人等の話	勤務先での話	専門家、識者等の話	特に原因はなく、自分でそのように考えた	その他	わからない	回答計
【性別】																
男性	983	72.2	10.4	5.0	88.3	13.5	12.3	1.4	1.8	7.9	6.2	4.7	4.2	0.3	0.3	228.6
女性	1027	68.3	8.6	3.2	90.7	8.6	6.2	1.6	1.0	11.1	2.9	3.8	3.2	0.8	0.7	210.6
【年齢別】																
20～29歳	268	48.1	6.3	3.7	88.4	6.7	21.6	1.9	2.2	12.7	3.7	4.9	4.1	1.1	-	205.6
30～39歳	370	61.9	9.5	3.2	88.9	10.5	11.9	1.6	0.5	9.2	5.9	2.7	4.9	0.3	0.3	211.4
40～49歳	315	74.3	11.1	5.4	92.4	11.1	14.9	1.9	2.2	9.2	7.0	5.7	1.6	0.3	-	237.1
50～59歳	336	78.3	11.0	6.3	90.2	9.8	5.7	2.1	0.9	8.0	3.3	6.8	3.6	-	-	225.9
60～69歳	347	82.4	11.5	4.9	90.5	15.9	2.9	0.9	1.2	12.7	6.3	3.5	4.0	-	0.6	237.2
70歳以上	374	72.2	7.0	1.3	87.2	11.0	1.9	0.8	1.6	6.4	1.1	2.4	3.7	1.6	1.9	200.0
【職業別】																
お勤め	680	67.5	9.3	5.3	89.9	9.9	14.6	2.1	1.3	7.5	8.1	5.3	3.5	0.1	0.1	224.4
自営・自由業	285	72.6	12.3	4.6	84.9	18.2	8.1	1.1	1.4	9.5	4.6	3.2	6.0	1.1	0.4	227.7
パート・アルバイト	214	73.4	6.5	3.7	95.3	8.9	6.5	1.9	0.5	11.2	7.0	3.3	1.4	0.5	-	220.1
専業主婦・専業主夫	465	68.6	8.8	2.4	91.2	8.2	4.7	0.9	0.9	11.0	0.4	2.6	3.4	0.4	1.1	204.5
学生	48	45.8	4.2	6.3	79.2	4.2	31.3	2.1	8.3	16.7	-	14.6	8.3	4.2	-	225.0
無職	316	77.8	10.8	3.5	88.3	13.6	3.8	1.3	1.9	9.5	1.6	4.4	3.2	0.6	0.9	221.2
その他	2	50.0	50.0	-	100.0	-	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	300.0

年齢別にみると、「新聞報道」は20代・30代で低く、「インターネット」は20代で高くなっている。

6 裁判員制度の実施により、期待すること

Q 6 「回答票 6」あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか。次の（a）～（i）のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。

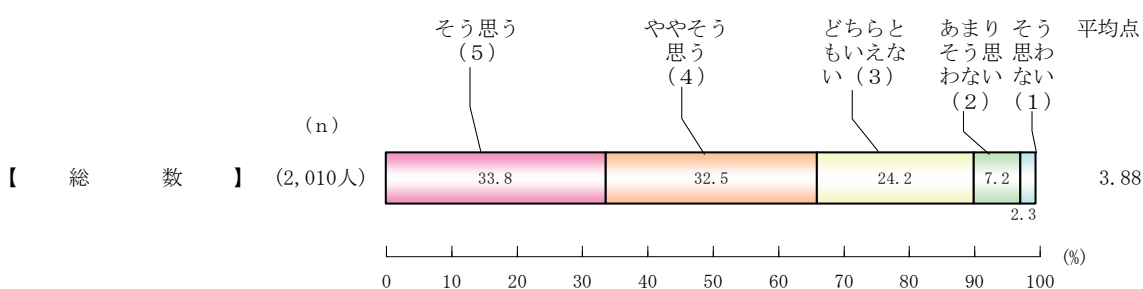
(n=2010 人)



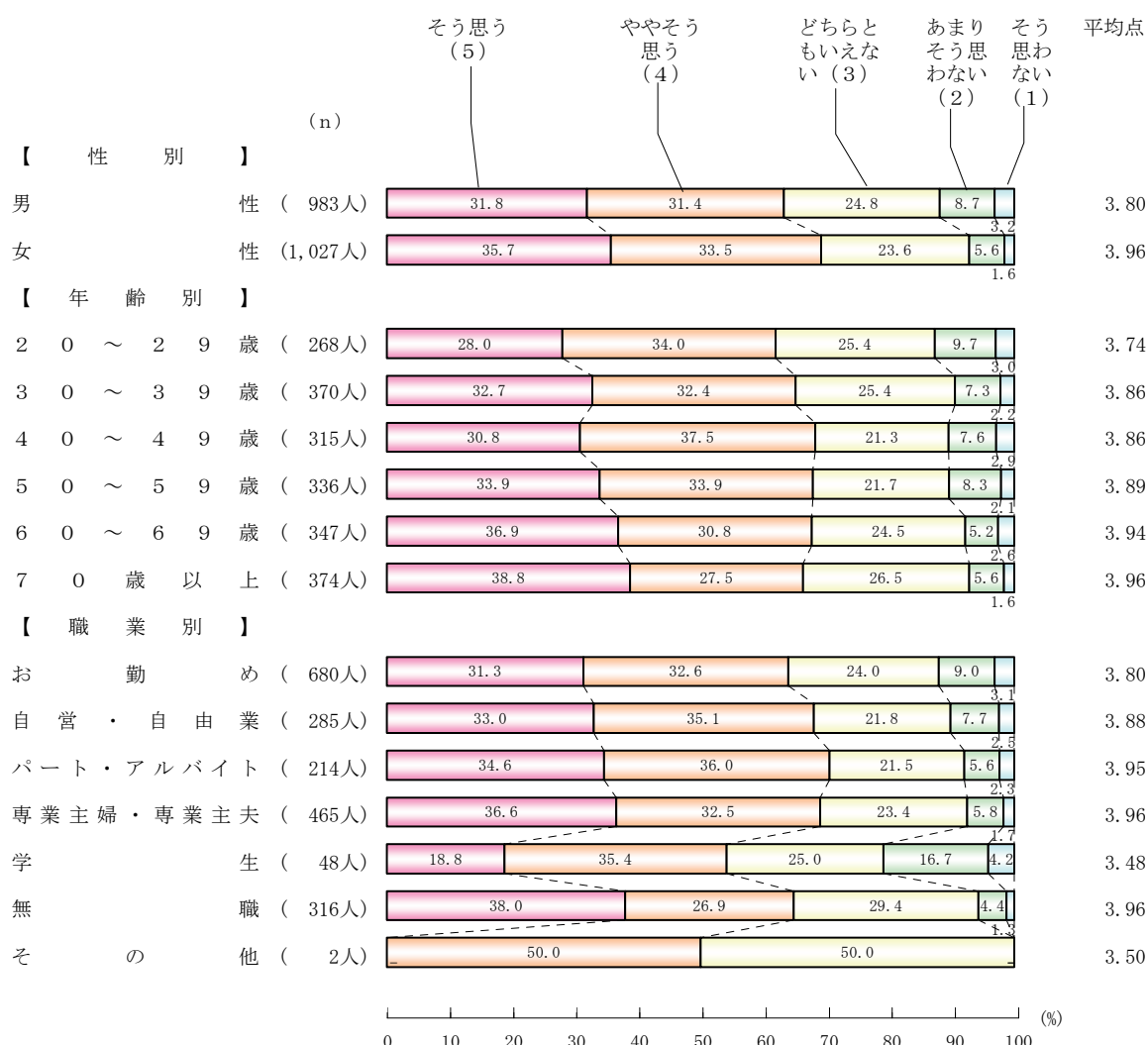
* 平均点は「そう思う」5点, 「ややそう思う」4点, 「どちらともいえない」3点, 「あまりそう思わない」2点, 「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

裁判員制度の実施により、期待することを、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かったのが『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる』（4.00点）、以下、『裁判所や司法が身近になる』（3.99点）、『裁判がより公正中立なものになる』（3.88点）、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』（3.88点）、『裁判がより信頼できるものになる』（3.82点）、『裁判の手続や内容がわかりやすくなる』（3.80点）、『裁判が迅速になる』（3.73点）、『裁判の結果（判断）がより納得できるものになる』（3.69点）、『事件の真相がより解明される』（3.60点）となっている。

Q 6 (a) 裁判がより公正中立なものになる

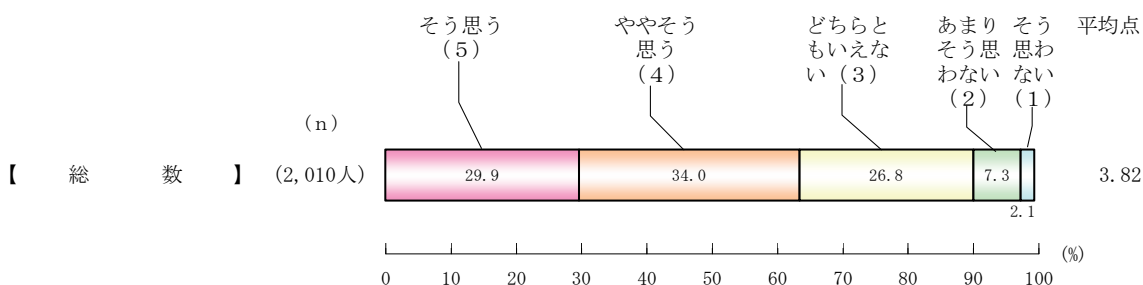


裁判員制度の実施により『裁判がより公正中立なものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 66.3%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 9.5%である。

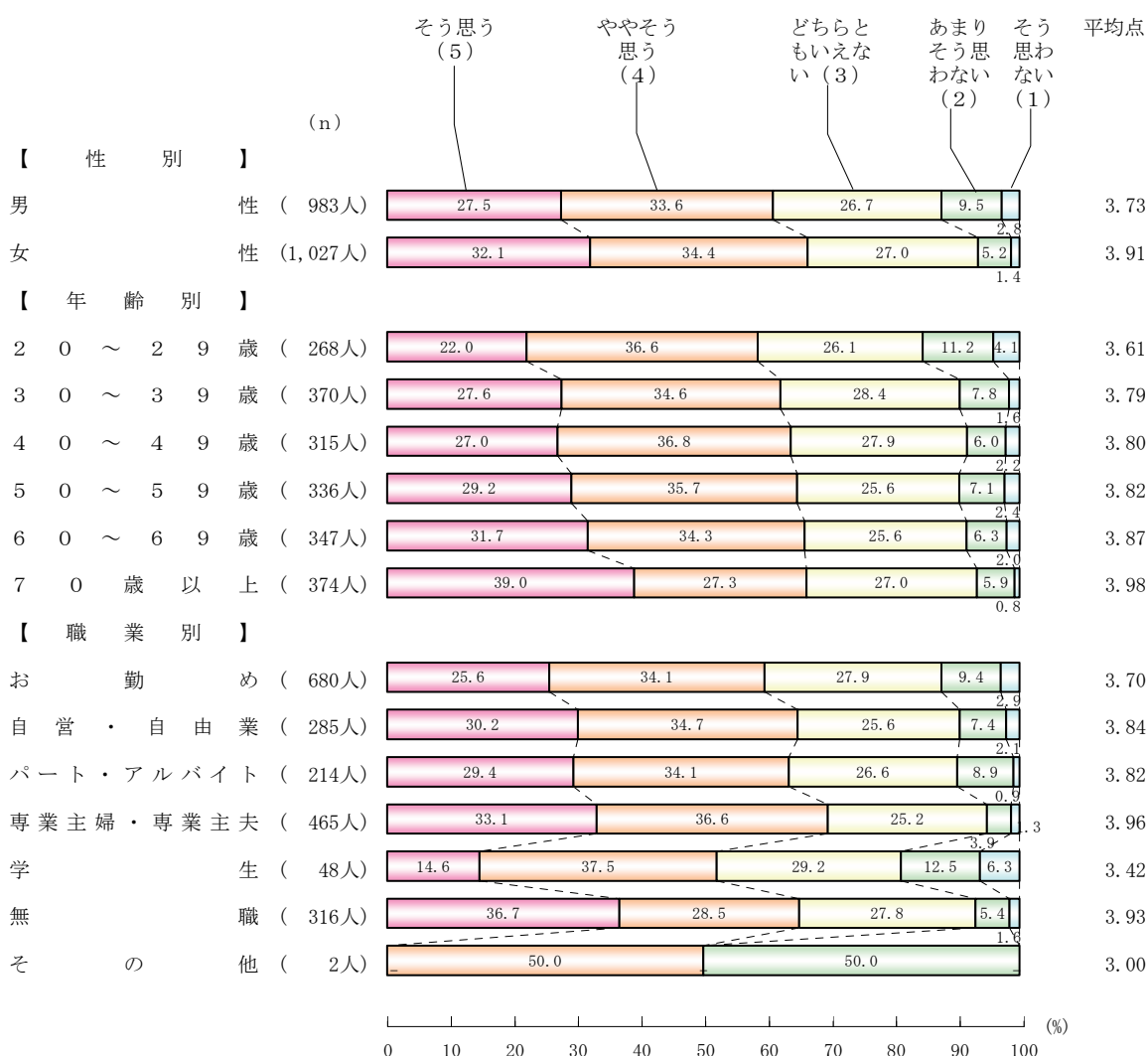


『裁判がより公正中立なものになる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、男性より女性のほうが高く、年齢別にみると、あまり差はみられない。

Q 6 (b) 裁判がより信頼できるものになる

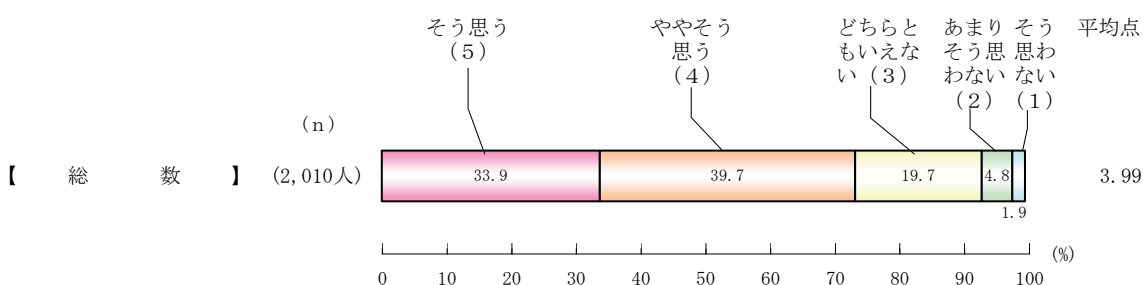


裁判員制度の実施により『裁判がより信頼できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 63.9%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 9.4%である。

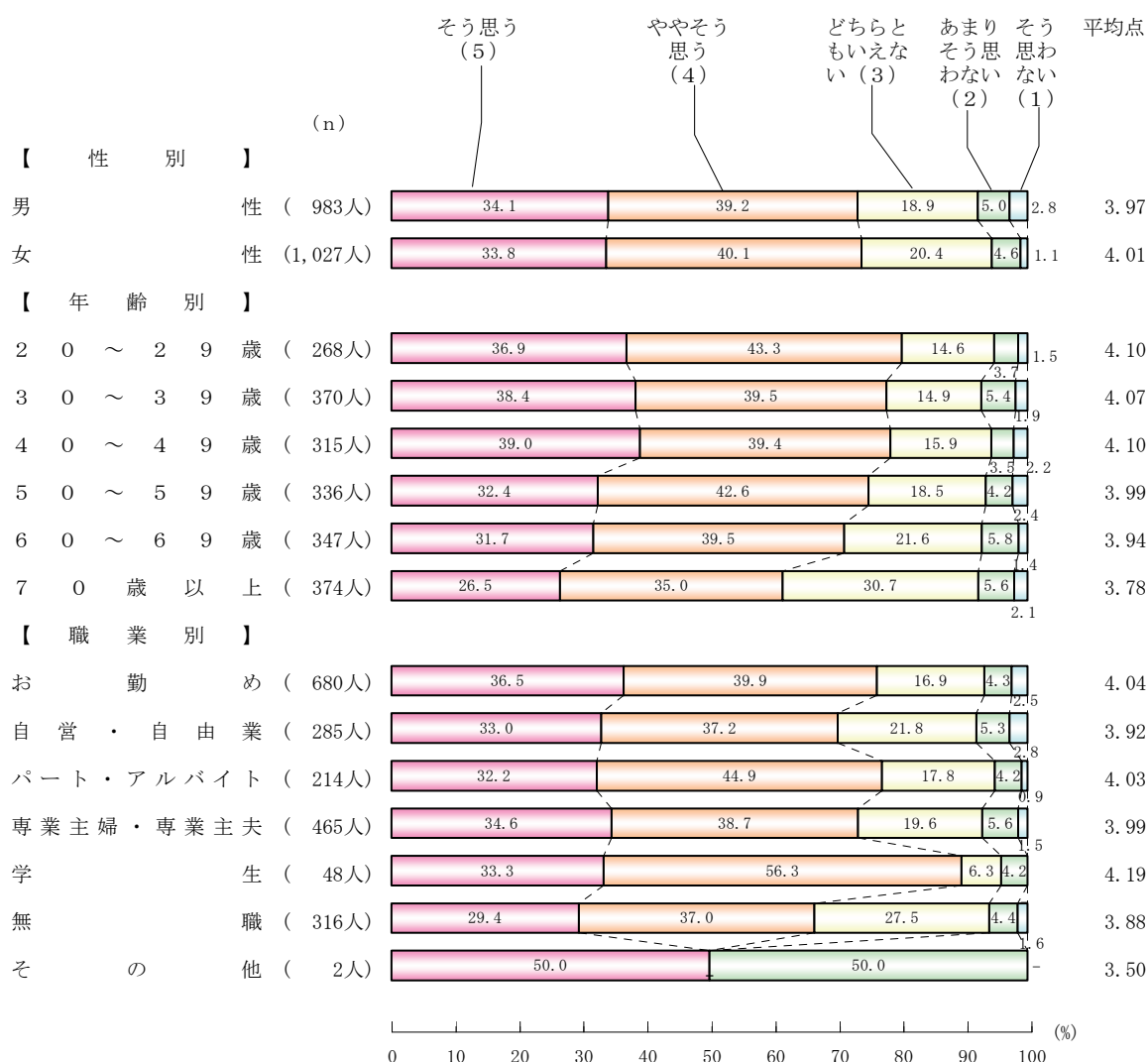


『裁判がより信頼できるものになる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、男性より女性のほうが高く、年齢別にみると、あまり差はみられない。職業別にみると、専業主婦・専業主夫で高くなっている。

Q 6 (c) 裁判所や司法が身近になる

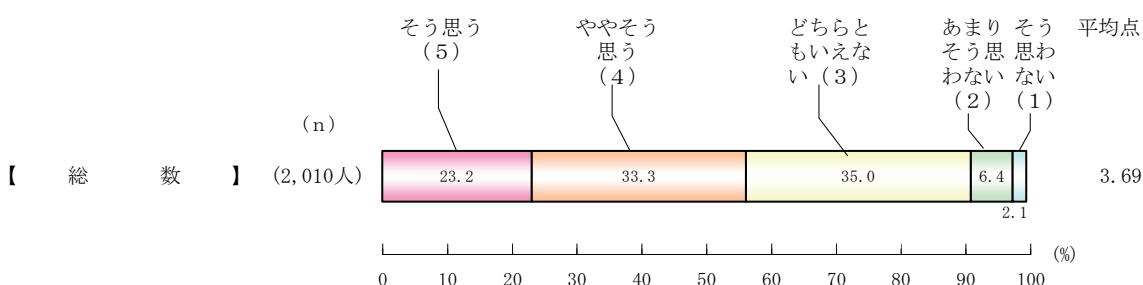


裁判員制度の実施により『裁判所や司法が身近になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は73.6%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は6.7%である。

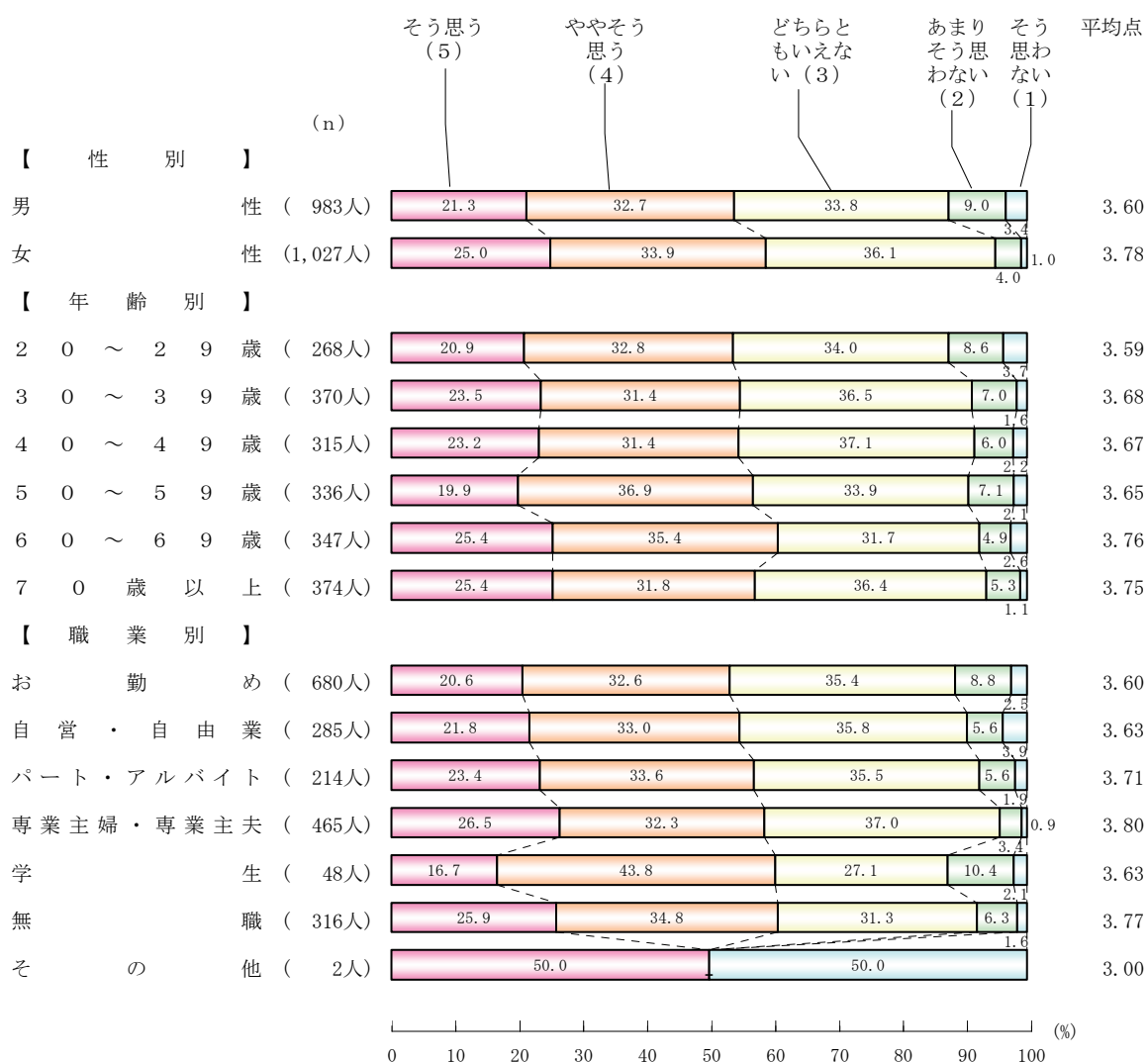


『裁判所や司法が身近になる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女の差はみられないが、年齢別にみると、20代で最も高く、70歳以上で最も低くなっている。また職業別にみると、学生で高く、無職で低くなっている。

Q 6 (d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる

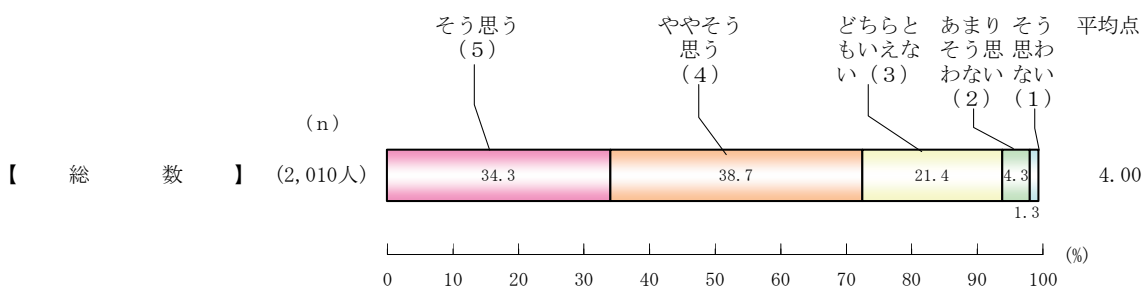


裁判員制度の実施により『裁判の結果（判断）がより納得できるものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 56.5%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 8.5%である。

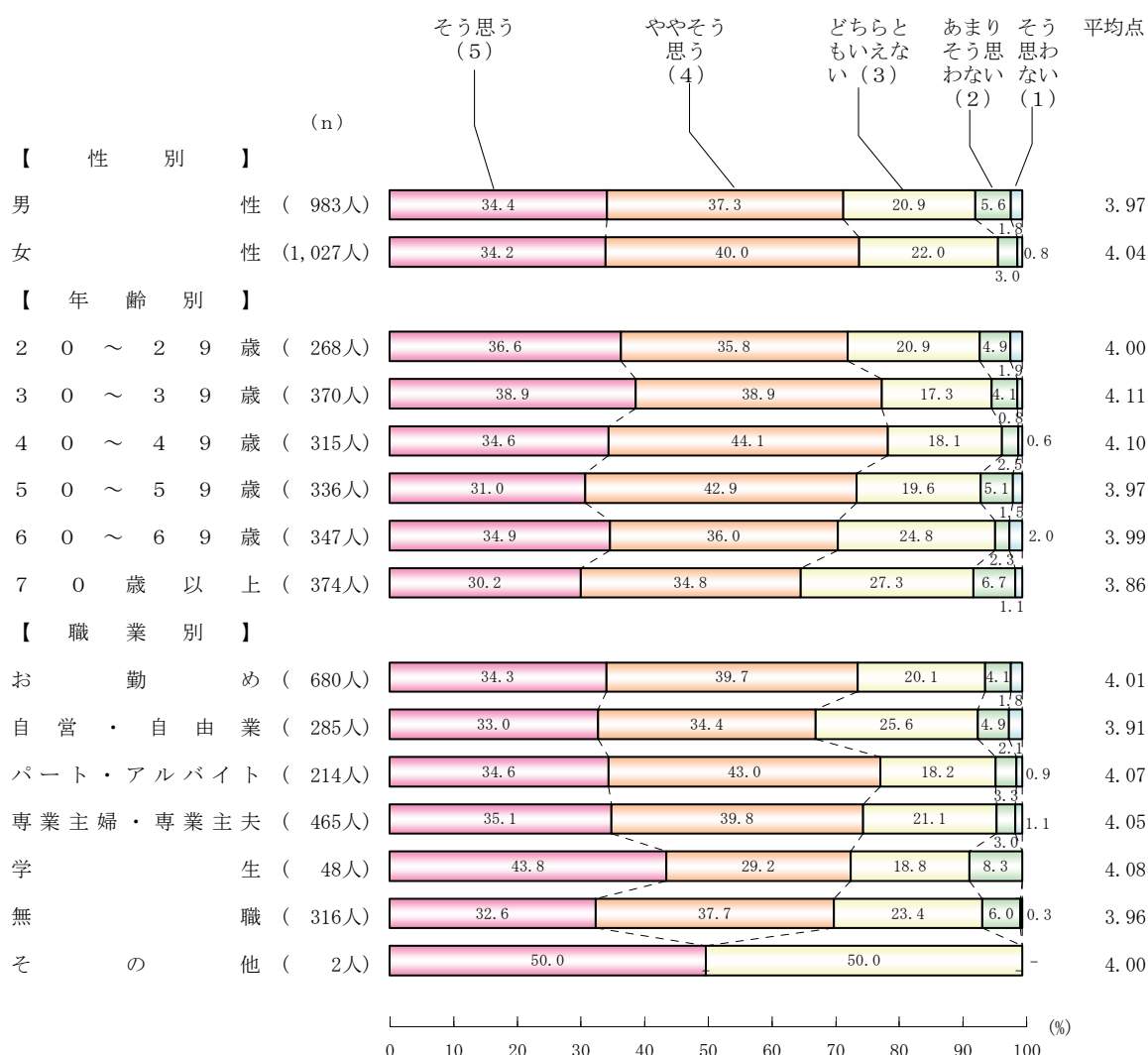


『裁判の結果（判断）がより納得できるものになる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、男性より女性のほうが高く、年齢別にみると、あまり差はみられない。職業別にみると、お勤めで低くなっている。

Q 6 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる

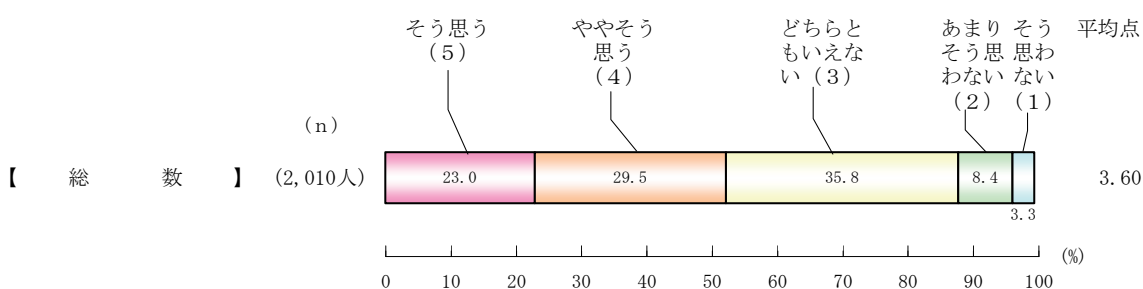


裁判員制度の実施により『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は73.0%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は5.6%である。

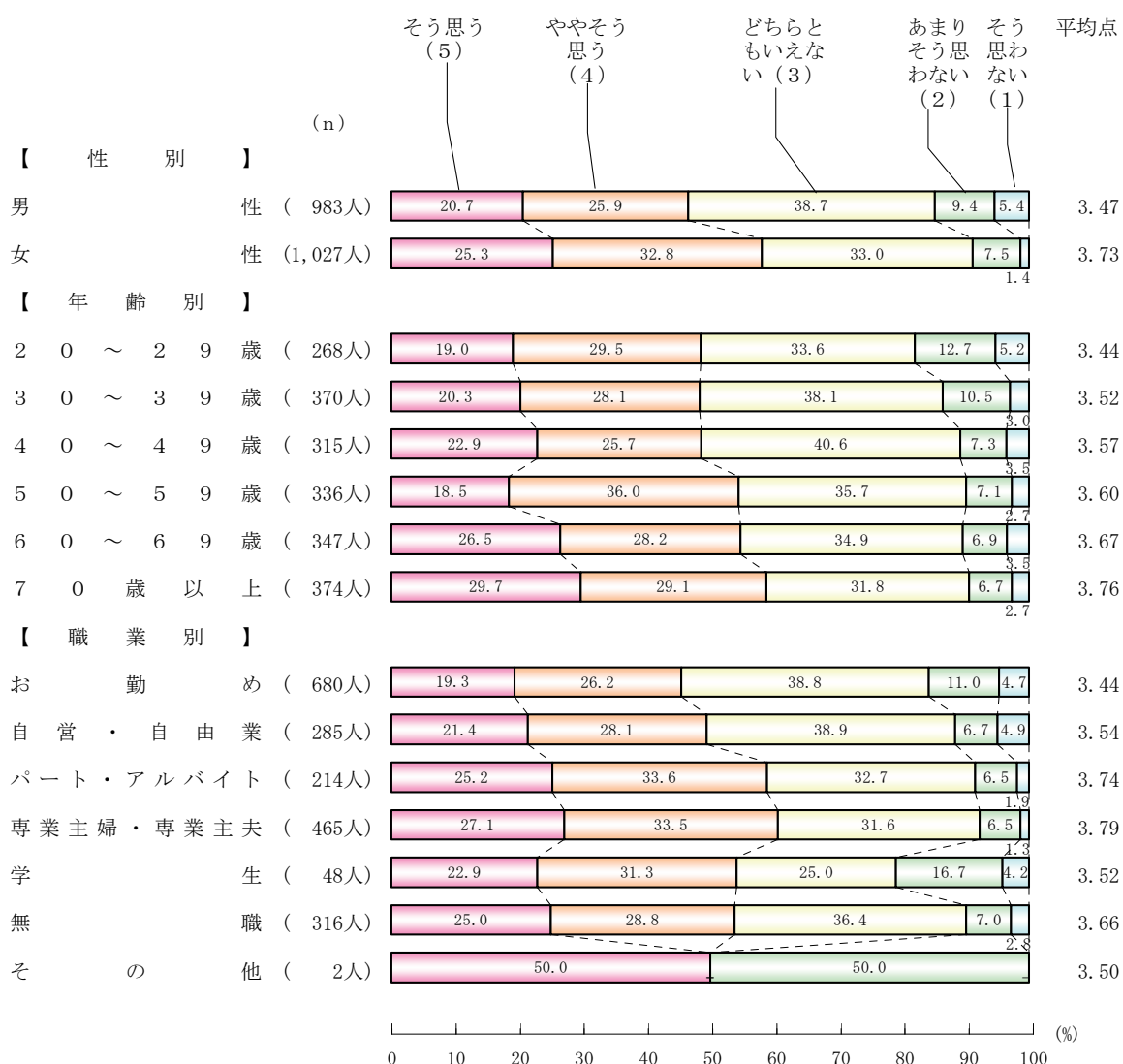


『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女では大きな差はみられないが、年齢別にみると、30代・40代で高く、70歳以上で低い。職業別にみると、自営・自由業で最も低くなっている。

Q 6 (f) 事件の真相がより解明される

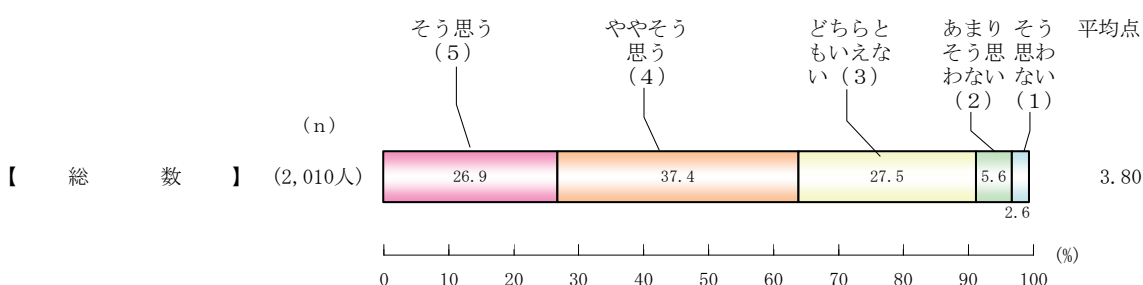


裁判員制度の実施により『事件の真相がより解明される』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は52.5%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は11.7%である。

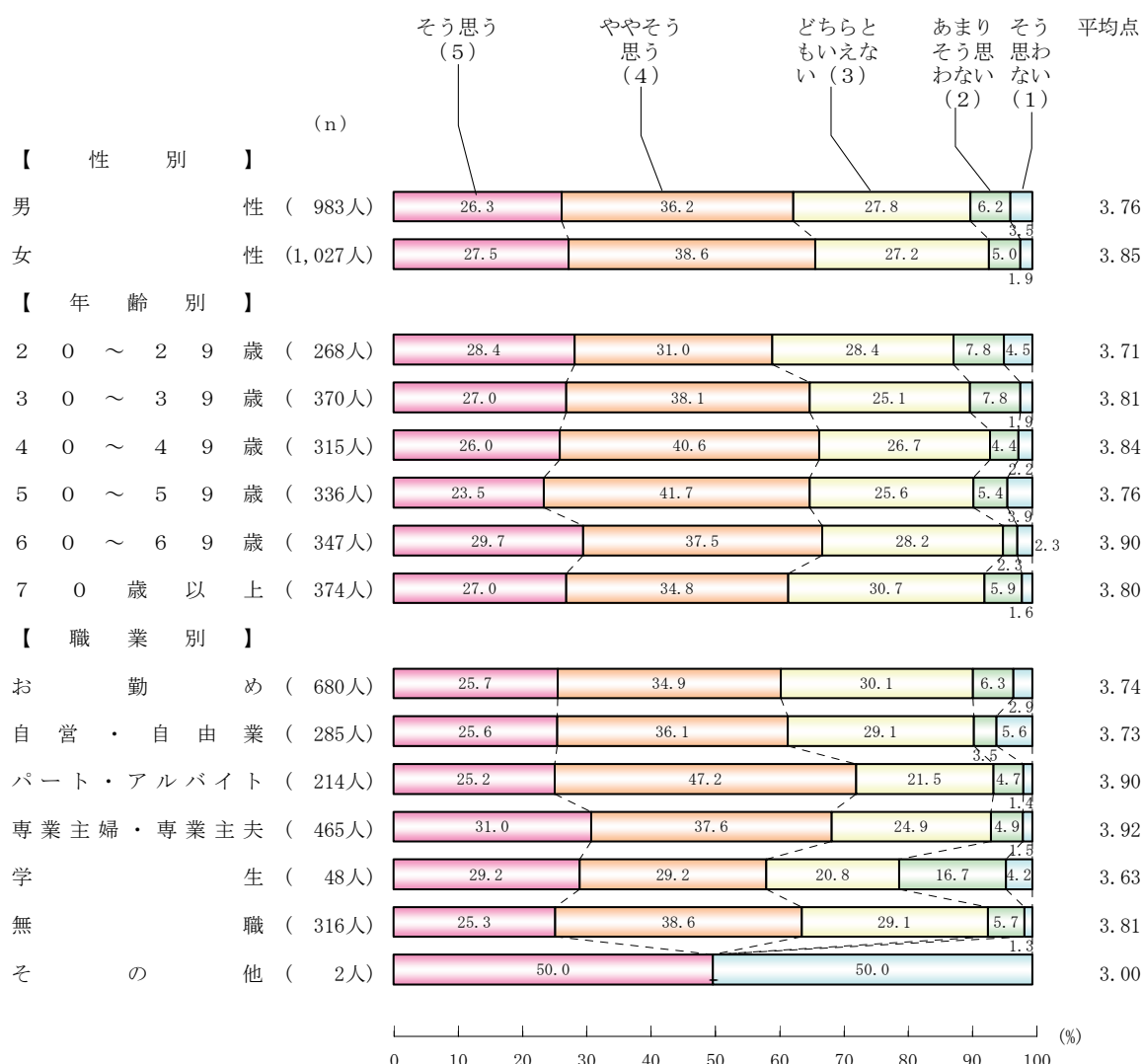


『事件の真相がより解明される』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、男性より女性のほうが高く、年齢別にみると、70歳以上で最も高い。また職業別にみると、専業主婦・専業主夫、パート・アルバイトで高く、お勤めが最も低くなっている。

Q 6 (g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなる

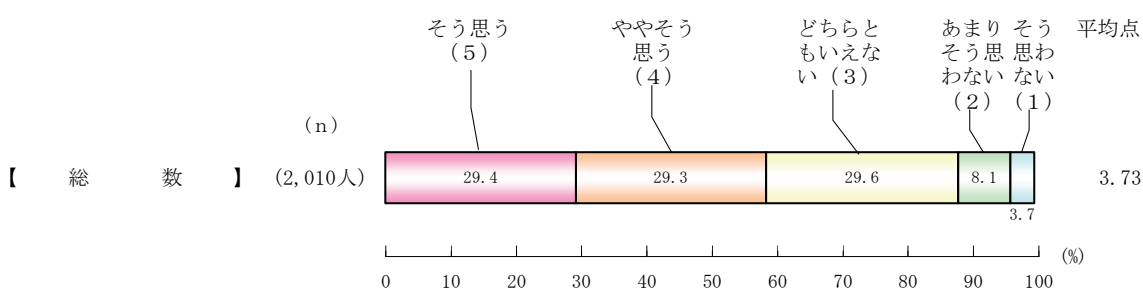


裁判員制度の実施により『裁判の手続や内容がわかりやすくなる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は64.3%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は8.2%である。

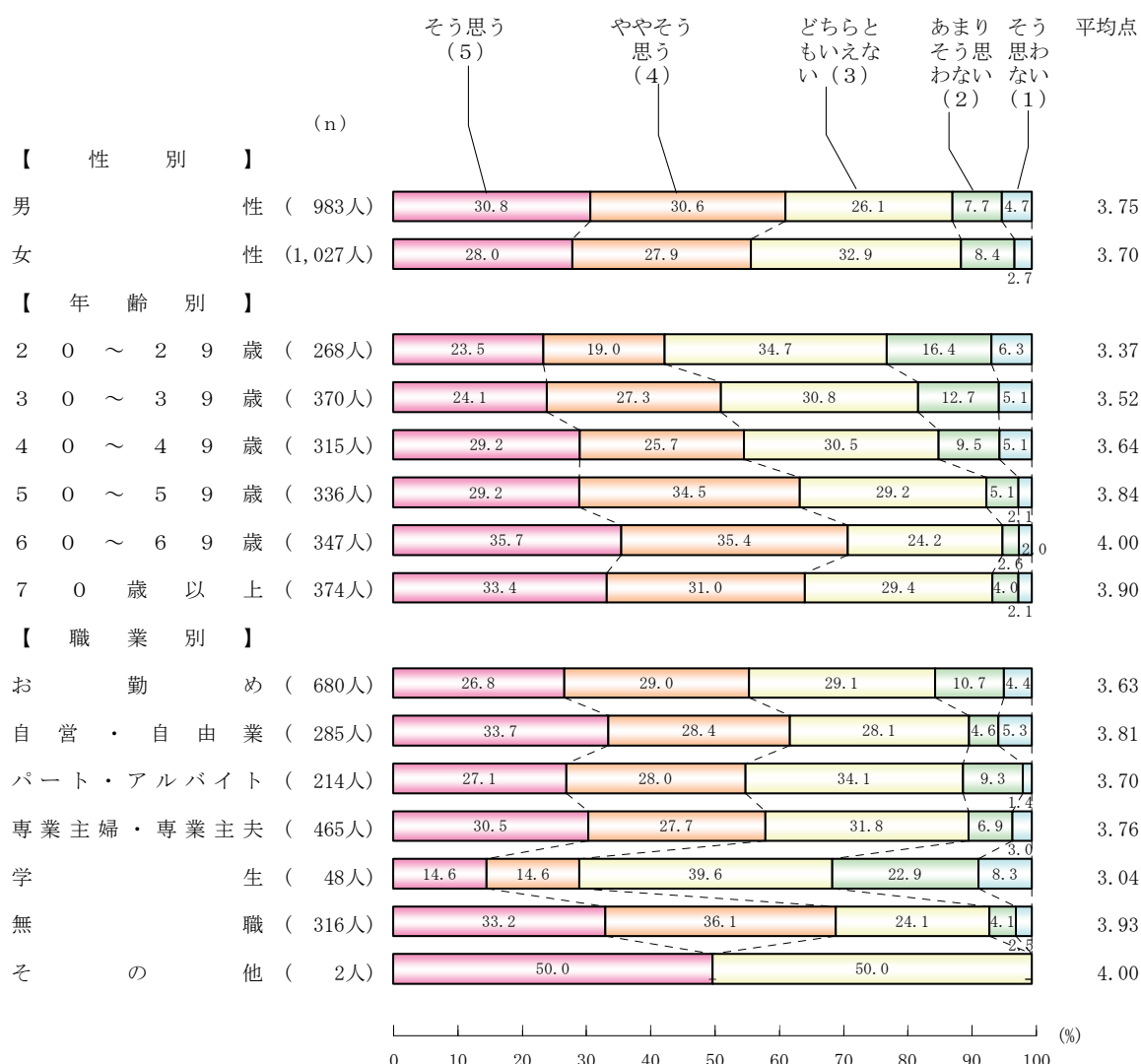


『裁判の手続や内容がわかりやすくなる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、性別・年齢別では大きな差はみられない。また職業別にみると、パート・アルバイトや専業主婦・専業主夫で高くなっている。

Q 6 (h) 裁判が迅速になる

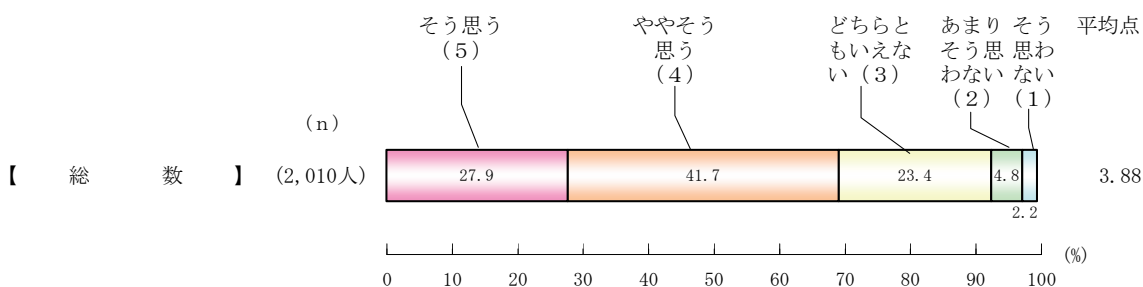


裁判員制度の実施により『裁判が迅速になる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は58.7%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は11.8%である。

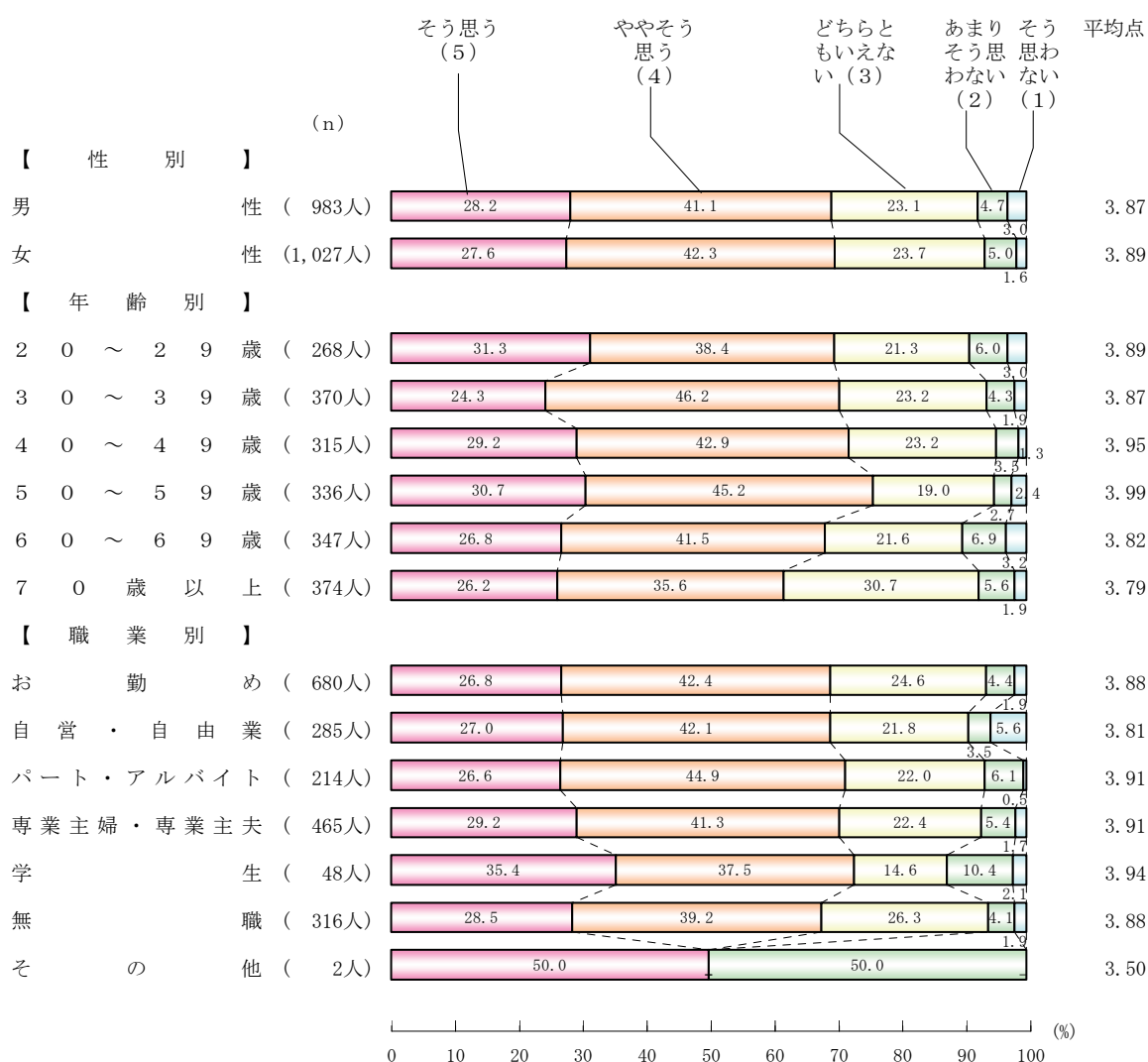


『裁判が迅速になる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、女性より男性が高い。年齢別にみると、20代・30代の若年層が低く、60代で最も高いなど高齢層で高い傾向がある。職業別にみると、無職で最も高く、学生で最も低くなっている。

Q 6 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる



裁判員制度の実施により『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は69.6%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は7.0%である。

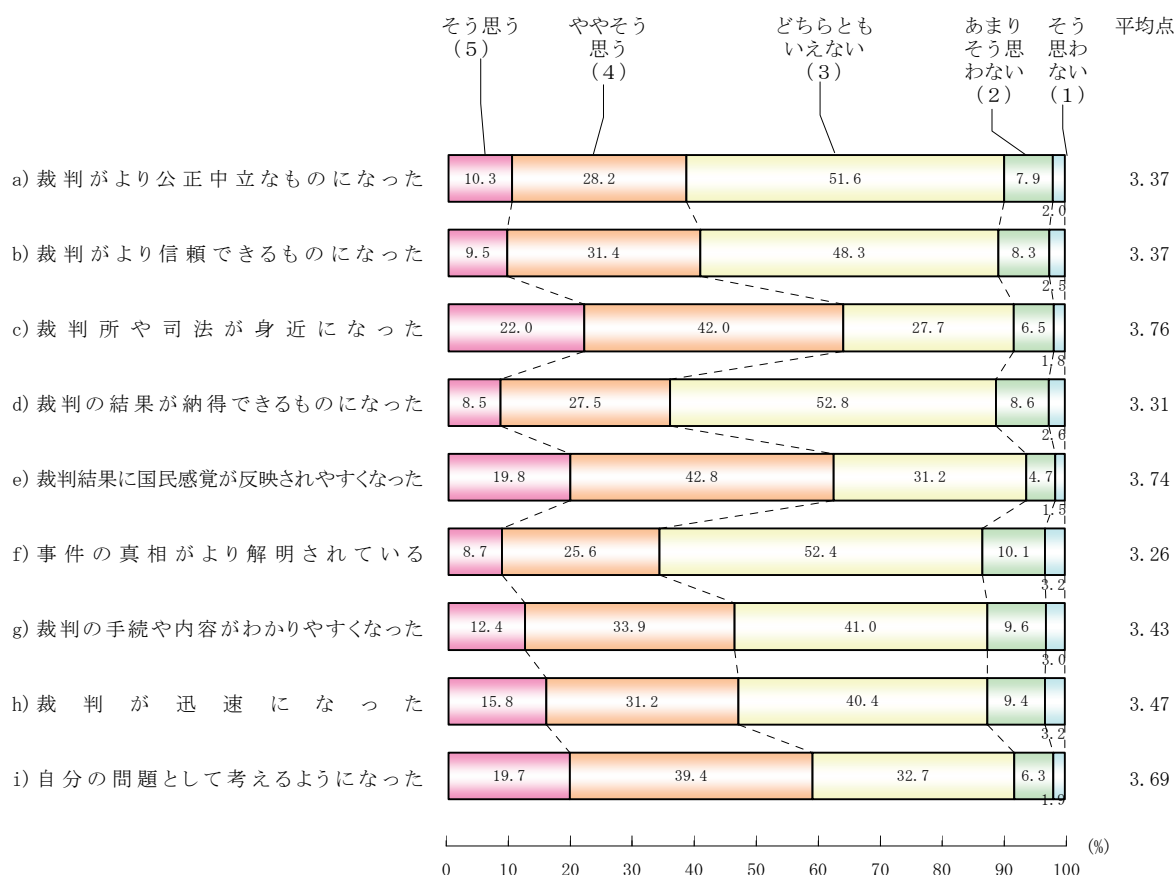


『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』ことに対する期待について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女での差はみられない。年齢別にみると、50代で最も高く、70歳以上で最も低い。

7 裁判員制度の実施後の変化

Q7 「回答票7」あなたは裁判員制度の実施後の変化について、どのような印象を持っていますか。次の（a）～（i）のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。まず、「（a）裁判がより公正中立なものになった」についてはどうですか。

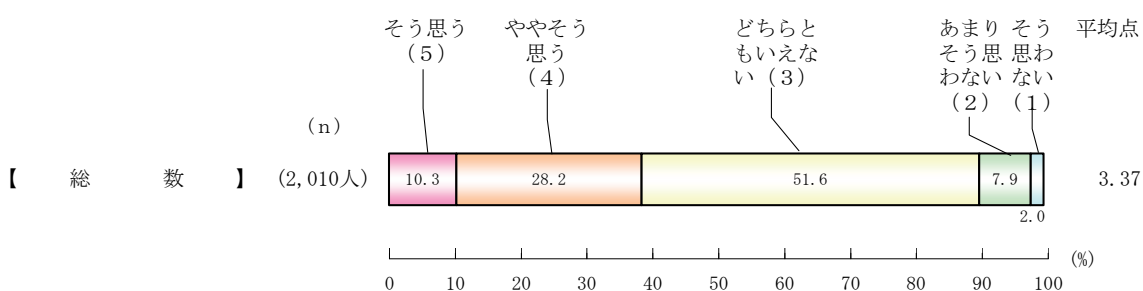
（n=2010 人）



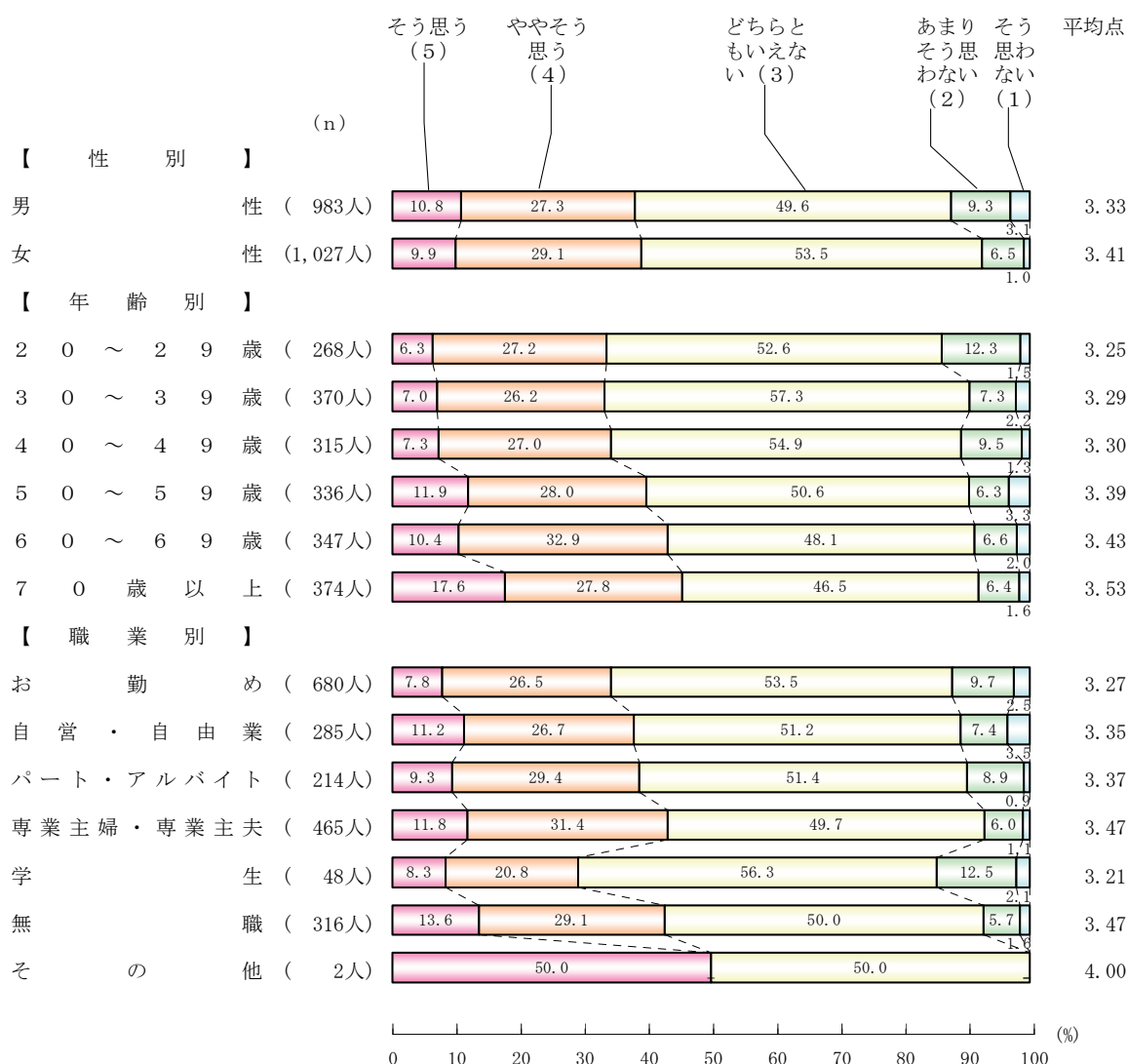
* 平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

裁判員制度の実施後の変化について、刑事裁判に対してどのような印象を持っているか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かったのが『裁判所や司法が身近になった』（3.76点）、以下、『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった』（3.74点）、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』（3.69点）、『裁判が迅速になった』（3.47点）、『裁判の手続や内容がわかりやすくなった』（3.43点）、『裁判がより公正中立なものになった』（3.37点）、『裁判がより信頼できるものになった』（3.37点）、『裁判の結果（判断）がより納得できるものになった』（3.31点）、『事件の真相がより解明されている』（3.26点）となっている。

Q 7 (a) 裁判がより公正中立なものになった

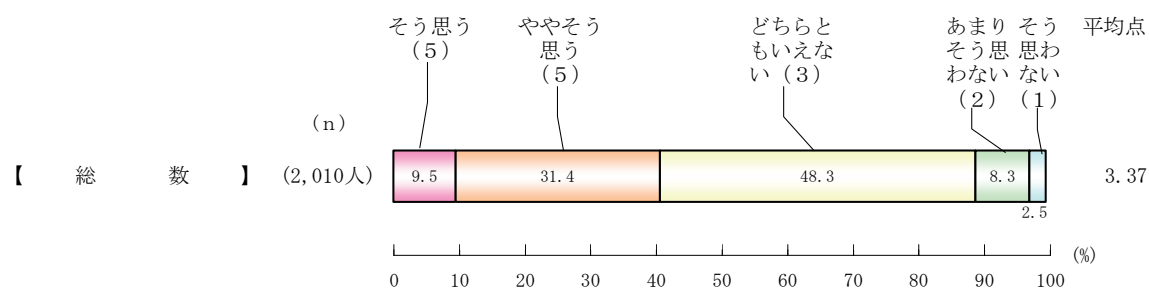


裁判員制度実施後の変化として『裁判がより公正中立なものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は38.5%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は9.9%である。

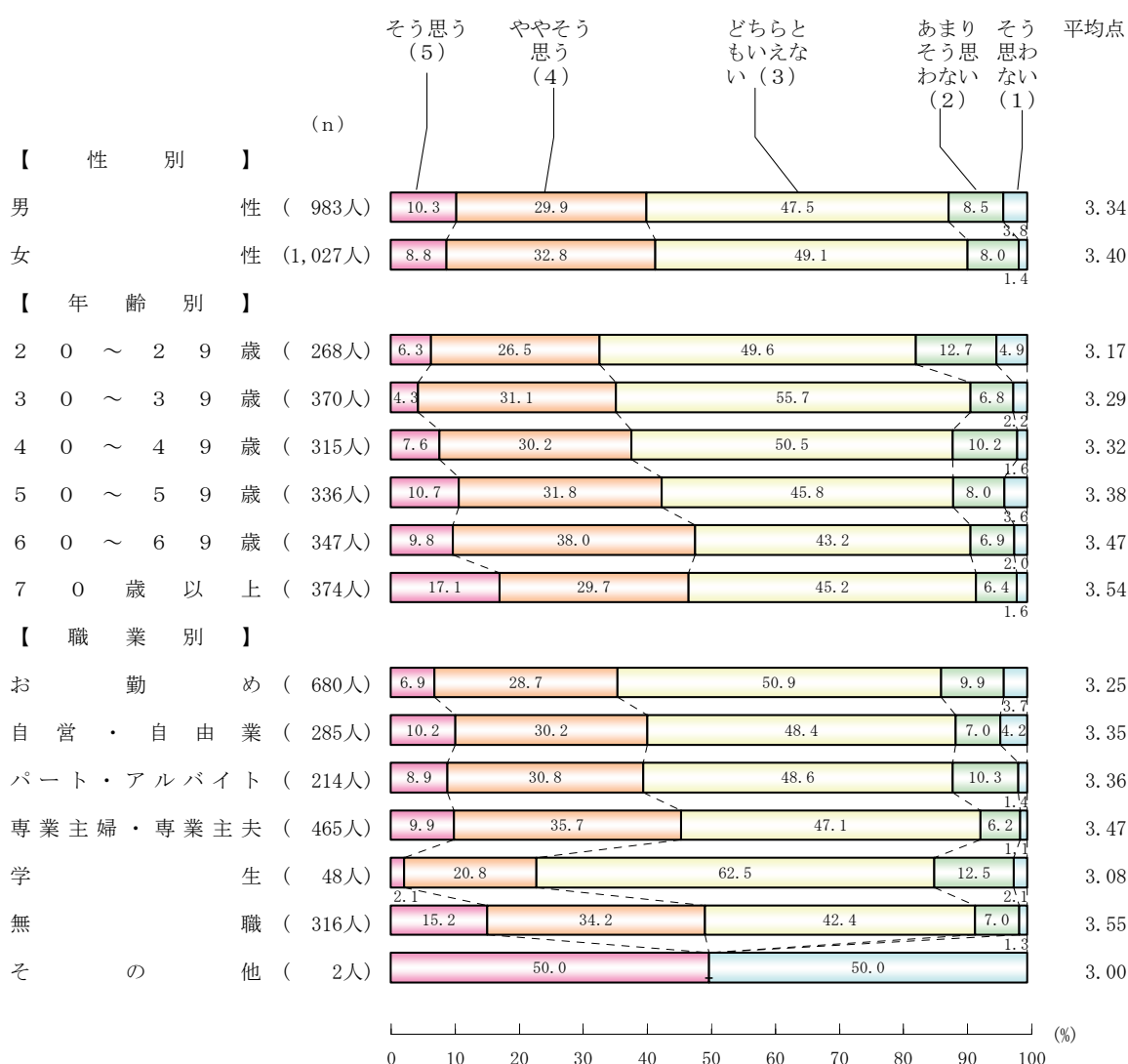


『裁判がより公正中立なものになった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女に目立った差はなく、年齢別にみると、60代・70歳以上の高齢層で高い。職業別にみると、専業主婦・専業主夫で高くなっている。

Q 7 (b) 裁判がより信頼できるものになった

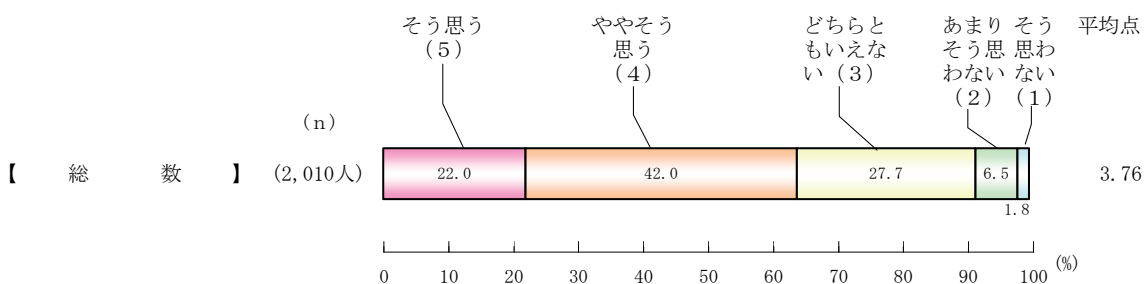


裁判員制度実施後の変化として『裁判がより信頼できるものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は40.9%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は10.8%である。

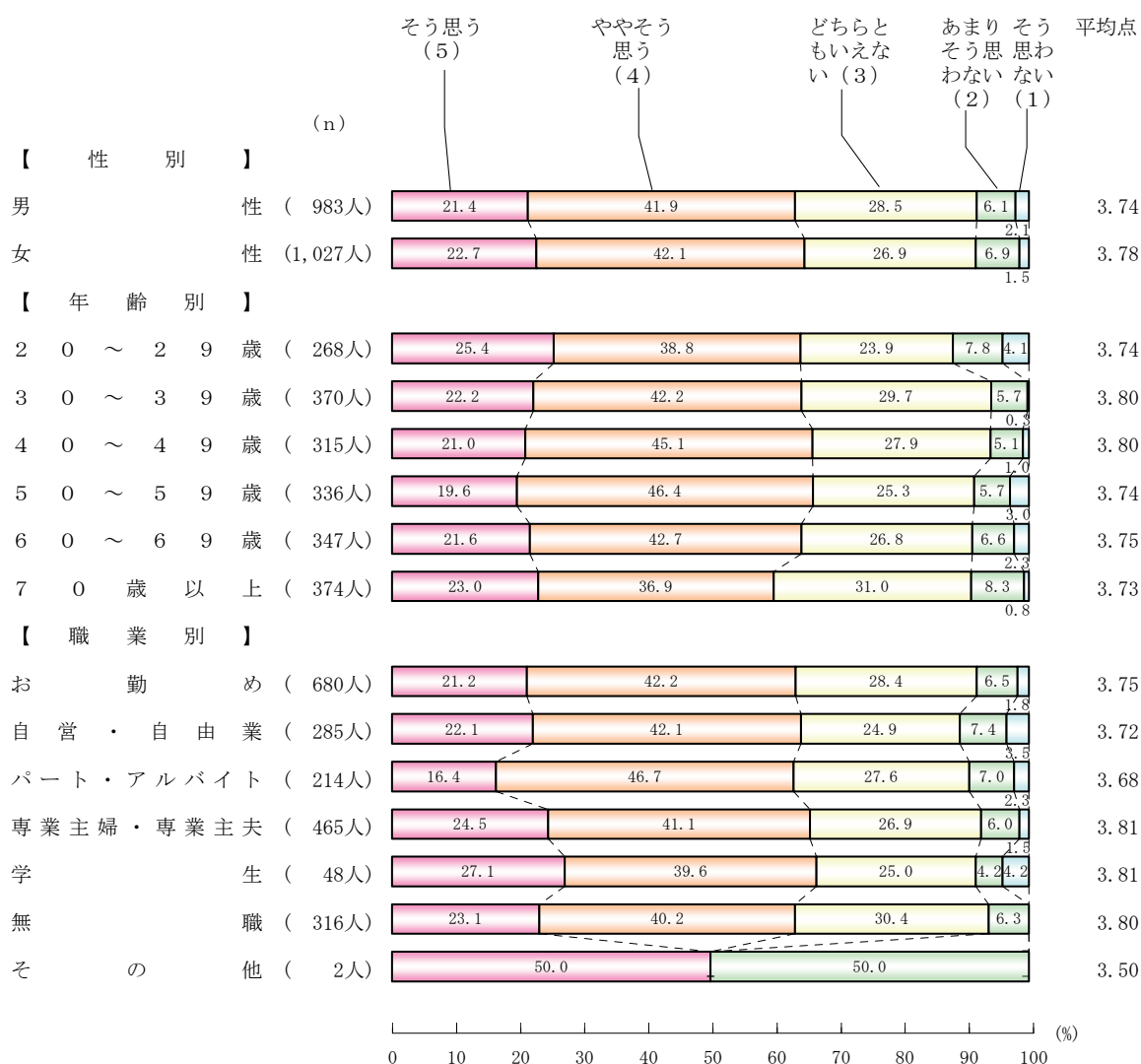


『裁判がより信頼できるものになった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、男女に目立った差はない。年齢別にみると、20代・30代の若年層で低く、60代・70歳以上の高齢層で高い。職業別にみると、無職や専業主婦・専業主夫で高く、学生やお勤めでは低くなっている。

Q 7 (c) 裁判所や司法が身近になった

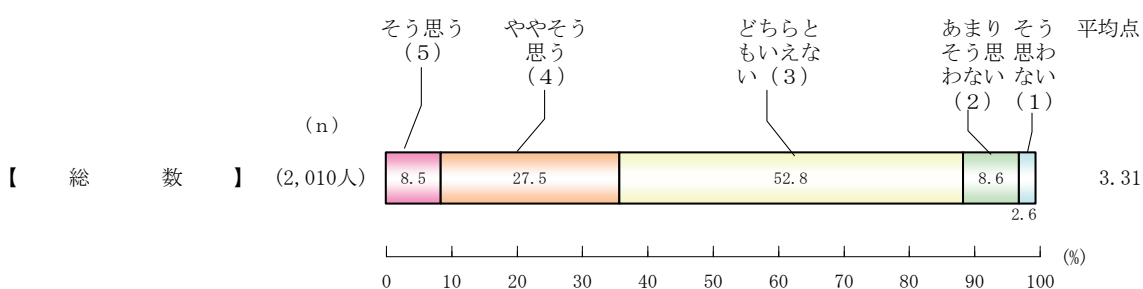


裁判員制度実施後の変化として『裁判所や司法が身近になった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は64.0%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は8.3%である。

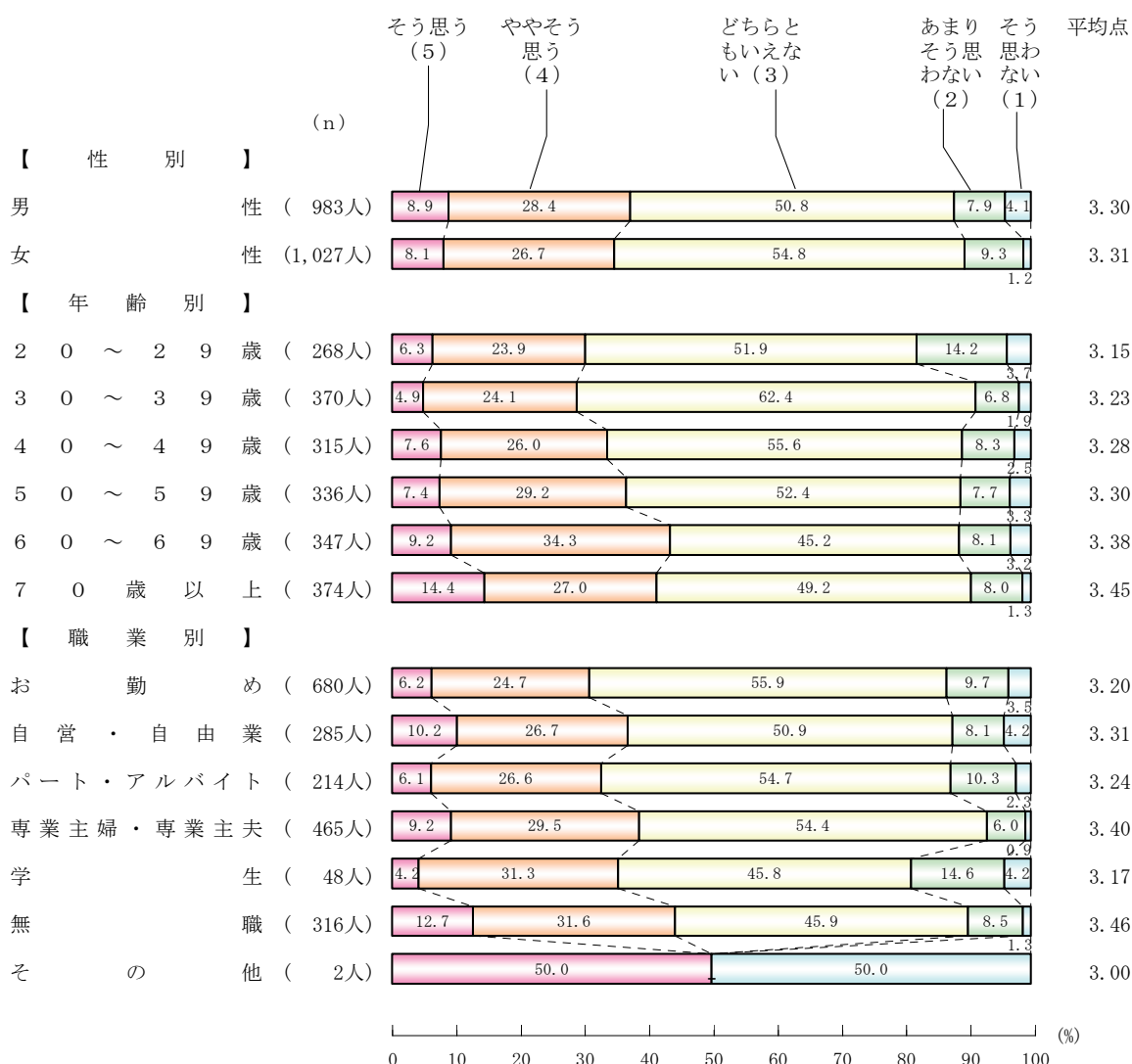


『裁判所や司法が身近になった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、性別・年齢別および職業別にみても各層の間に目立った差はない。

Q 7 (d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになった

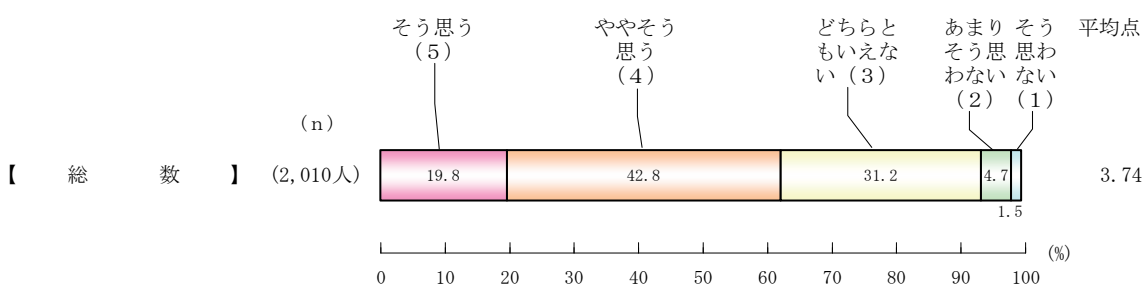


裁判員制度実施後の変化として『裁判の結果（判断）がより納得できるものになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 36.0%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 11.2%である。

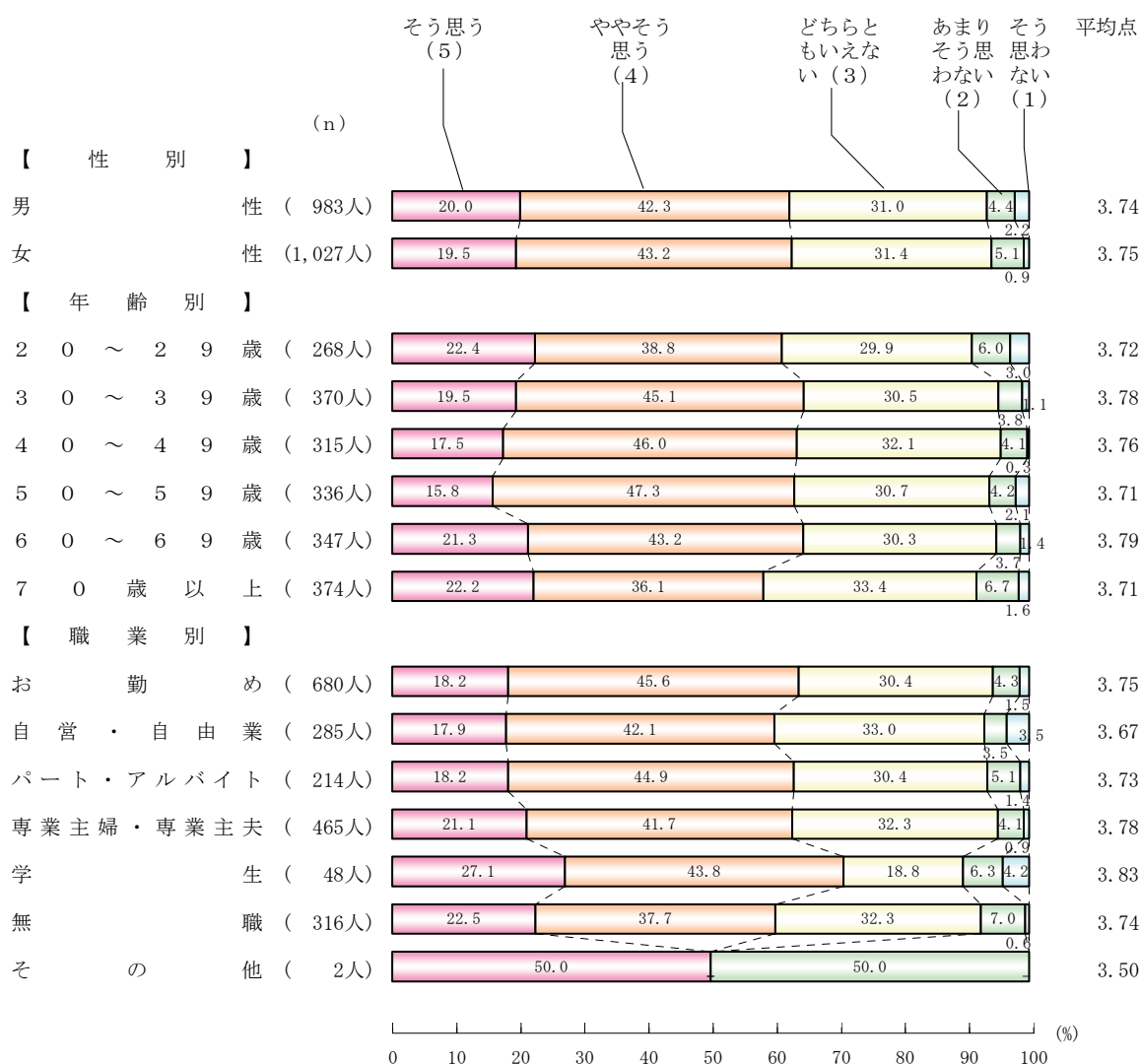


『裁判の結果（判断）がより納得できるものになった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女に目立った差はないが、年齢別にみると、20代・30代の若年層で低く、60代・70歳以上の高齢層で高い。職業別にみると、無職で最も高く、お勤めで最も低くなっている。

Q 7 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった

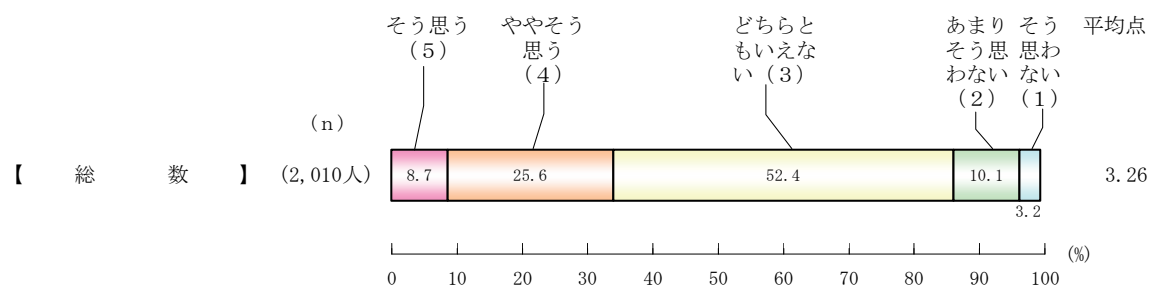


裁判員制度実施後の変化として『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は62.6%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は6.2%である。

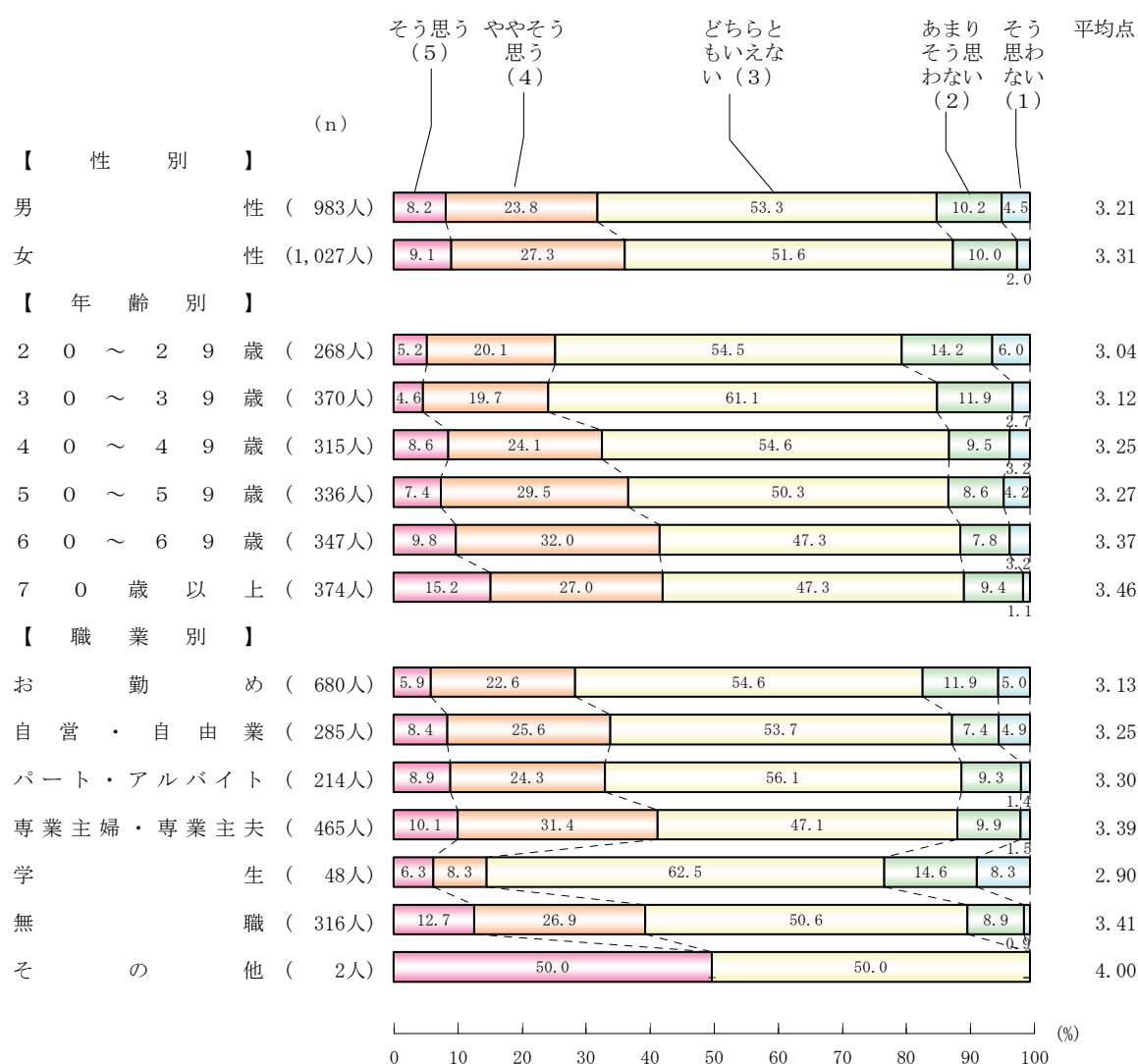


『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、性別・年齢別にみても各層の間に目立った差はない。

Q 7 (f) 事件の真相がより解明されている

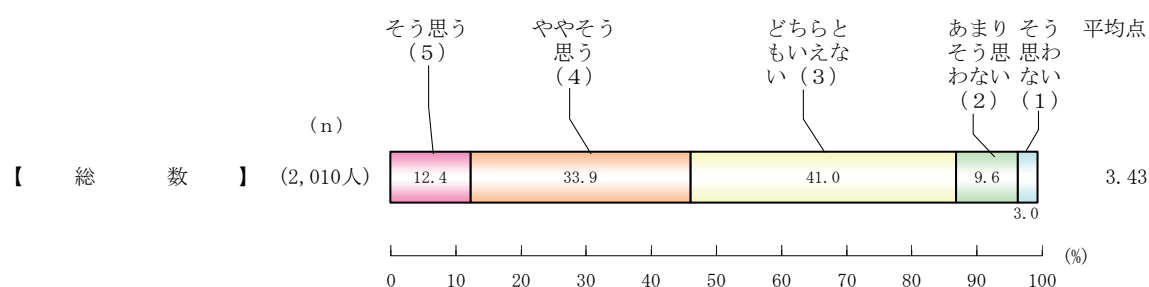


裁判員制度実施後の変化として『事件の真相がより解明されている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 34.3%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 13.3%である。

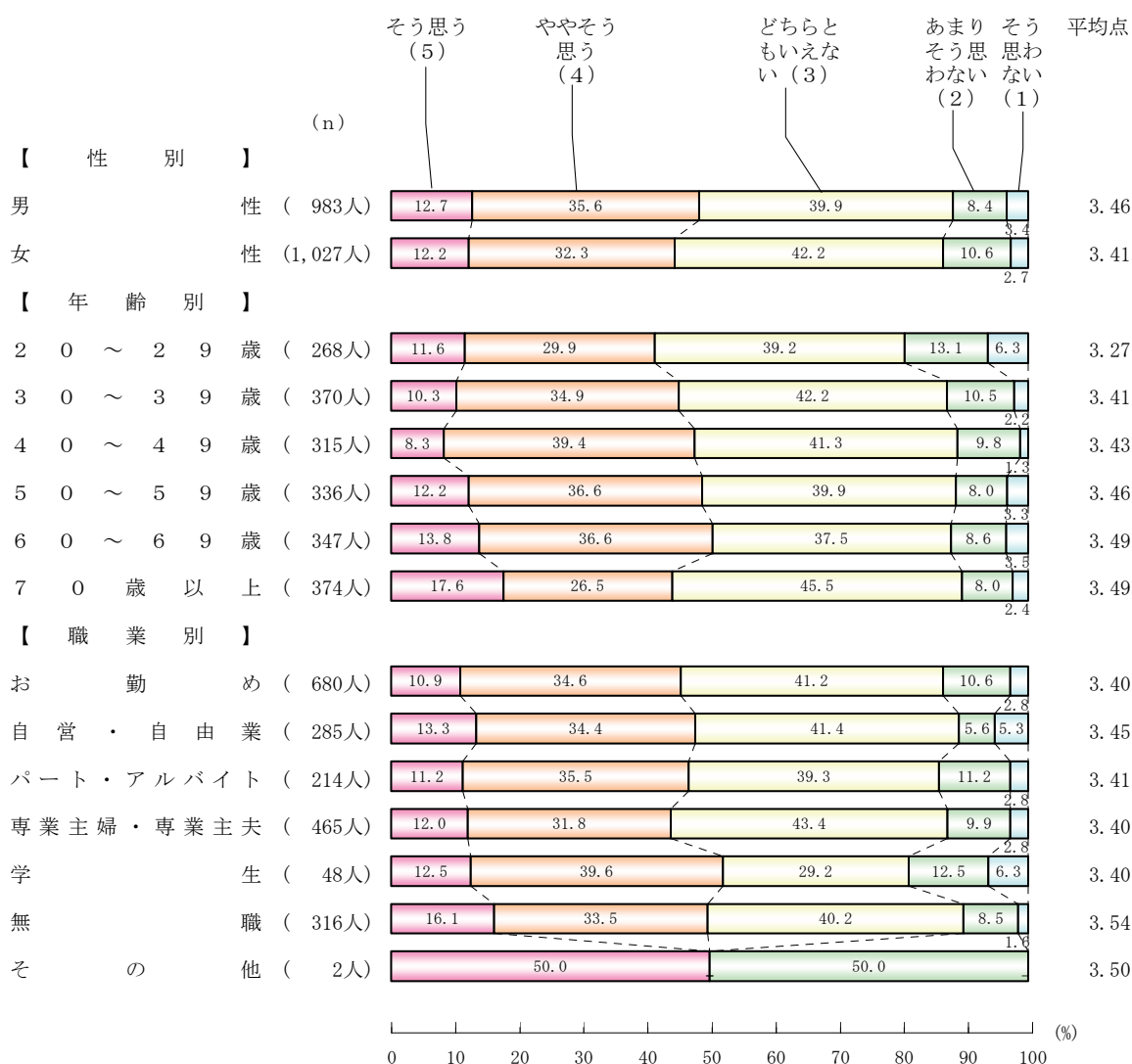


『事件の真相がより解明されている』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、男性より女性で高く、年齢別にみると、20代・30代の若年層で低く、60代・70歳以上の高齢層で高い。職業別にみると、専業主婦・専業主夫や無職で高く、お勤めや学生で低くなっている。

Q 7 (g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなった

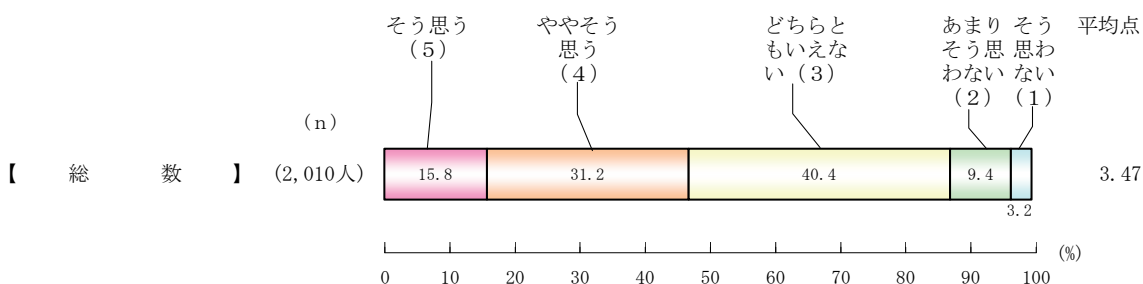


裁判員制度実施後の変化として『裁判の手続や内容がわかりやすくなった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は46.3%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は12.6%である。

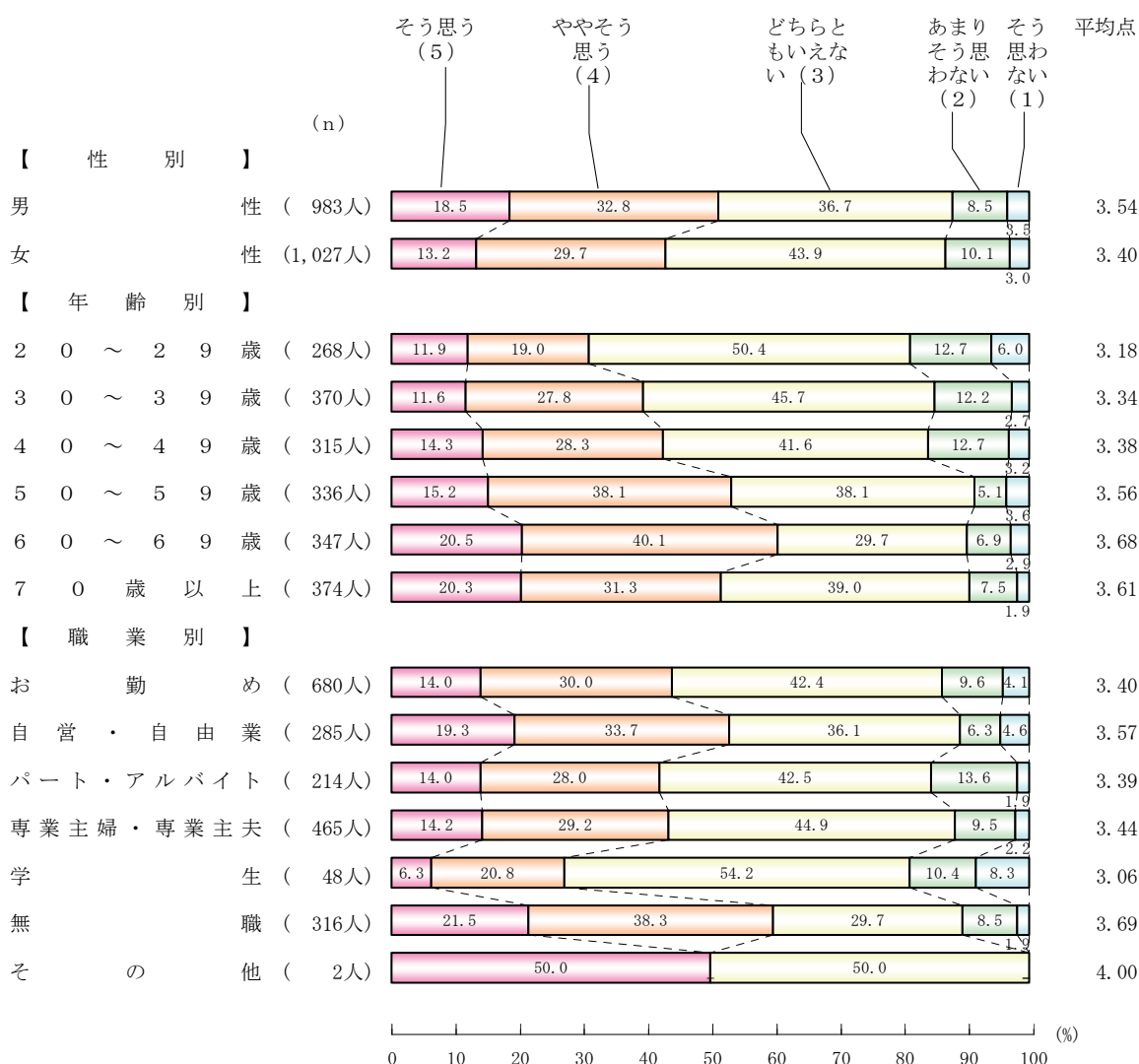


『裁判の手続や内容がわかりやすくなった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、性別・年齢別にみても各層の間に目立った差はない。

Q 7 (h) 裁判が迅速になった

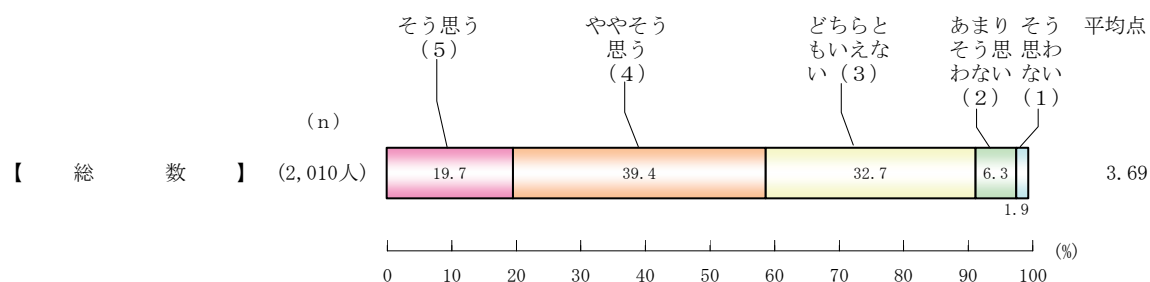


裁判員制度実施後の変化として『裁判が迅速になった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は47.0%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は12.6%である。

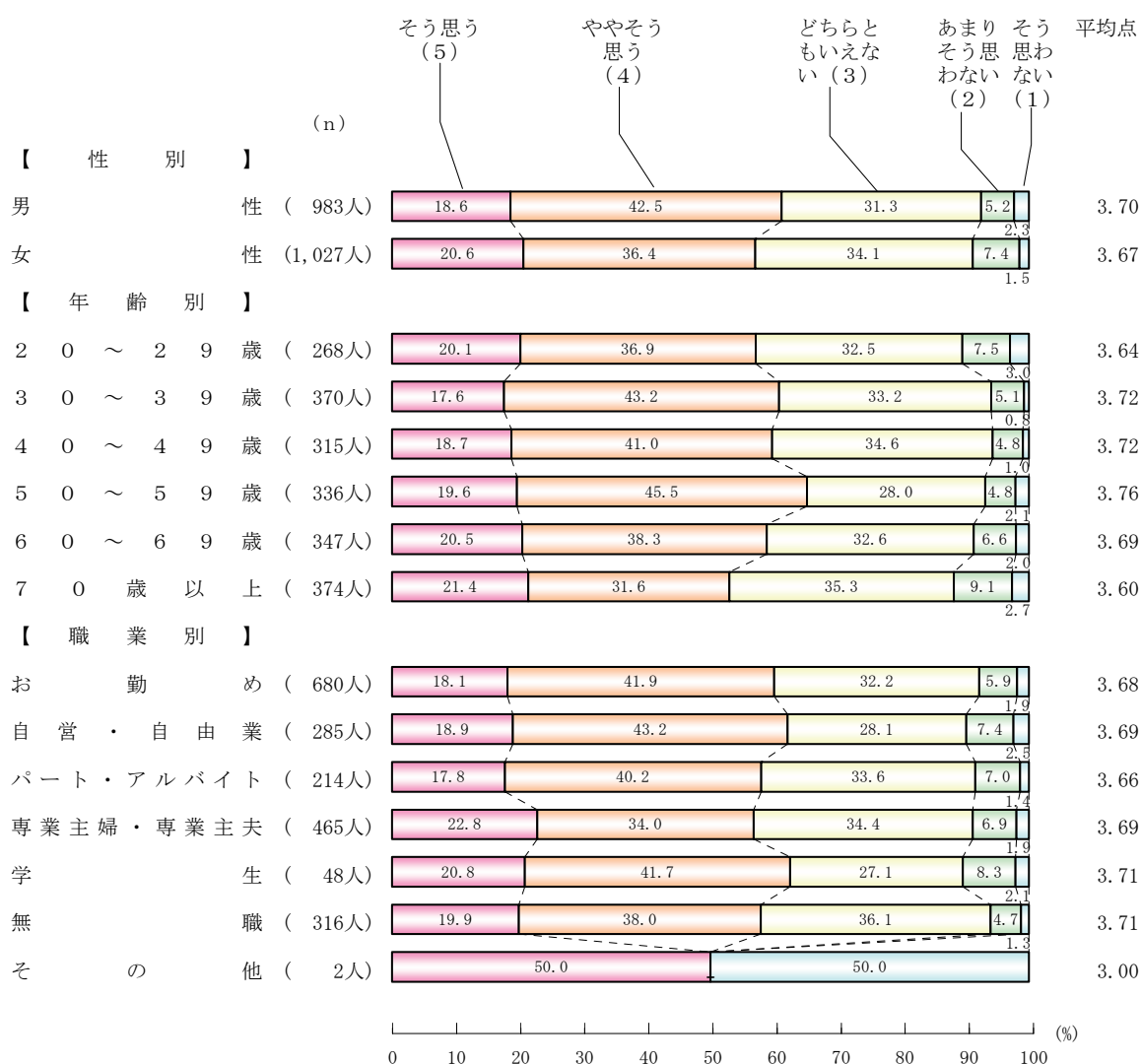


『裁判が迅速になった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女別にみると、女性よりも男性が高く、年齢別にみると、20代・30代の若年層で低く、50代・60代・70歳以上で高い。職業別にみると、無職や自営・自由業で高く、学生で低くなっている。

Q 7 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった



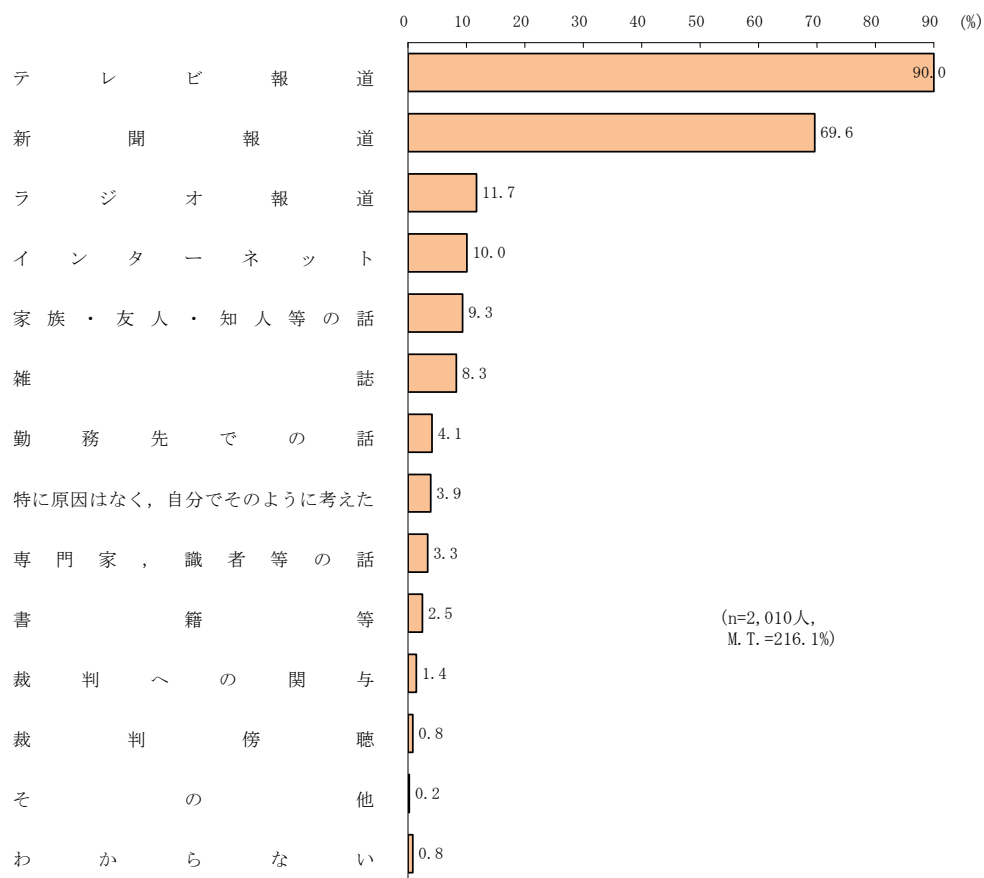
裁判員制度実施後の変化として『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は59.1%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は8.2%である。



『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』という印象について、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えたのは、男女に目立った差はないが、年齢別にみると、50代で最も高く、70歳以上で最も低くなっている。

8 裁判員制度の実施後の変化についてQ 7 の印象を持つことになった原因

Q 8 「回答票8」あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)



裁判員制度の実施後の変化についてQ 7 の印象を持つことになった原因としては、「テレビ報道」が 90.0%と最も高く、次いで「新聞報道」が 69.6%であった。

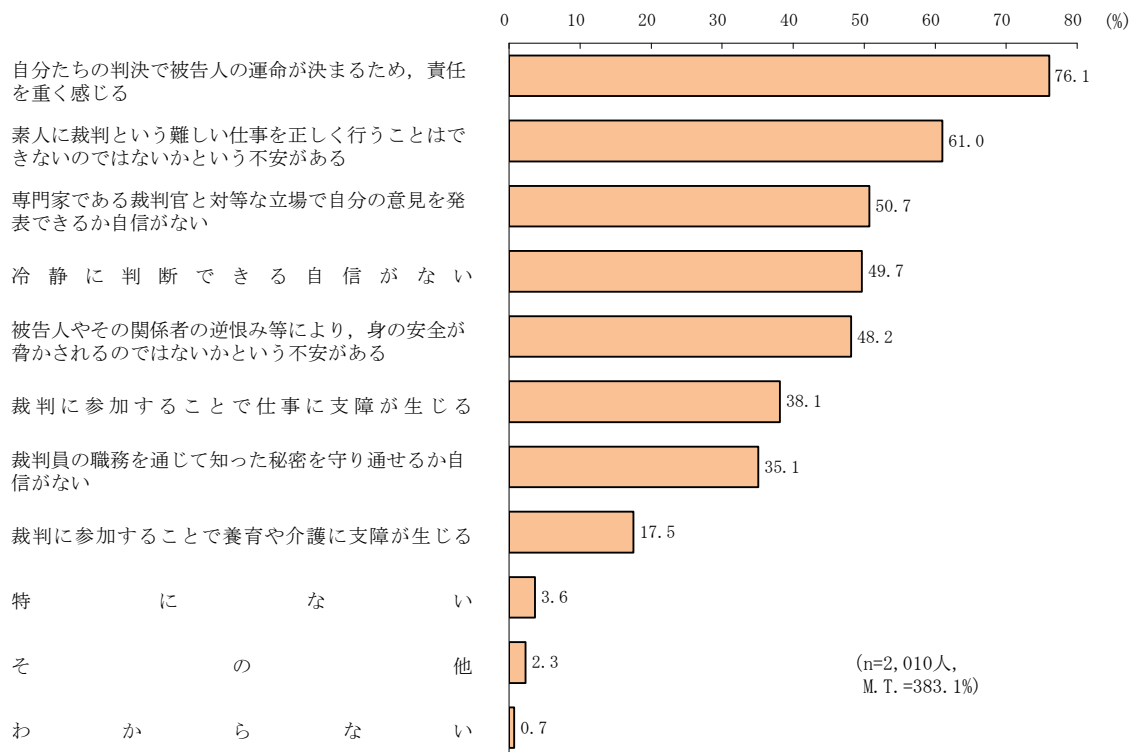
	該当数 (n)	新聞報道	雑誌	書籍等	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	裁判への関与	裁判傍聴	家族・友人・知人等の話	勤務先での話	専門家、識者等の話	特に原因はなく、自分でそう考えた	その他	わからない	回答計
【性別】																
男性	983	72.1	9.6	3.6	89.2	14.3	13.9	1.4	0.8	6.8	4.9	3.4	4.3	0.1	0.4	224.8
女性	1027	67.2	7.1	1.5	90.7	9.2	6.3	1.5	0.8	11.7	3.4	3.3	3.5	0.3	1.3	207.7
【年齢別】																
20～29歳	268	45.5	4.9	1.9	86.6	6.0	19.8	3.0	1.9	10.1	3.4	4.5	6.3	0.4	-	194.0
30～39歳	370	63.2	7.6	1.1	91.1	10.5	14.1	1.6	0.8	8.1	6.2	1.6	4.6	0.3	0.3	211.1
40～49歳	315	70.2	9.5	2.9	92.4	11.7	16.8	1.9	0.6	8.6	6.3	3.8	2.9	-	-	227.6
50～59歳	336	79.5	8.3	4.5	89.3	10.7	7.4	0.6	0.3	8.6	3.6	4.2	4.2	-	0.9	222.0
60～69歳	347	83.3	13.0	4.3	93.4	18.4	3.7	-	0.6	13.8	5.2	4.0	1.7	0.3	0.6	242.4
70歳以上	374	71.1	6.1	0.5	86.9	11.5	1.6	1.9	0.8	7.0	0.3	2.4	4.0	0.3	2.9	197.3
【職業別】																
お勤め	680	67.5	8.5	3.4	91.3	11.6	16.2	1.6	0.6	6.8	7.4	4.1	4.1	0.1	0.4	223.7
自営・自由業	285	72.6	10.5	2.1	86.3	15.8	10.9	1.4	0.4	8.4	3.9	2.1	4.9	-	0.4	219.6
パート・アルバイト	214	67.3	4.7	1.9	91.1	12.6	7.5	2.3	1.4	13.6	8.4	1.9	4.7	0.5	-	217.8
専業主婦・専業主夫	465	68.6	7.1	0.6	91.8	8.6	4.9	1.1	1.1	11.2	-	2.6	2.4	-	1.5	201.5
学生	48	45.8	4.2	6.3	79.2	4.2	20.8	2.1	2.1	14.6	-	12.5	10.4	2.1	-	204.2
無職	316	77.8	10.8	3.5	88.6	13.3	3.8	0.9	0.6	8.9	0.9	3.5	3.2	0.3	1.9	218.0
その他	2	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	300.0

年齢別にみると、「新聞報道」は 50 代・60 代で高く、「インターネット」は 20～40 代で高くなっている。

9 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q 9 「回答票 9」あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまると思うものを、次の中からすべてお聞かせください。

(M. A.)



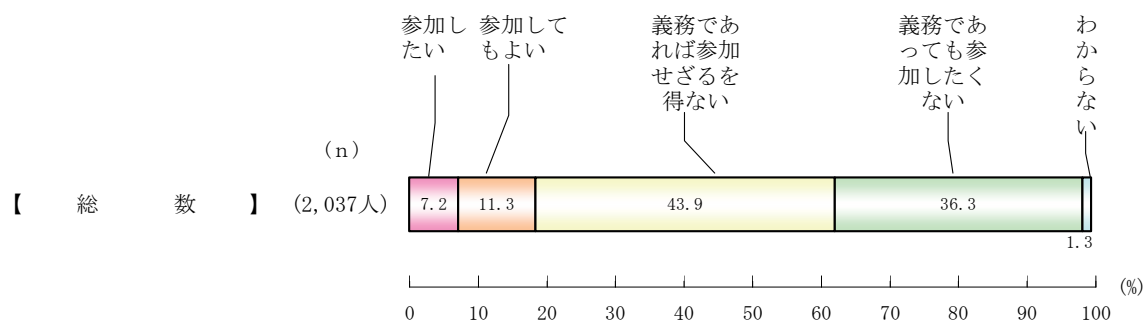
刑事裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が76.1%と最も高い。

	該当数 (n)	重く感じる 自分たちの判決で、被告人の運命を決めるため、責任を重く感じる	素人であるが、専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	冷静に判断できる自信がない	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある	裁判に参加することで仕事に支障が生じる	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	特にない	その他	わからない	回答計
【性別】												
男性	983	70.9	54.6	44.9	41.4	43.5	35.2	46.7	11.1	4.5	2.4	355.8
女性	1027	81.0	67.1	56.4	57.6	52.6	35.1	29.9	23.7	2.8	0.9	409.3
【年齢別】												
20～29歳	268	70.5	54.5	43.7	36.9	48.5	31.7	38.8	12.7	1.9	0.4	340.3
30～39歳	370	76.2	56.2	46.5	45.7	51.6	33.0	47.3	27.6	2.4	0.3	387.3
40～49歳	315	79.4	59.0	47.0	43.2	54.3	38.4	54.9	20.6	2.2	0.6	400.0
50～59歳	336	80.4	62.5	49.7	54.2	44.6	36.9	47.3	16.7	3.3	2.4	397.9
60～69歳	347	81.3	69.2	62.0	62.8	48.1	39.8	32.3	16.7	3.2	0.6	419.6
70歳以上	374	68.4	63.1	53.7	52.1	42.5	31.0	11.5	9.9	8.0	2.4	348.4
【職業別】												
お勤め	680	72.1	53.8	42.5	41.0	45.7	34.6	56.2	12.8	3.2	0.9	363.2
自営・自由業	285	73.0	64.6	49.8	42.5	41.4	37.2	58.9	13.0	3.5	2.1	386.3
パート・アルバイト	214	85.0	65.4	57.9	58.9	55.6	37.9	42.1	28.0	1.4	0.9	433.6
専業主婦・専業主夫	465	80.9	67.1	57.2	61.1	55.5	33.5	16.1	27.7	3.4	2.4	406.2
学生	48	75.0	60.4	52.1	33.3	45.8	35.4	31.3	14.6	6.3	-	354.2
無職	316	75.0	61.1	55.1	54.4	44.0	35.1	11.4	10.1	6.0	7.0	360.4
その他	2	-	100.0	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	200.0

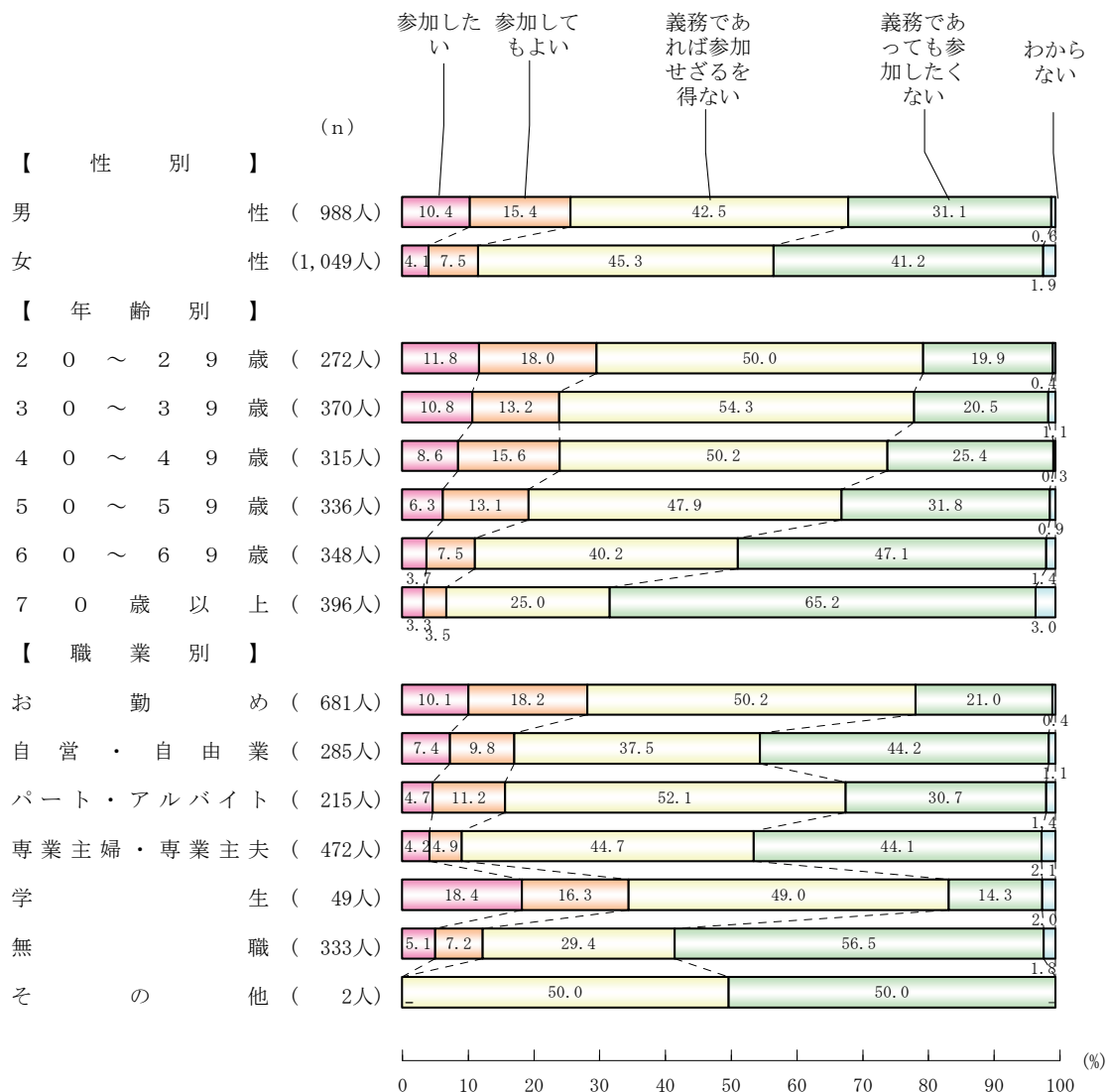
「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」は、男女別にみると、男性よりも女性で高く、年齢別にみると、20代と70歳以上では他の年代よりも低く、50代・60代で高くなっている。

10 裁判員として刑事裁判に参加したいか

Q10 「回答票10」あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。



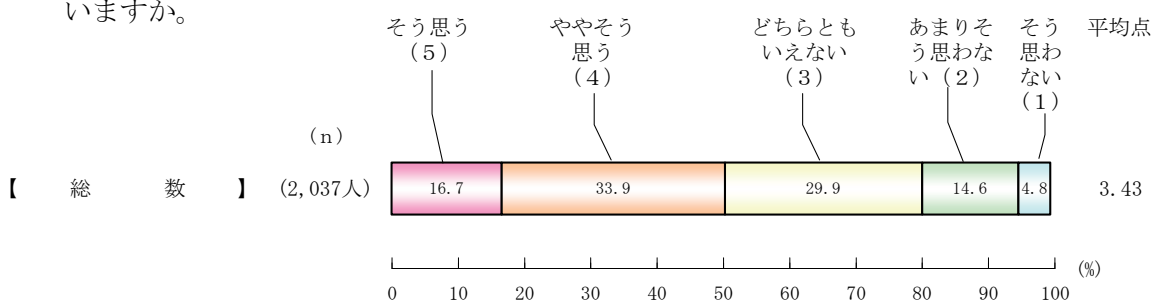
裁判員として刑事裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が7.2%、「参加してもよい」が11.3%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が43.9%、「義務であっても参加したくない」が36.3%である。



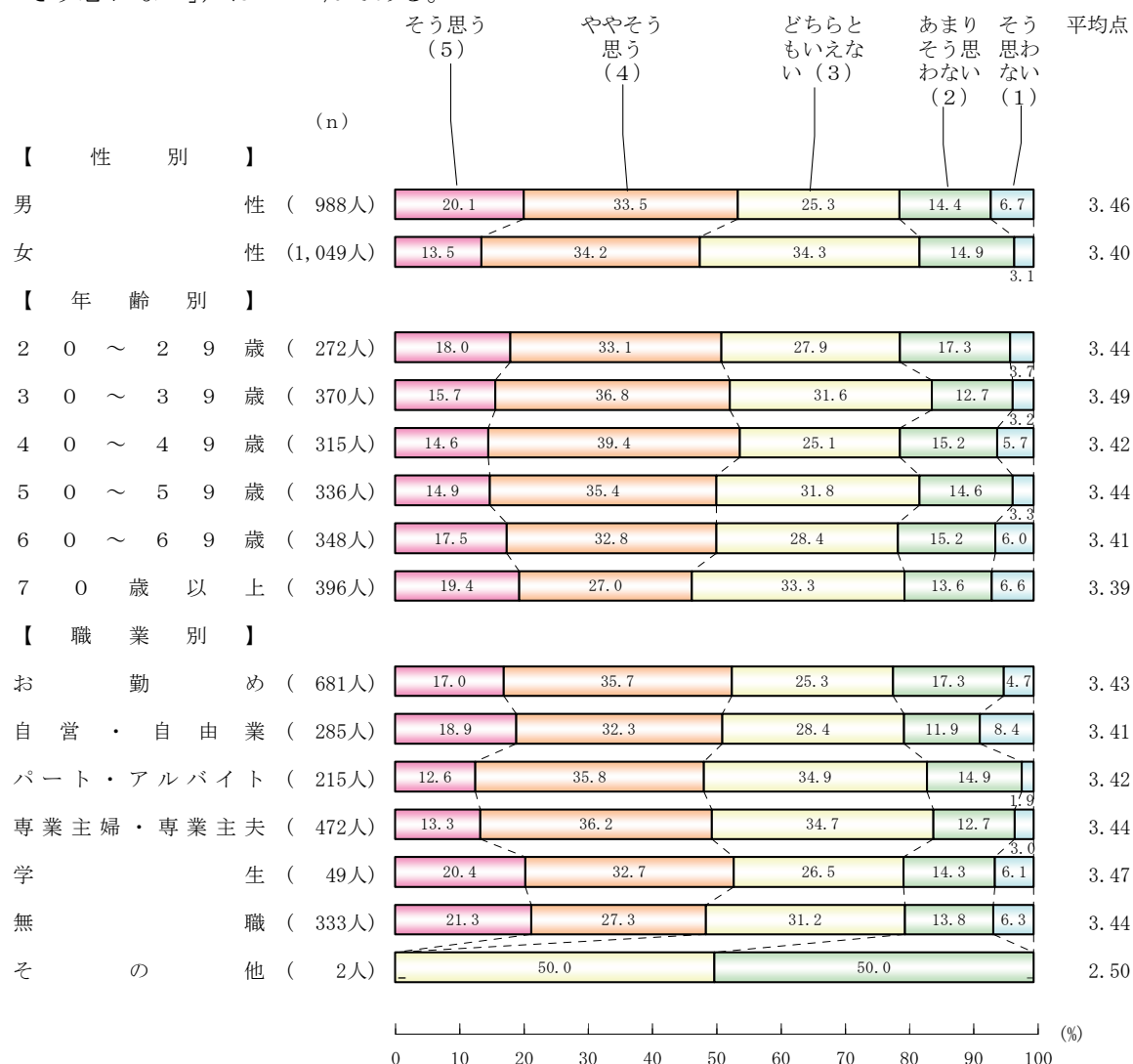
「参加したい」、「参加してもよい」および「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」は比較的若年層で高く、「義務であっても参加したくない」は高齢層で高くなっている。

1 1 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 1 「回答票 1 1」 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。

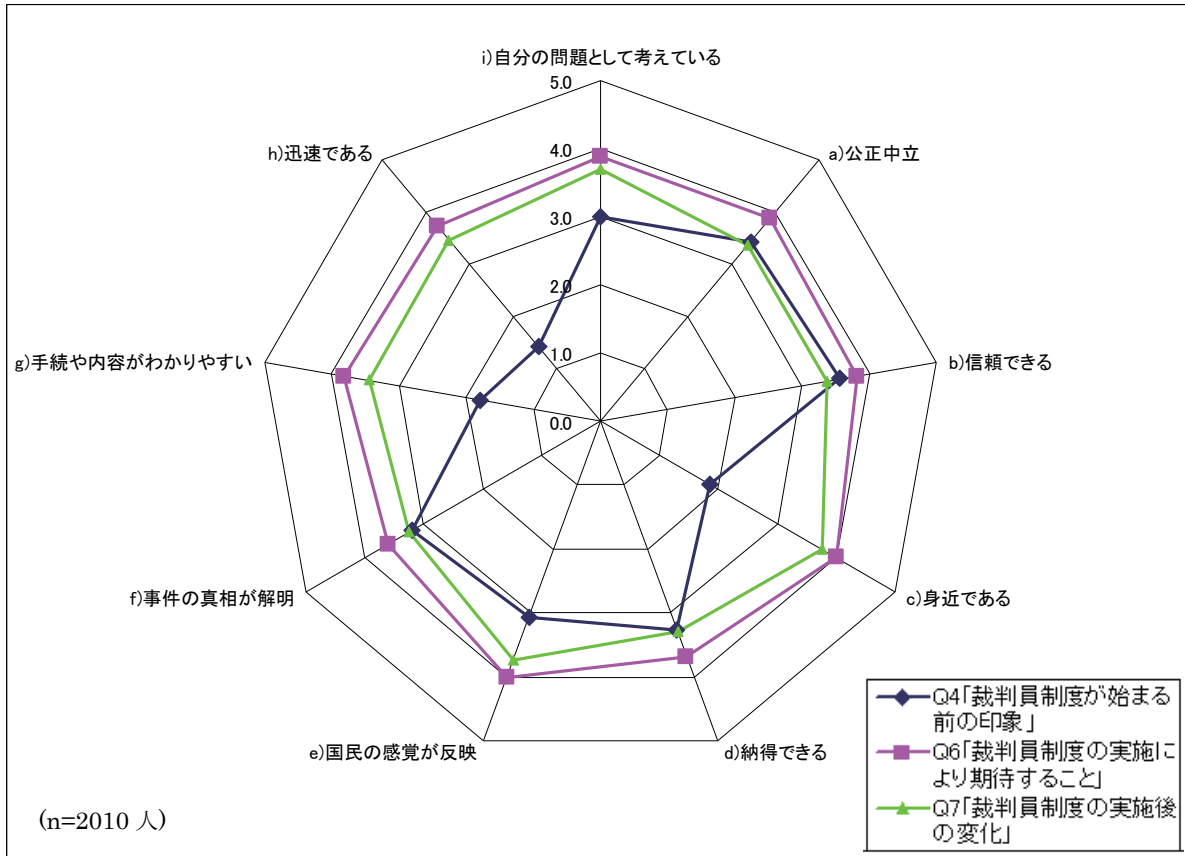


刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきかどうかという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 50.6%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 19.4%である。



『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は男女別にみると、女性より男性で高くなっている。

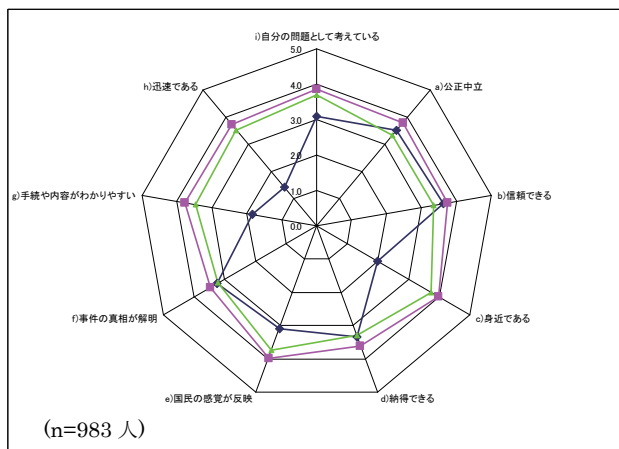
1 2 制度開始前・実施への期待・実施後の変化



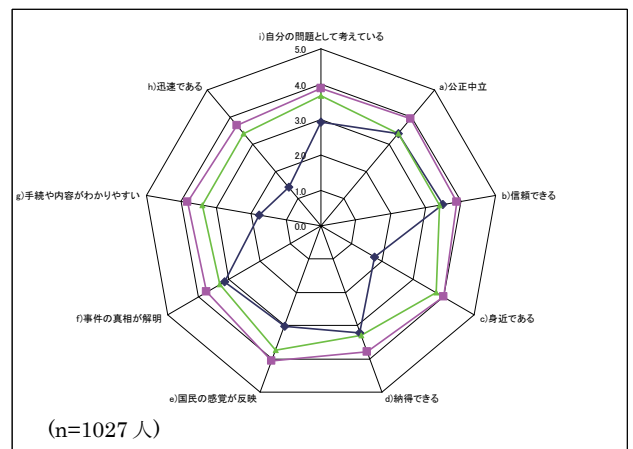
Q 4 : 「裁判員制度が始まる前の印象」、Q 6 : 「裁判員制度の実施により、期待すること」、Q 7 : 「裁判員制度の実施後の変化」の各問の 9 項目それぞれの点数を比較してみると、「身近である」、「手続や内容がわかりやすい」、「迅速である」は Q 4 よりも Q 6 ・ Q 7 の点数が大きいことが目立つ。また「自分の問題として考えている」と「国民の感覚が反映」も認識よりも実施後の変化の得点が高い。

この傾向は性別・年齢別にみた場合もほぼ同様に表れている。

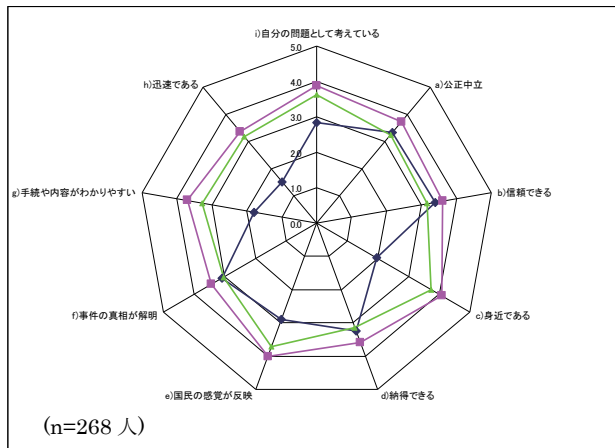
男性



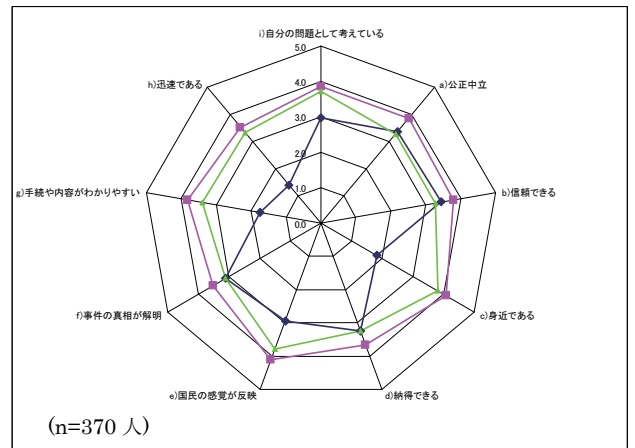
女性



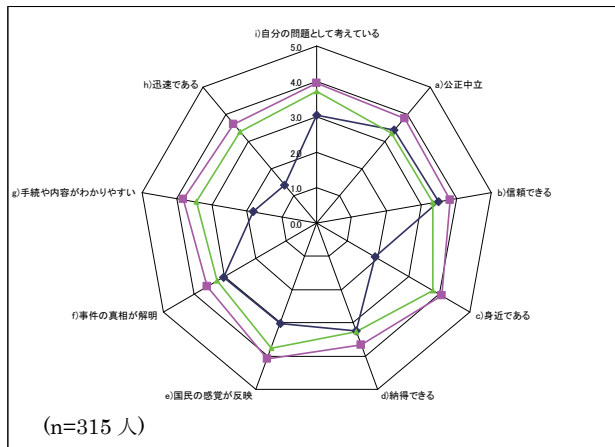
20代



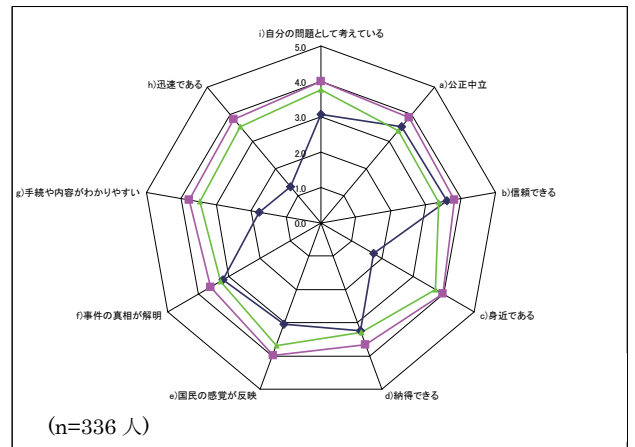
30代



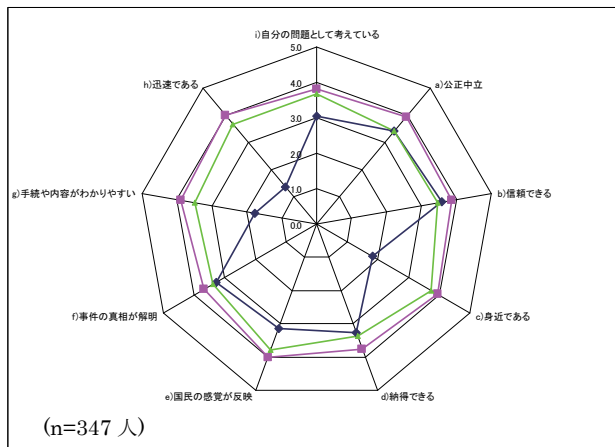
40代



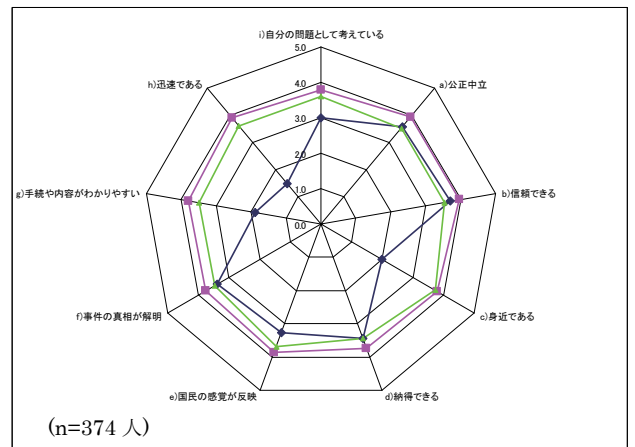
50代



60代



70歳以上



Ⅲ 調査票（付：単純集計結果）

裁判員制度の運用に関する意識調査

平成 22 年 1 月

Q 1 【回答票 1】あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

（a）～（c）の各項目ごとに「知っている」「知らない」のいずれかをお答えください。

	知っている	知らない
(a) 裁判員制度が開始された	98.2	1.8
(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である	96.6	3.4
(c) 選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある	93.3	6.7

※（a）～（c）ですべて「知らない」と回答した人は、5 ページの Q 10 へ

【Q 1 でひとつでも「1 知っている」と回答した人に Q 2 ～ Q 9 を聞く】

Q 2 【回答票 2】では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。この中からいくつでもあげてください。（M. A.）

74.2(ア) 新聞報道	7.3(キ) 各種パンフレット
7.9(イ) 雑誌	15.1(ク) 家族・友人・知人等の話
2.7(ウ) 書籍等	8.7(ケ) 勤務先での話
96.5(エ) テレビ報道	2.6(コ) 裁判員制度に関する各種説明会
13.7(オ) ラジオ報道	1.0 その他（具体的に
11.7(カ) インターネット	0.0 わからない

(M. T.=241.4%)

Q 3 【回答票 3】 裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。

43. 4(ア) 以前に比べて興味や関心が増した

1. 1(イ) 以前に比べて興味や関心が減った

55. 5(ウ) 特に変わらない

Q 4 【回答票 4】 あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の (a) ～ (i) のそれぞれについて、あてはまるものを 1 つ選んでください。 まず、「(a) 公正中立である」についてはどうですか。
〔以下 (b) ～ (i) について聞く〕

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	(平均点)
(a) 公正中立である	20. 4	22. 4	42. 4	11. 0	3. 7	3. 45
(b) 信頼できる	19. 4	32. 3	34. 2	11. 8	2. 3	3. 55
(c) 裁判所や司法は近づき難い印象がある	50. 0	26. 4	14. 4	6. 0	3. 1	1. 86
(d) 納得できる裁判（判断）が行われている	10. 5	27. 4	45. 2	13. 1	3. 7	3. 28
(e) 国民の感覚が反映された裁判（判断）がされている	7. 1	21. 5	47. 5	18. 6	5. 3	3. 07
(f) 事件の真相が解明されている	7. 6	28. 6	43. 9	15. 3	4. 7	3. 19
(g) 裁判の手続や内容が難しい，わかりにくい	50. 5	26. 7	16. 7	4. 6	1. 5	1. 80
(h) 裁判に時間がかかる	73. 3	14. 7	9. 6	1. 6	0. 8	1. 42
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について，国民の関心が高く自分の問題として考えている	9. 9	20. 3	39. 2	21. 5	9. 1	3. 00

Q5 【回答票5】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- | | |
|----------------|----------------------------|
| 70.2(ア) 新聞報道 | 1.4(ク) 裁判傍聴 |
| 9.5(イ) 雑誌 | 9.6(ケ) 家族・友人・知人等の話 |
| 4.1(ウ) 書籍等 | 4.5(コ) 勤務先での話 |
| 89.6(エ) テレビ報道 | 4.2(サ) 専門家、識者等の話 |
| 11.0(オ) ラジオ報道 | 3.7(シ) 特に原因はなく、自分でそのように考えた |
| 9.2(カ) インターネット | 0.5 その他(具体的に) |
| 1.5(キ) 裁判への関与 | 0.5 わからない |

(M. T. =219.4%)

Q6 【回答票6】あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか。次の(a)

～(i)のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。

まず、「(a) 裁判がより公正中立なものになる」についてはどうですか。〔以下(b)～(i)について聞く〕

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	(平均点)
(a) 裁判がより公正中立なものになる	33.8	32.5	24.2	7.2	2.3	3.88
(b) 裁判がより信頼できるものになる	29.9	34.0	26.8	7.3	2.1	3.82
(c) 裁判所や司法が身近になる	33.9	39.7	19.7	4.8	1.9	3.99
(d) 裁判の結果(判断)がより納得できるものになる	23.2	33.3	35.0	6.4	2.1	3.69
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなる	34.3	38.7	21.4	4.3	1.3	4.00
(f) 事件の真相がより解明される	23.0	29.5	35.8	8.4	3.3	3.60
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなる	26.9	37.4	27.5	5.6	2.6	3.80
(h) 裁判が迅速になる	29.4	29.3	29.6	8.1	3.7	3.73
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	27.9	41.7	23.4	4.8	2.2	3.88

Q7 【回答票7】あなたは裁判員制度の実施後の変化について、どのような印象を持っていますか。次の（a）～（i）のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んでください。まず、「（a）裁判がより公正中立なものになった」についてはどうですか。〔以下（b）～（i）について聞く〕

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	（平均点）
(a) 裁判がより公正中立なものになった	10.3	28.2	51.6	7.9	2.0	3.37
(b) 裁判がより信頼できるものになった	9.5	31.4	48.3	8.3	2.5	3.37
(c) 裁判所や司法が身近になった	22.0	42.0	27.7	6.5	1.8	3.76
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになった	8.5	27.5	52.8	8.6	2.6	3.31
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった	19.8	42.8	31.2	4.7	1.5	3.74
(f) 事件の真相がより解明されている	8.7	25.6	52.4	10.1	3.2	3.26
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなった	12.4	33.9	41.0	9.6	3.0	3.43
(h) 裁判が迅速になった	15.8	31.2	40.4	9.4	3.2	3.47
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	19.7	39.4	32.7	6.3	1.9	3.69

Q8 【回答票8】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。この中からいくつでもあげてください。（M. A.）

69.6(ア) 新聞報道	0.8(ク) 裁判傍聴
8.3(イ) 雑誌	9.3(ケ) 家族・友人・知人等の話
2.5(ウ) 書籍等	4.1(コ) 勤務先での話
90.0(エ) テレビ報道	3.3(サ) 専門家、識者等の話
11.7(オ) ラジオ報道	3.9(シ) 特に原因はなく、自分でそのように考えた
10.0(カ) インターネット	0.2 その他（具体的に
1.4(キ) 裁判への関与	0.8 わからない

(M. T. =216.1%)

Q 9 【回答票 9】あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまると思うものを、次の中からすべてお聞かせください。

(M. A.)

- 76.1(ア) 自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる
61.0(イ) 素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある
50.7(ウ) 専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない
49.7(エ) 冷静に判断できる自信がない
48.2(オ) 被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある
35.1(カ) 裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない
38.1(キ) 裁判に参加することで仕事に支障が生じる
17.5(ク) 裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる
3.6(ケ) 特にな
2.3 その他(具体的に)
0.7 わからない

(M. T. =383.1%)

(全員に)

Q 10 【回答票 10】あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。

- 7.2(ア) 参加したい
11.3(イ) 参加してもよい
43.9(ウ) あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない
36.3(エ) 義務であっても参加したくない
1.3 わからない

Q 11 【回答票 11】刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。

16.7	33.9	29.9	14.6	4.8
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
そう思う	ややそう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思わない

(平均点 3.43)

最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。

《フェース・シート》

F 1 【 性 】 (調査員判断)

48.5 男 性

51.5 女 性

F 2 【年 齢】あなたのお年は満でいくつですか。

13.4	18.2	15.5	16.5	17.1	19.4
20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上

F 3 【職 業】〔回答票 1 2〕あなたのご職業をお聞かせください。この中から当てはまるものを 1 つ選んでください。

33.4(ア) お勤め (公務員・会社経営者を含む)

14.0(イ) 自営・自由業

10.6(ウ) パート・アルバイト

23.2(エ) 専業主婦・専業主夫

2.4(オ) 学 生

16.3(カ) 無 職

0.1 その他 (具体的に)

以上で面接調査は終了です。
ご協力ありがとうございました。

標本抽出方法

母 集 団：全国の市区町村に居住する満 20 歳以上の者

目標回収数：2, 050 人

地 点 数：125 地点

抽 出 方 法：層化 2 段無作為抽出法

〔層 化〕

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の 11 地区に分類した。

(地 区)

北海道地区＝北海道	(1 道)
東北地区 ＝青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県	(6 県)
関東地区 ＝茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県	(1 都 6 県)
北陸地区 ＝新潟県, 富山県, 石川県, 福井県	(4 県)
東山地区 ＝山梨県, 長野県, 岐阜県	(3 県)
東海地区 ＝静岡県, 愛知県, 三重県	(3 県)
近畿地区 ＝滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県	(2 府 4 県)
中国地区 ＝鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県	(5 県)
四国地区 ＝徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県	(4 県)
北九州地区＝福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県	(4 県)
南九州地区＝熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県	(4 県)

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように 23 分類しそれぞれを第 1 次層として、計 63 層とした。

○ 大都市（都市ごとに分類）

（東京都区部, 札幌市, 仙台市, さいたま市, 千葉市, 横浜市, 川崎市, 新潟市, 静岡市, 浜松市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市）

○ 人口 20 万人以上の都市

○ 人口 10 万人以上の都市

○ 人口 10 万人未満の都市

○ 町 村

（注）ここでのいう都市とは、平成 21 年 4 月 1 日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく平成 21 年 3 月 31 日現在の人口による。

〔目標回収数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における母集団数（平成 21 年 3 月 31 日現在の 20 歳以上人口）の大きさにより目標回収数及び調査地点数を配分した。

〔抽 出〕

1. 第 1 次抽出単位となる調査地点として、平成 17 年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が 2 地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の当該母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が 1 地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成 17 年国勢調査時の、市区町村コードに従った。
4. 調査地点における対象者の抽出は、性別年代別人口構成に応じて設定された目標回収数に達するまで行った。